

第 54 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 19 年 10 月 9 日(火) 13:30~20:00

場所 尼崎市中小企業センター

○木本 それでは、定刻となりましたので、これより第 54 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会を担当させていただきます事務局の木本です。よろしくお願いします。

本日は、22 名の委員にご出席をいただいております。茂木立委員、池添委員におきましては、所用のため欠席されております。

なお、本日の委員会につきましては、公開という形にさせていただきます。

それでは、早速ですが、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、第 54 回武庫川流域委員会次第、裏表で、裏面に配付資料一覧がございます。次に、委員名簿、裏が行政出席者名簿でございます。その次、座席表、A 4 1 枚のペーパーです。続きまして、資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3、1 - 4 ということで、第 76 回、第 77 回、第 78 回、第 79 回運営委員会の協議状況でございます。続きまして、資料 2 ということで、基本方針原案についての意見書（答申書案）、ホッチキスどめです。続きまして、資料 3 - 1、原案策定にあたってということで、A 4 の裏表 1 枚ものでございます。続きまして、資料 3 - 2、基本方針修正案でございます。資料 3 - 3 が流域及び河川の概要に関する資料修正版でございます。続きまして、資料 3 - 4、治水に関する資料修正版でございます。続きまして、資料 3 - 5、利水に関する資料修正版でございます。続きまして、資料 3 - 6、環境に関する資料修正版でございます。以上がホッチキスどめの冊子になっております。それから、資料 3 - 7、基本方針（修正案）一覧表、A 4 1 枚ものです。続きまして、資料 4、ホッチキスどめで、各委員からの意見書でございます。続きまして、資料 5、新規ダムに係る武庫川峡谷の環境調査について、運営委員会見解案、A 4 裏表でございます。続きまして、資料 6、A 4 片面で、今後のスケジュールでございます。続きまして、資料 7、武庫川流域委員会への申入書、住民団体名一覧表、意見書等で、ホッチキスどめでございます。続きまして、参考資料ということで、第 54 回武庫川流域委員会参考資料、水田貯留に関する資料でございます。それから、武庫川づくり N o 23、最後に、ホッチキスどめで、各委員からの意見書ということで、当日配付資料の一覧でございます。もし足りない資料がありましたら、受付の方へお申し出ください。

それから、傍聴者の方へのお願いがございます。配付資料の一番上にとじておりますが、発言について、議事録、写真撮影について、記載のとおりでございますので、ご協力をお願いします。また、カメラ等の写真撮影の関係でございますが、委員会の状況を記録しておくために撮影することとしております。内部の記録用に撮影するものですので、個人が

特定されるような撮り方はしないように留意したいと思います。もし承認できないという方がございましたら、事務局にお申し出ください。それと、マスコミ等の取材、本日ある場合もあるかもわかりませんので、あわせてよろしく申し上げます。

それでは、次第の 2 番目の議事に移らせていただきます。議題につきましては、議事次第に書いてありますとおり、武庫川水系河川整備基本方針原案に対する答申案の審議、その他でございます。終了時間は、会場の都合等によりまして、17 時目途でよろしく申し上げます。

それでは、議事の方、松本委員長よろしくお願ひいたします。

○松本委員長 ただいまから第 54 回流域委員会を開催いたします。

7 月 6 日に県の方から基本方針の原案の提示をいただきました。それ以来、本日は 5 回目の流域委員会でございます。この間 10 回の運営委員会を重ねて、何分審議の対象となる項目が膨大なものでございますので、本委員会でチェックをしながら、詳細について運営委員会で県の方と詰めの議論を重ねてきました。この作業もなかなか大変なもので、運営委員会も、会場の時間ぎりぎり、午後 1 時半から始めて、夜の 9 時、10 時という、7 時間、8 時間に及ぶ委員会もたくさんございました。その中で、かなりの意見について、県が大きく原案を修正し、延べ 10 回ぐらいにわたって修正し直した本日段階での修正案がまとまったわけでございます。

しかし、なお、委員会の意見が入れられない問題もございますので、本日はそれを議論します。ただ、いろんな関係上、本日をもって基本方針原案の最終確認をし、委員会の答申書をまとめて、きょう採択をして、知事に提出する。こういうふうな段取りで本日の日程を迎えております。後ほど詳細にご説明しますが、そういう意味で、3 カ月余りにわたった原案審議が、一応本日で本番の協議を終えるという、ある意味で非常に重要な会議になったというふうにご報告を申し上げておきます。

この間、委員の皆さん方の献身的なご努力はもちろんのこと、県の担当者におかれましても、深夜まで、そして、本日お手元に届いておりますこの議事資料、実はけさまでに事務局に届けて、この会議に間に合わせてもらったものもかなりございます。そうした綱渡り的な作業をしていただいた当局にもお礼を申し上げたいと思っております。

では、議事に入らせていただきます。

まず、本日の議事録、議事骨子の署名人の確認をしたいと思います。

本日は、中川委員にお願いしたいと思います。よろしゅうございますかー。ありが

とうございます。

では、まず、議事の 1 として、運営委員会の報告をさせていただきます。

第 76 回、9 月 18 日から、第 79 回、10 月 5 日まで、4 回の運営委員会を開催しました。資料 1-1 から 1-4 までございますが、この運営委員会の報告をもって、本日の議案あるいは議事の進め方についての提案とさせていただきます。

資料 1-1 をごらんになってください。第 76 回運営委員会は、前回の 9 月 13 日の第 53 回流域委員会の議論を踏まえまして、残る 10 個に絞った重要な論点についての詰めを始めました。1 のところに、一つ一つについての確認事項を記載しておりますが、この運営委員会で合意、確認できなかったものは、さらに継続して協議を進めました。一つ一つについては、後の答申案でのご説明と重複しますので割愛させていただきますが、この運営委員会で、ここに記載されていますように、23 号台風被害の記述、あるいは内水面漁業に関する問題、さらには、河川の総合的な利用方針に関する基本方針で、流域住民のかかわりについて記述する問題、さらには上下流バランスに関する問題、生物の 2 つの原則に関する問題を、基本的なところでクリアをしたと思っております。そして、残る問題を次の運営委員会、77 回に引き継ぎました。ここでも、さらに前回の運営委員会での協議、あるいは再検討を求めた部分についての確認を行い、詳細についての詰めを行った部分もあります。いずれも、前回の 53 回委員会で議論した 10 個の論点についての協議でございます。詳細については省略します。裏面にありますのは、その次の運営委員会での議事課題の確認事項でございます。

3 回目の 78 回運営委員会は、10 月 3 日に行いました。ここでは残る論点についてさらに詰めました。この段階でも、基本高水の記述に関する問題と洪水調節施設の優先順位に関する問題については、意見の一致を見ず、平行線のまま継続協議の扱いとしました。しかし、その他の問題に関しましては、かなりの前進を見ることができました。

流域対策の記述については、さらに補強する。③にありますように、前書きにあたる序文のようなものをつけることについても、一定の前進を見ました。そして、この委員会では、答申書のたたき台、素案を、委員長が起案したものを審議いたしました。その意見交換をした上、10 月 5 日の第 79 回委員会にさらに引き継ぎました。答申案に関しましては、この日に審議された意見を踏まえて、同夜中に修正案を作成し、各委員に送付して意見をももらった上、それを修正して、10 月 5 日の第 79 回運営委員会に再提案をいたしました。

第 79 回運営委員会では、下の段に書いてありますが、論点の整理に関しましては、県か

ら具体の前書きに当たるものが提出され、その修文について、さらに各委員が検討して意見を出すということで、一応了解いたしました。正常流量、あるいは水循環機能の確保に関することについても議論し、一定の修正を行うと同時に、再修正を求める課題についても議論をしました。答申案につきましては、この運営委員会では、答申案の構成について異なる意見も出されて、議論をし、その意見を反映した形で、答申書の再構成、書き直しを行うということで、確認をいたしました。

本日の 54 回流域委員会の審議の進め方につきましては、53 回の委員会で示された修正案から 4 回の運営委員会を経由して再修正された点について、県の方から説明を行うことが第 1 であります。第 2 には、現在までに再修正された、先ほど申し上げました原案の改訂版について、委員会の評価あるいは意見をまとめた答申書案を本日の委員会の議題として提案し、議論をする。そして、本日中にそれを取りまとめて、採択をするという確認をしました。第 3 には、答申案の中で、協議継続中のとりわけ洪水調節施設の検討の優先順位、基本高水並びにその流量配分等の記述については、本日改めて議論を行うことを確認しました。その議論を踏まえた上で、答申書に追加として盛り込むことを本日決定をするということになりました。

なお、この答申書の取り扱いについて、この運営委員会では、答申書に既に文書化されていることについては、修正等の意見があれば、それを手直ししていく。2 つ目には、まだ文書化されていない点については、本日答申書にまとめる骨子を確認した上で、その文書化、取りまとめは運営委員会に一任することをご決定いただきたいと思いますと考えております。

3 点目は、新規ダムに係る武庫川峡谷の環境調査に関する件でございます。これについては、この間の委員会の中で県の調査計画が報告され、各委員から質疑並びに意見が出されました。これの取り扱いについての位置づけを委員会としてきちんとしておくべきではないかという意見がございました。したがって、運営委員会として、この件に関しての見解を文書で取りまとめましたので、本日の議題として提案をし、確認をしたいと考えております。

4 点目は、今後の進め方でございます。基本方針の原案に対する答申書を出して以降、この流域委員会がどのように対応していくか、並びに県がどのようなスケジュールで進めていこうとしているのかについての審議でございます。

以上、4 点が本日の主な議題でございます。

なお、議題の進め方につきましては、審議の都合上、第 1 の基本方針の原案の修正内容

の説明をいただいた後、引き続き答申案の提案をさせていただきたいと思います。答申案の案文の中で、修正案に関する委員会としての評価、意見が整理された形で取りまとめられておりますので、議論の重複を避けるために、これを一括して報告、提案し、議論をしたいと考えております。その中で、協議継続中の論点に関してもあわせて審議を進める。このような議事の進め方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、4回にわたる運営委員会の報告並びに本日の議事の進め方についての提案とさせていただきます。

何かご質問、ご意見があれば、いただきたいと思います。

特にならなければ、この提案のとおり議事を進めさせていただきます。ありがとうございました。

では、基本方針の原案の修正点についての説明をしていただきます。この中身は、先ほどのご報告の中にありましたように、基本方針の策定にあたってという序文に当たるものを県の方で作成し、それを冒頭に冠するということが1点であります。これは新たに出されてきたものであります。2点目は、整備基本方針の本文にかかわる修正であります。3点目は、4つの資料編であります。前回の委員会までは、参考資料として、治水、利水、環境並びに流域及び河川の概要に関する資料として提案をされておりましたが、この間の協議の中で、これは参考的な資料ではなく、本文の理解に不可欠な資料であるということで、その認識のもとに、参考を外して、表記上は資料とされております。当運営委員会の答申書では資料編と表記しておりますので、よろしくお願いたします。

では、これに関して県の方からご説明を願います。

○前田 武庫川企画調整課の前田です。

私の方から、武庫川水系河川整備基本方針の修正案について、資料3-1から3-7で説明させていただきます。

まず、資料3-1をお願いたします。この資料は、先ほど委員長からもお話がございましたが、基本方針原案を審議していく中で、できるだけ基本方針の考え方、特徴、あるいは経緯等をわかるようにしてほしいという委員の方の意見を踏まえ、基本方針の本文及び流域及び河川の概要に関する資料、治水に関する資料、利水に関する資料、環境に関する資料の附属資料を含め、今回県が武庫川水系河川整備基本方針原案を策定するにあたって、総括的にまとめた序文でございます。

内容は、1 章に、河川整備基本方針とはという説明を記述しております。2 章には、基本方針原案の作成に至る経緯ということで、この章に、過去の武庫川ダム問題から、新たな合意形成の取り組みとして武庫川流域委員会が設置された経緯等を記述しております。3 章には、今回作成しました基本方針原案の特徴として、1 つ目に、総合的な治水対策への本格的な取り組み、2 つ目に、想定を超える事態における目標の設定、3 つ目に、水循環系の健全化、4 つ目に、まちづくりと一体になった川づくり、この 4 つを記述しております。最後の 4 章には、今後のスケジュールについて記述をしております。

以上が資料 3-1 でございます。

続きまして、資料 3-2 をお願いいたします。この資料は、表紙の凡例に記載しておりますように、第 53 回流域委員会からの追記箇所をグレーの網かけ、削除箇所を一本線の取り消し線としております。なお、本文の修正は、第 79 回運営委員会までの各委員からの意見等を反映したものでございます。

それでは、主な修正箇所を説明させていただきます。

まず、4 ページ下段、ここでは、今回の基本方針策定に至った経緯を、平成 12 年の環境影響評価概要書の縦覧でさまざまな意見書が提出されたこと等を踏まえて、もう少し詳しく記述すべきであるという委員からの意見があり、その旨を反映する記述に修正しております。

5 ページ下段の(11)内水面漁業では、前回の文章表現では一部わかりにくい表現となっておりましたので、より表現が適切になるよう修文をしております。

7 ページ、2 章、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針では、委員からの意見を踏まえ、より表現が適切になるよう修文しております。また、末尾の生活環境の補足説明についても、より表現が適切になるよう修文しております。

8 ページ、②流域対策では、流域対策の水田における取り組みが非常に消極的であるとの委員からの意見を踏まえ、また、水田の貯留については、稲刈り前や中干しの時期を除き、流出抑制効果が期待できることから、各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくというふうに修文しております。

9 ページ、③減災対策では、堤防強化を河川対策だけではなく、減災対策にも入れるべきとの委員からの意見を踏まえ、計画洪水を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避、軽減、及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として、被害をできるだけ軽減するため、「技術開発の進

展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むとともに」というふうに修文しております。

同じく 9 ページの下段、③水循環のところですが、タイトルを「健全な水循環の確保」という形に修文しております。

10 ページ、①河川環境の整備と保全の全体的な方針では、河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する 2 つの原則として、ア 流域内で種の絶滅を招かない、イ 流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持するという形で前回記述しておりましたが、この記述だけでは、2 つの原則の持つ意味が一般人に誤解を与えかねないとの委員からの意見がございまして、2 つの原則の補足の説明を委員会からの提言をもとに追記しております。

11 ページ、②動植物の生活環境の保全・再生も、文章の表現がより適切になるよう修文しております。

以上が資料 3 - 1 の主な修正箇所でございます。

続きまして、附属資料の主な修正箇所についてご説明させていただきます。

なお、前回までは、この附属資料を参考資料という形にしておりましたが、先ほど委員長からお話ございました経緯を踏まえて、今回から〇〇に関する資料というようにタイトルをすべて修正しております。

それでは、資料 3 - 3、流域及び河川の概要に関する資料をお願いいたします。

14 ページ、1.5 歴史・文化では、本文の記述内容を踏まえて、図 1.5.1 流域内の歴史・文化的な施設の位置の位置図を修正しております。あわせて、次ページの図 1.5.2 流域内の歴史・文化的な施設の写真も修正しております。

42 ページ、4.1 水害の歴史、下段の平成 16 年台風 23 号の被害状況については、47 ページの被害状況を踏まえた上で修正しております。

続いて、76 ページ、図 7.3.2 で、昭和 31 年の潮止堰の状況がわかる写真を追加しております。

以上が資料 3 - 3、流域及び河川の概要に関する資料の主な修正箇所でございます。

続きまして、資料 3 - 4、治水に関する資料をお願いいたします。この資料につきましては、図、表だけではなく、それを補足説明する文面等を今回の修正で追記しております。

まず、2 ページ、2.2 洪水のピーク流量の下段に、③計画降雨量として、雨量観測所、統計期間等についてを追記しております。

3 ページは、その雨量観測所の位置図でございます。

4 ページでは、図 2.2 既往洪水の再現計算の結果についての補足説明を追記しております。

5 ページ、(3) 主要地点における計画降雨量への引き伸ばしと流出計算では、その算出過程の補足説明を各段階において追記しております。

6 ページ、表 2.1 ピーク流量一覧(甲武橋地点)の計算ピーク流量の数値が、前回は県の基準として有効数字を二けたとしておりましたが、今回、より正確に記述すべきとの意見等を踏まえて、有効数字三けた、10 単位として表示しております。

7 ページ、2.3 流量確率手法による検証につきましては、より表現が適切になるよう修正しております。また、表 2.3 1 / 100 確率流量(甲武橋地点)につきましても、先ほどと同様に、確率流量の数値を有効数字三けた、10 単位として表示しております。

8 ページ、図 2.5 流量確率分布図に表示している 1 / 100 流量の分布の数値が見にくいとの意見を踏まえ、見やすく表示しております。

9 ページ、3.1 流域対策は、(1) 基本的な考え方、(2) 各施設の対策、(3) 流域対策による流出抑制量、(4) その他(各戸貯留、森林、水田など)の4つの項目に分けて、今回記述しております。

(1) 基本的な考え方では、数値化するものしないもの、すべての流域対策を含めて推進する姿勢を記述しております。

(2) 各施設の対策は、数値として流出抑制効果を治水計画に見込んだ対策の算出条件、進め方を記述しております。

(3) 流域対策による流出抑制量は、数値として流出抑制効果を治水計画に見込んだ対策の施設の選定条件、流出抑制量を記述しております。

(4) その他(各戸貯留、森林、水田など)は、各戸貯留、森林、水田など、現状よりさらに流出抑制効果を上乘せすることが見込めない対策についての考え方や、効果は見込めないものの、その対策を進めていくという姿勢を記述しております。

15 ページ、(1) 関係機関、地域住民との連携の記述内容が、先ほどご説明しました、今回修正した 3.1 流域対策の記述と重なりますので、ここは全文削除という形にしております。

以上が、資料 3-4、治水に関する資料の主な修正箇所でございます。

続きまして、資料 3-5、利水に関する資料をお願いいたします。この資料につきましては、タイトルのみの修正で、その他修正はございません。

続きまして、資料 3-6、環境に関する資料をお願いいたします。

3 ページ、2.1 生物および生活環境の持続に関する 2 つの原則については、委員からの提言にあった、実施する上での課題と実効性を確保するための方策の趣旨を踏まえ、一部修文を行っております。

以上で、基本方針本文、附属資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料 3-7、武庫川水系河川整備基本方針（修正案）一覧表（第 79 回運営委員会以降）をお願いいたします。

今ご説明した資料 3-2 から 3-6 は、第 79 回運営委員会までの委員からの意見書や議論を踏まえた修正案でしたが、資料 3-7 は、第 79 回運営委員会での議論を踏まえて、さらに修正した箇所がわかるように整理した資料でございます。資料 3-2 から 3-6 とこの 3-7 を合わせた形が、最新版ということになります。

資料 3-7 について、まず、この表ですけれども、真ん中の列が修正前ということで、今ご説明させていただいた基本方針本文、あるいは附属資料関係の文章となります。右の列が、その文章に対してどう修正したかという修正の列になります。

上から説明させていただきます。

基本方針の本文、2 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項、まず、前文のところ、7 ページ、32 行目ですけれども、前回の運営委員会での長峯委員の意見を踏まえて、右のように修文しております。読ませていただきますと、「なお、河川整備は長期間を要するものであるため、整備計画策定と計画実施の各段階においてそれぞれ目標を明確に設定し、「参画と協働」のもとで段階的に整備を進めていく。また、事業効果をできるだけ早期に発現できるように、費用対効果等を勘案して、資源の選択と集中を図り、計画の効果的かつ効率的な整備を進める」というふうに修文しております。

前後しますけれども、追記部分をアンダーライン、取り消しを 1 本線の取り消しラインという形で表現しております。

続きまして、②緊急時の水利用ですけれども、これも前回の運営委員会での村岡委員からの意見書を踏まえて、右のように修文しております。

「また、近年の少雨化傾向を踏まえ、水利用者相互の応援・協力体制の強化を初めとする広域的な水融通の円滑化に関係機関及び水利使用者と連携して取り組む」。

続きまして、③健全な水循環の確保につきましても、前回運営委員会での村岡委員から

の意見書を踏まえて、右のように修文しております。

「そして、その一環をなす川を巡る水環境について関係機関や地域住民と連携を図りながら、流域が本来有している保水、貯留機能や地下水かん養機能の保全、流域の水利用の合理化、水辺環境の保全・創出等に努める」

続きまして、⑤水質の向上。これも、前回運営委員会での村岡委員 からの意見書を踏まえて、右のように修文しております。

「水質については、高度処理を含む下水道整備等や排水規制の徹底などによる行政指標としての水質の向上だけでなく、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど」。

続きまして、治水に関する資料―資料 3-3 の 3 章、高水処理計画、 3.3 洪水調節施設の整備状況についてです。ここでも、前回の運営委員会での議論を踏まえて、ここに記述してあります文章を全文削除というような形で修文をしております。

以上で、資料 3-1 から 3-7 の説明を終わらせていただきます。

○松本委員長 以上が前回 53 回の本委員会に提示された修正です。当初原案から、流域委員会を開くたびに修正版が出されております。わかりやすくするために、既に修正版として提示されたものは、もう直ったものとして、新たに修正したところを次々に書き加えていっておりますので、本日説明されたのは、前回 9 月 13 日の版以降の追加修正ということ間違いのないようにご確認ください。

何分、運営委員会は長時間にわたって議論をして確認をしてきています。事務局の方できちんと作業をしていただいていると思いますが、運営委員の方々、会に出ておられた方々のチェックの上で、この修正版のバージョンが、もし漏れとか、お気づきの点があれば指摘いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

冒頭申し上げましたように、本日説明をされた改訂版を対象として、この原案の審議についての答申を取りまとめました。その中で、この修正に関する委員会としての評価、あるいは残る意見も加えております。さらには、再修正を求める点についても記載しておりますので、このことをまずご説明をした上で、一括してご討議を願いたいと思います。

では、資料 2、武庫川水系の河川整備基本方針原案についての意見書と題した答申書案をご提案します。最終的な案としては、きょう未明にでき上がったもので、多分どの委員もこの最終版は目を通されていないと思いますので、若干えらいですけれども、全文を朗

読してご提案にかえますので、よろしく申し上げます。

武庫川流域委員会は 2007 年 7 月 6 日に開催した第 50 回流域委員会で河川管理者（兵庫県）から提示された武庫川水系河川整備基本方針原案について、5 回の流域委員会及び 10 回に及ぶ運営委員会で委員から提出された膨大な修正・加筆意見をもとに審議し、県と協議した。

その結果、県は原案を大幅に修正・加筆して 10 月 9 日までに 9 回にわたり修正版を更新し、同日開催された第 54 回流域委員会に原案の改訂版を提出した。同委員会でもさらに、河川管理者と委員会の考え方が最後まで一致しない論点について協議し、これらについては重ねて修正・加筆等を要請するものとして、流域委員会としての原案審議を終えた。これは、これからきょうやることも一緒に書いてあります。

この基本方針原案の審議を終了するにあたり、大幅に加筆・修正された改訂版をもとに、原案審議の過程で確認された問題や明らかになった問題点を指摘するとともに、委員会の提言が反映されなかった項目についてさらに再検討を求め、以下のとおり委員会の意見を添えて答申する。

兵庫県は当委員会の 2006 年 8 月提言を真摯に受けとめようと武庫川総合治水推進会議を設置している。流域委員会はこの基本方針策定以降も、河川整備計画の策定プロセスについても継続して県と協議し、長期にわたってその責任を果たしていかなければならない。こうしたことにかんがみ、兵庫県及び河川管理者はこの答申書に添えた意見の扱いはもちろん、河川整備計画の策定においてもその方向性を誤ることのないように留意されたいということで、まず 1 番目は、原案の修正にかかわる協議プロセスと改訂版の位置づけです。

前文に記載した経緯から原案の本文をほとんど書き改められ、附属の資料編についても重要な箇所は大きく書き改められて、武庫川水系河川整備基本方針（当初原案を修正した改訂版）が生まれた。幾つかの論点について委員会は納得できず、最後まで相入れないものはあったが、膨大な修正意見に対しておおむね合意に至ったことについて、担当者の努力を率直に評価したい。

したがって、この改訂版は、よりより方針づくりを目指そうとする共通の思いによって、流域委員会という場を通じたよりよい内容の基本方針への意見提案と、互いの意見を理解しようとする流域住民、委員会と管理者双方の努力で形成される参画と協働のプロセスの成果として仕上がった文書という性格を持つものであって、関係者の協働作業の成果である。

委員会ではその審議の過程で進行上しばしば、「(その修正で) 合意する」との表現が用いられてきたが、厳密な意味では、この改訂版は、委員会と河川管理者の合意文書という性格を持つものではない。制度上、基本方針への記載内容は最終的には河川管理者がその責任において判断するものだからである。しかしながら、武庫川では参画と協働を基本とする一連の取り組みによって、流域住民は委員会の場を通じて基本方針原案に対して意見を述べる機会を有していた。

それゆえに、原案に対して相違点となる意見は、流域住民の視点に立った意見にどこまで管理者が納得できるのかという点が大切であり、管理者がそれぞれの意見に対して得心した内容のものが、管理者の責任のもとにその都度、原案の修正として延べ9回にわたって書きかえられてきた。

原案提示以降の委員会審議はこのように進行し、この過程を経ることによって、結果として、よりよい内容の基本方針案に仕上がったと評価することができる。同時にそれは、少しでも社会的な合意をも得やすい方向で仕上がったということも意味している。

この一連のプロセスを支えてきたものは、一般住民の関心を初め、委員会と管理者双方の熱意と根気にある。双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの合意を図るという姿勢を貫いた結果でもある。基本方針で決定的な対立点を残したままでは、次に控える整備計画の審議に大きな禍根を残すと懸念したからでもある。

以上の位置づけから、言うまでもなく管理者は、パブリックコメントや県河川審議会等、今後の方針策定の過程において、この基本方針原案改訂版に関する十分な説明を行う責務がある。

2 番目は、当初原案についての委員会の評価です。

委員会の 2006 年 8 月提言は、当委員会が 2004 年 3 月の兵庫県知事の諮問に対して忠実に真摯に対応し、2 年半にわたって長時間の議論を重ねて取りまとめたものである。このことはさきの提言書に述べたとおりである。そして、知事はこの提言の重みを率直に受けとめて、新しい河川行政に生かしていきたいと再三にわたって言明されている。

しかし、当初提示された基本方針原案の内容は、残念ながらそうした経緯を反映していないような印象を与えた。特に、総合治水への意気込みが文案からはうかがいがたく、旧来型の河川行政に立ち戻ったかのような印象を多くの委員や原案に注目していた多くの住民に与えた。その結果が、多数の委員から膨大な分量の修正意見書が出され、事務局が整理した項目だけでも当初の段階で 300 項目を超えたことに象徴されている。

委員会に対する知事の諮問も、委員会の 2006 年 8 月提言も、これまでの河川行政のあり方に対する深い反省から、河川整備を従来のように川の中だけで考えず、流域全体で考える、すなわち洪水が一挙に川へ流入するのを流域全体で抑制する流域対策を展開し、治水、利水、環境を一体的にとらえて、これまでにない総合治水に全面的に取り組むことにあった。にもかかわらず、その取り組みの姿勢が消極的との印象を与える原案であったため、各委員がより積極的な取り組みに関して個別具体的に指摘していったために、原案審議に大きな時間をとることを余儀なくされた。

同じことは、委員会提言に沿って原案を作成したという説明が行われたものの、実際には基本方針本文はもちろん、資料編においても新しい試みに対しては既存の他の河川との見合いや国の意向等を優先し、委員会提言の趣旨を反映することに消極的であるとの印象を与えたことは、委員や住民に河川行政に対する不信感を与えかねないことに十分に留意する必要があるということで、これは当初原案に対する委員会の評価です。

3 番目は原案の改訂版についての評価と確認事項等で、ここからは、この改訂版についての評価と確認事項を記載しております。主に委員会から出した意見について、おおむね反映されたというふうに判断したものが中心であります。

(1) 従来 of 河川整備の考え方を転換する「政策目標」の明記。

審議の結果、当初原案が大幅に書き改められ加筆修正された改訂版は、河川整備の基本方針としては従来にない画期的な意義を持つものとなった。

第 1 に、この基本方針には、従来 of 武庫川水系工事实施基本計画では触れられること of なかった政策目標が明確に記述されている。

具体的には、河川 of 総合的な保全と利用に関する基本方針に、「想定を超える事態においても第一に人的被害 of 回避・軽減を図ること、第二にライフラインや緊急輸送路等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する」として、明確に基本方針 of 目標を規定している。これは、総合的な施策によって得られる成果を目標として定めたものであり、河川管理者（以下、管理者）が県民に約束する政策目標（政策実施により得られる結果）を示したものと理解できる。今後策定される武庫川 of 河川整備計画における少なくとも治水対策と利水対策においては、この政策目標に合致していることが求められる重要なものである。

国管理 of 一級河川 of 河川整備基本方針においてさえも、2007 年 9 月末時点で策定済みの

75 水系でこのように明確に目標を記述した事例は数少ない。目標という単語さえほとんど記載されていないのが実情である。

第 2 に、この政策目標が、想定を超える事態においても、すなわち超過洪水の場合や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合をも対象とし、目標として定めていることに注目したい。超過洪水に対しても人的な被害を回避・軽減するとともに、生活や社会経済活動への深刻な被害を回避するために、総合的な治水・利水対策に取り組むという宣言でもある。従来は河川整備の考え方では、計画規模を想定し、その想定を上限とした整備実施（計画規模の洪水を安全に流下させること）のみを目標としてきた。このため、従来は超過洪水への対応そのものが記載されておらず、管理者が超過洪水に対しても成果を目標として示したのは今回が初めてと言える。このことは、従来の河川整備の考え方を 180 度大きく転換する意義を持つものである。

これらは、審議の過程を通じて共有されたダム等の洪水防御施設の充実をいかに図っても水害をなくすことはできないという事実認識と、その前提において管理者が果たすべき責任とは何かという真摯な議論に基づくものである。本来、こうした政策目標は明記されることが当然であり、これまで明記されてこなかったことの方が特殊な状態であった。この点は当初原案でも記載されていなかったことや、前例がほとんどないことを考えると、改訂版はこの点で画期的なものになったと言えるということで、政策目標とりわけ超過洪水についての目標設定を明記したということについての評価をしております。

（2）流域全体における総合的な治水への取り組み。

改訂版では、総合的な治水への流域全体での取り組みを明記している。委員会の 2006 年 8 月提言で述べたように、総合的な治水は河川管理者のみで推進し得るものではなく、流域 7 市及び県政の関連部署との連携による行政横断的な総合政策として推進する必要がある。加えて流域住民と流域で事業を営む事業者とも緊密な連携と協力を欠かせない。

総合治水の展開については、後述するように、個々の流域対策についてさらに努力を期待したい部分を残しているものの、基本方針の中でその推進を明確にし、総合的な治水を強力に展開、推進していくことを明確にした意思表示は評価したい。

県は既に 8 月提言直後に、副知事をトップとする武庫川総合治水推進会議を設置し、総合的な治水の推進に向けて取り組む姿勢を示しているが、今後は個別具体的な課題についての具体的な推進策を明らかにし、実行と実効性を高めていくことに期待するものである。

そうした意味では、改訂版は、武庫川流域をモデルとして流域での総合的な治水に取り

組む兵庫県の総合治水宣言として受けとめたいというのが2点目で、総合治水への取り組みであります。

(3)「武庫川らしさ」を反映した内容。

河川整備基本方針は国土交通省のひな形を踏襲し、全国画一的な最低必要限度の記述にとどまるという傾向が全国的に見られる。固有名詞を取りかえれば、どこの河川の基本方針かわからないようなものもある。

今回の武庫川の整備基本方針の策定過程はその点では全国に先んじて総合治水に取り組んだり、計画策定プロセスについても画期的な展開をしてきた。当初案ではそうした武庫川の整備計画推進についての特徴や、武庫川の河川や流域の持つ特徴を踏まえた記述が希薄であったが、改訂版では、一定の武庫川らしさが随所に記載された内容となった。それは、流域及び河川の概要はもちろん、特に河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の冒頭に1ページを設けて理念と骨格を記載したことに如実にあらわれている。

とりわけ、治水への要請と同時に河川環境への高い関心を同時にあわせ持つことから、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の骨格となる理念の中に、治水と環境保全への両方に対する方針を書き込んでいる。また、河川整備のすべての段階において、流域住民等との参画と協働によって推進することを方針として書き込んでいることも特筆される。

これらはいずれも今後の武庫川づくりの大きな指針となるものである。

また、基本方針文書の構成についても、その構成を従来型から改めるとともに、冒頭に序文に相当する文書を冠することによって、一般県民にもわかりやすい、読みやすい文書になった。

当初県は、こうした構成の変更や序文を冠することに関して、法定文書である本文の構成や書き方については、旧来のやり方や他の河川における文書スタイルとの横並びにこだわり、かつてない策定経過と計画内容を目指した武庫川らしい基本方針の書き方を求める委員会との間で長い議論を費やした。委員会は、河川法（政令）に基づく河川の総合的な保全と利用に関する基本方針と河川の整備の基本となるべき事項が記載されていれば、文書の構成は河川管理者の裁量権の範囲にあることを主張し、県民にわかりやすい文書にするよう求めた。

最終的には、従来の構成を大きく変えることに県も合意し、基本方針本文は「1 流域及び河川の概要」を初めとする3本柱で構成するとともに、序文に当たる「武庫川水系河川整備基本方針の策定にあたって」という前文を冠することになった。序文の中では、基

本方針の定義と運用、策定に至る経緯、基本方針の特徴や今後のスケジュールなどが簡潔に記載されている。

なお、この協議の中で、河川管理者としては、この序文を含めて基本方針の本文と、流域及び河川の概要、治水、利水、環境の4つの資料編をセットにしたものを武庫川水系河川整備基本方針として取り扱うことを確認したということであり、説明は省略します。

(4) 超過洪水対策と堤防強化について。

この件は、最後まで協議が続いた部分であります。

当初原案では、洪水が計画高水位(H.W.L.)を超える場合の堤防強化について触れられていなかったが、修正によって「将来的な技術開発の進展に合わせた堤防強化の推進」を明記した。

天井川となった武庫川下流域の築堤区間においては、想定を超える洪水になっても堤防が決壊して壊滅的な被害をもたらさないようにすることが住民の最大の願いであり、下流域では堤防強化を最優先の治水対策とするよう、委員会は提言してきた。しかし、県は、河川行政として約束できるのは、あくまでも計画高水位以下の洪水を安全・確実に流下させるための堤防強化であり、それ以上の洪水に対する堤防強化は技術面で実用化のめどが立っていない現状では約束しても責任を持ってないという議論に終始した。

協議の結果、最終的には河川対策、流域対策に次ぐ減災対策の中で、「計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む」として加筆された。

この加筆修正が意味するものは、河川管理者として責任を持つ基準となる計画高水位以下の洪水を安全・確実に流下させるための堤防強化にとどまることなく、計画高水位を超える洪水に対しても技術開発の進展にあわせて強化することである。

築堤区間においては、計画高水位に対する堤防余裕高が比較的大きく、計画高水位を超える水位に対してもその余裕高部分が容易に決壊しないように補強することは定性的な安全度向上に寄与する。堤防強化技術は時代によってさまざまな技術が工夫され、将来さまざまな工夫が生まれる余地があり、超過洪水に対してハード面でも対応する方針を持つことによって、技術の進展を促す期待も含まれている。

なお、こうした堤防強化を実施したとしても、避難が減災の方策として必要不可欠であ

ることには変わりはないということであります。

(5) 計画進行のあらゆる段階で「参画と協働」を貫く。

当初案では、計画の各段階における流域住民のかかわり方についての記述が乏しかったが、改訂版では、計画推進のあらゆる段階において参画と協働を貫くことが明確にされた。

「これらのことを踏まえ、専門家や地域住民等の「参画と協働」のもと、安全で自然と調和した個性豊かな武庫川づくりに向け、流域全体での総合的な治水対策を基軸として、治水、利水、環境にかかわる施策を展開する」と明記された。

また文末には、「河川整備は長期間を要するものであることから、整備計画策定と計画実施の各段階においても目標を明確にしてできるだけ事業効果を早期に発現できるよう費用対効果等を勘案して、選択と集中により効果的かつ効率的に整備を進めるため、「参画と協働」のもとに段階的な整備を進める」と明記された。

このことは、整備計画策定の段階は当然であるが、計画実施や以降の計画見直しのすべての段階においても、それぞれの時点での目標を明確にし、参画と協働を貫くことを意味していることを確認した。

この最後の部分については、先ほどさらに追加修正が行われましたので、その文章に置きかえる必要がございます。

(6) 上下流バランスに関する記載について。

当初案では、洪水、高潮などによる災害の発生の防止または軽減に関する事項の中で、項目を設けて上下流バランスの記載があったが、改訂版ではこの項目を削除し、河川対策の方針の中で「本支流及び上下流の治水バランスに十分配慮しながら」と一般論として記述することにとどまった。

上下流バランスは河川対策の一般原則として重要な点であり、下流から順次整備していくことが肝心である。ところが、武庫川においては、三田市の北摂三田ニュータウン開発にあわせた中流域の三田市街地の整備を先行させた結果として、新しい降雨モデル評価では上下流バランスを失っているという経緯を持つ。そのような現状分析を踏まえず一般的な原則を殊さら記載する意義は見出せない。

むしろ、結果として治水の大原則である上下流バランスを失うこととなった過去の上流優先整備から学んだ教訓を今後の整備計画に生かすべきである。具体的には、宝塚新都心計画や北摂三田第2テクノパーク計画など流域内の大規模開発計画について、現時点でいまだ明確な方針が出されていない。しかし、開発予定地であることから、基本的に開発方

向の進展がある可能性が高いことを踏まえ、整備計画の検討において再び上流優先の整備を進める結果とならないよう十分配慮すべきである。

また、武庫川の整備計画の議論の中では、下流域の整備目標流量を高く設定するための根拠として県が一貫して主張してきた経緯があることを考えると、過去の経緯を踏まえずに一般原則を殊さら強調することを修正した意味は大きいということでございます。

(7) まちづくりと一体となった川づくり。

当初案では、まちづくりとのかかわりについての記述は希薄であったが、改訂版では、川づくりとまちづくりのかかわりの記述が明瞭になった。

まず、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の理念を記載している部分において、「流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、流域関係市の総合計画、都市計画区域マスタープラン等との調整を図り、かつ土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る」ことが明記された。

次に、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の減災対策において、「まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る」ことを明記している。

これらが意味することは、関係機関との調整を前提としながら、土地利用の規制、誘導を含んでまちづくりと川づくりを一体化したものとして取り扱う必要性とそれを推進することである。この背景には、高度に市街化したはんらん域を持つ武庫川において、河川のみによる川づくりの限界と、武庫川を地域資産として活用した積極的なまちづくりの推進という2つの視点から、共通する認識を示したと言えるということであります。

(8) 武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則について。

当初案では、河川環境の保全に関する2つの原則について部分的記述にとどまっていたが、改訂版では、これらの原則を、河川環境の整備と保全の全体的な方針において、ほぼ完全な形で加筆修正された。

委員会は、河川整備の際に適用する重要な原則としてこの2つの原則を提言していたが、部分的な記述によって誤解を生じたり、解釈において改変されるおそれを排除するために提言を忠実に反映するよう求め、ほぼ全文が記載された。ただ、一部の文言については修正を加えたほうがよいと判断される箇所があるため、8月提言の文言は一部修正した。

なお、種と個体の保全のどちらを優先するかについて、種を守っておれば個体や生態系の回復はあり得るという解釈がひとり歩きし、適当な場所への移植等によって種は守られたという解釈が通用することへの懸念に対して、こうした勝手な解釈をいさめるために、この原則は、武庫川水系に暮らす種が将来的にも武庫川水系で持続的に生息し得ることを目標とすることや、生物の生息空間の総量維持の原則についても、保全と再生による総合的な環境対策を子細に明記している。

また、実施する上での課題と実効性を確保するための方策についても具体的に明記し、技術的な検討については専門家による技術検討を記載している。この原則は、こうした全体の枠組みをセットで履行することが前提になっていることを忘れてはならないというふうに確認をしました。

(9) 内水面漁業と魚類（水生動物）の生活環境の保全・再生について。

当初案では、内水面漁業や魚類の生活環境の保全・再生について記載されていなかったが、改訂版では、武庫川における内水面漁業や魚類の生活環境の保全・再生についての対応が記載された。

改訂版では、内水面漁業の現状を記載した上で、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の中の動植物の生活環境の保全・再生において、「武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されているが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める」と加筆修正されている。

この修正は、魚類の移動の連続性を確保し、より望ましい生息環境の確保を目指すこと、加えて、武庫川漁業協同組合が県に要望している、武庫川でも天然アユの遡上復活を目指すことも意味し、そのための水質、水量、河川構造の条件整備に取り組むことを意味していることを管理者も確認した。

文章表現上はこのような文章になっておりますが、その意味することについてはこのような確認をしております。

委員会の 8 月提言の中でも魚類への言及が不十分であったことに委員会としても反省しており、提言提出後に漁業関係者へのヒアリングを重ねた結果、かつては天然アユが豊富に釣れた豊かな淡水魚の河川であったこと、ここ数十年ぐらいの間に生息環境が極度に悪化していることを共通認識として持つに至っている。

なお、今後の審議のために、何らかの形で漁業関係者が協議に参加することの必要性を

指摘しておくということでもあります。

(10) 台風 23 号被害の記述について。

当初案では、治水事業の沿革（基本方針本文の流域及び河川の概要）に関する記述の中の平成 16 年の台風 23 号被害についての記述について、武庫川にとっては既往最大流量をもたらした災害であるにもかかわらず、具体的な被害の記述が希薄であることが問題になった。特に、8 月提言をまとめるまでの流域委員会の審議に大きな影を落とした西宮市のリバーサイド住宅地区の被害と実質的な全戸移転による解決に至ったことを本文に明確に記載することを委員会は求めた。

県がこれに難色を示した理由はいまだ明快ではないが、ようやく「下流部の西宮市名塩木之元（リバーサイド住宅）等未整備区間において、住宅の床上・床下浸水や橋梁の流失などの被害が発生し」という事実を挿入することによって、委員会の意見は辛うじて反映された。また、資料編についても記述や資料を補強した。

治水計画は、過去の被害や対応の失敗等から学ぶことが何よりも重要であり、過去の被害の記録や治水事業の経緯に関する記載は、今後の治水計画の立案にそれがどのように生かされたかを明確にすることが重要である。この観点からすれば、過去の記録は記録として記載し、これとはかかわりなく治水計画が策定されるかのような印象を少なくとも委員会や県民一般に与えたことは、今後の大きな反省材料でもある。このことは、災害や治水事業の経緯だけでなく、流域及び河川の概要を記載する際にも、何のために記載しているのかということを常に念頭に置かねばならないという面から共通する課題でもあるということを記述しました。

ここまでが、改訂版と私たちが呼んでいる中身についての主要な論点に関する評価並びに追加意見というふうに見えるかと思います。

4 番目は、さらなる修正努力を求める問題であります。

一定の前進を見られた、修正が行われたけれども、なお委員会と県との間では意見の隔たりがある。しかし、今次の協議の中では、これまでの段階ではこれ以上進められなかったけれども、最終的にはさらなる修正努力を求めたいという部分であります。

(1) 流域対策及び、特に水田貯留への取り組みについて。

降雨が河道に流入する前に、流出を一時的に抑制する流域対策は、総合治水の重要な要素である。

河川整備の基本となるべき事項について、ピーク流量等一覧表では、流域対策による流

出抑制量は参考表示して括弧書きにとどまり、その数値は提言からもかなり減じた数値となっている。

旧来の河川計画に関する文書を顧みれば、参考表示の形でも異例の記載で画期的な表現であることには一定の理解は得られるものの、武庫川の特性を顧みると、さらなる努力を期待したい。

流域対策を高水処理計画に位置づける際の難点として県が挙げた理由は以下の 3 点である。

1、公的所有ではない施設では、将来にわたって治水施設として維持され、期待した流出抑制量が確実に担保される保障がない。

2、水田など一時貯留施設の貯留操作に公的強制力が及ばない民間の場合には、確実に行われる保証がない。

3、ピーク流量の流出抑制に寄与するための貯留技術等の開発が不明で、現時点では数値として計上するには限界がある。

これに対し委員会は、以下のような意見を提言している。

1、武庫川流域 500km² における流域対策を進めるのに、公的所有施設に限ればその可能性はごく少数に限定され、総合治水の名に値しなくなる。総合治水とは、河川管理者だけで取り組むのではなく、流域のあらゆる住民、事業者が協力して取り組むことである。

2、超長期の目標を挙げる場合に、現時点での厳密な担保を求める必要はない。現時点では具体的に整合性を持たなくても、将来の参加や技術開発等を促進するためにも、河川管理者が目標を掲げることが流域対策推進の重要なかぎとなる。

3、仮に現時点で高水処理計画に位置づけることが困難な対策があるとしても、将来の可能性を視野に入れ、その実態に応じた制度設計などを先行してつくることは必ずしも不可能ではない。むしろ、そのような知恵を出すことを通じて、視野の広い流域対策実現のプロセスが見えてくると思われる。

流域対策の中でも、水田の一時貯留については 8 月提言でも詳細な提案を行っている。県が一部の農会長等へのアンケートを実施したが、アンケート結果では約 8 割が水田への一時貯留による治水活用について条件つきで賛成しているとも分析できる。

水田の持つ一時貯留機能は、高水処理計画においては記載が困難であるとしても、現実の降雨時、とりわけ中小降雨や集中豪雨による小地域の流出抑制機能において治水効果を発揮する。水田耕作者の治水貢献への高い意識と、既に県が実施しているモデル地区等で

のさまざまな試行と、水田がもたらす治水への流域住民の期待にかんがみ、武庫川流域における総合的な治水の象徴的存在として、水田の持つ一時貯留機能を最大限もたらすように、管理者はあらゆる努力を図ることが求められている。

水田の治水活用は委員会の8月提言をまとめる過程でも多くの提案が出されており、特に農業政策の観点からも重要な意味を持っている。例えば、現在耕作中の水田以外にも、農村人口の減少と高齢化により放棄された水田も武庫川流域で次第に目立つようになってきている。これらを流出抑制対策に活用することも積極的に検討すべきである。所有権の問題等検討課題は多いが、放置すれば社会的にも別の問題を引き起こすことを考えれば、総合政策の観点から積極的に取り組むべき課題の1つでもある。

また、資料編には検討過程で使われた資料や数値の算出、検討資料などを盛り込み、理解をしやすいようにするべきであるというように、さらなる修正加筆を求めています。

(2) 適正な水利用と流水の正常な機能の維持について。

正常流量の確保については、当初案では文字どおり流量だけの確保ととられていた傾向にあったが、最低限、流水の連続性について記述が必要であることを求めた結果、「流れの連続性」という表現が加筆された。正常流量は最低限確保すべき許容ミニマムの流量であることを直視し、より豊かな水量の確保に配慮した計画づくりを進めるべきである。

水循環機能の確保については、水循環は流域を単位とした空間の水移動の基本的な機構として、治水、利水、環境の各観点にかかわるものであり、総合治水の基本方針の中でも、健全な水循環は上位に位置すべき概念である。

当初案では、水循環の位置づけ及び健全な水循環の具体的な扱いが軽く、基本的なイメージや達成の方向を理解できるものではなく、その定義も資料編でしか記述がなかったが、改訂版では大幅に加筆修正され、水循環の定義が明確になり、健全な水循環系づくりの方向が見えるようになった。

今後は、健全な水循環が基本方針の中の言葉だけに終わることのないよう、整備計画の治水、利水、環境のあらゆる面でこれを視野に入れた計画づくりがなされるように期待したい。

しかし、さらなる加筆修正の努力を求める事項も多い。

1つは、水量を回復させる方策の方向性である。内水面漁業と魚類（水生動物）の生活環境の保全・再生で示したとおり、水質、水量、河川構造の条件整備に取り組むことを意味しているものの、それらの具体的な方策についての方向性を記述するまでに至っていない。

い。特に水量については、長期的に少雨傾向が示されており、現状を改善する方向性なしに回復は望めない。広域的な水融通や取水・排水の見直しなど広範囲の検討を要する課題ではあるが、問題意識の喚起とともに、今後の積極的な取り組み方針を盛り込むことを求めたい。

2つ目は、健全な水循環系を一連の川の流れの中で確保するための原則として、武庫川から取水した水は武庫川に戻すという原則を目標として掲げるべきである。もちろん原則であり、現実にはなし得ないことがあるのは認められるが、農業用水、上水、発電用水等で取水した水は、下水処理場からの排水も含めて、できるだけ早くもとの川に戻す目標を掲げるべきである。河川の総合的な管理者である河川管理者にはその責務があり、森・川・海の再生プランを県政の柱に掲げる兵庫県としては、とりわけ重要な課題であると言える。

3つ目は、地下水の保全に努めることをうたうべきである。武庫川の下流域は、過去に著しい地盤沈下を経験し、さまざまな問題を招来し、河川事業にも大きな影響をもたらした。地下水と河川は密接なかかわりがあり、大地震時の影響を含めて今後とも関係部局とも連携して地下水管理に注力することを目標に掲げるべきである。

4つ目は、渇水時等の緊急時の水利用については、当初案では「関係機関及び水利使用者と連携し、情報提供、情報伝達体制を整備する」ととどまっていたが、改訂版では「水利使用者相互の応援・協力体制の強化をはじめとする広域的な水融通の円滑化に関係機関及び水利利用者と連携して取り組む」と加筆された。

しかし、広域的な水融通の円滑化は、8月提言の骨格の1つでもある既存ダムの治水活用の実現に大きく影響する問題でもある。流域人口の減少や節水と原単位の見直しにより、既存ダムの利水容量の下方修正に可能性があることや、緊急時だけでなく平常時においても水融通の円滑化のために広域的な給水ネットワークを推進する必要があることを念頭に置くべきである。給水ネットワーク構想は、渇水時の水融通だけでなく、総合治水を進めるための既存ダムの事前放流やピーク流量の低減にも役割を果たすという観点からも、既存ダムの貯水容量の利用配分の見直しの検討も含め、その配分権を有する河川管理者として具体的な方向性を記載するべきであるということ、さらなる修正を求める点を4点記載しました。

次の5番目は、意見が反映されなかった問題であります。

これは、何回も申し上げておりますとおり、洪水調節施設の優先順位に関する記述と基本高水のピーク流量と配分の将来見直しにかかわる記述については、部分的な修正、削除は

行われましたが、本質的なところではまだ継続協議中であります。これは本日の後の議題とさせていただきます。

6 番目には、今後の課題についての幾つかの要請と留意点ということを記載しております。これについては、後ほど討議が必要な部分もありますが、時間の関係で既に答申案で盛り込んで、このような形で集約することについてのご賛同を得られれば、このような形で答申書に取りまとめていくことをご承認いただければと思います。

(1)「参画と協働」による河川行政推進の課題。

兵庫県が全国に先駆けて徹底した住民参加の流域委員会を立ち上げ、整備計画のみならず基本方針から委員会へ諮問し、しかも基本方針と整備計画の原案作成への指針となる提言を求めた二段階方式を採用したことは、全国的に極めて高い評価を受けている。阪神・淡路大震災の貴重な体験に根差して、計画段階から住民主体の行政推進を重要施策に掲げてきた結果でもある。

しかしながら、流域委員会の審議の過程では委員会の主導的な運営に協力し、また具体の議論の現場では一定程度の理解と対応はできていたものの、原案作成段階になるとそのプロセスの公開性が減じられ、原案自体に盛り込まれた参画と協働の理念と姿勢は徐々に希薄化されていった。

委員会提言でも述べていたように、参画と協働は具体の個々の事業の現場で実態的に運用されなければ何の価値も見出せないことになる。旧来の反省の上に立ち、計画策定段階、実行段階、計画の見直し段階すべてにわたって参画と協働の理念を生かしていく強い決意が基本方針の中に盛り込まれる必要がある。画期的な河川整備の基本方針をつくろうとする努力に対し、多くの委員は兵庫県政の旗印にそれでは汚点を残しかねないのではないかという懸念を抱いた。

この点に関しては、計画進行のあらゆる段階で参画と協働を貫くの中で述べたとおり、基本方針本文の河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の前文で2カ所にわたって記載され、その意味合いを確認した。この趣旨をたがえることなく、今後より一層具体の計画づくりや実行に移す段階でも、参画と協働の実効性を上げていくよう努力されたい。

なお、参画と協働については、もう1点重要な指摘をしておきたい。参画と協働を実現するためには、その前提として十分な情報公開を行うことが必須である。行政にとって知られたくないこと、不都合なこと、まだ検討段階の情報についても可能な限り共有していくことが不可欠である。行政にとって都合のよいことだけを公表するのは広報の段階でし

がなく、それでは計画段階からの参画や協働を進めることはできない。こうした徹底した情報の公開と共有は、他方で行政の方針について住民から誤解や疑惑を抱かれないためにも最良の手段となることを銘記すべきであるということ、今後ともさらに一層、参画、協働の姿勢に磨きをかけるように要請をするということでもあります。

(2) 進展する地方分権への対応と自立した自治体への姿勢について。

武庫川は兵庫県知事が管理する県管理の河川である。その河川整備基本方針を策定するに当たり、法律的には国土交通省の同意が必要なことは承知しているが、その基本方針を策定するに際しては旧来とは大きく条件が変化していることについての認識が、河川行政の現場レベルではまだまだ乏しいことが明らかになった。

2000年の地方分権システムへの移行に伴い、国と地方の関係は対等・協力の関係になった。さらに、機関委任事務の廃止によって国の関与が大幅に制限され、法律に基づかない限り、県の行う事業について国は関与できない仕組みに変わった。政令・省令で定められていることも、国からの通達によらず、県はみずからの判断で法解釈をすることも可能になった。しかし、予算計上等の補助金の裁量権は国土交通省が持っていることから、その指示を仰ぐことが優先され、兵庫県みずからの責任で行うべき基本方針の策定に及び腰になっている印象を幾度となく受けた。

地方分権改革は今第2期に入り、ほんの数年後には大きな転換点がある。国の直轄河川の府県への移譲も改革の俎上にのぼっており、河川行政分野での分権型社会への変化は急ピッチで進む可能性がある。兵庫県の河川管理は県が胸を張って独自の観点から進める自信を持ってほしいというのが委員会の率直な期待である。地方分権のリーダーシップを握ろうとしている兵庫県政のおひざ元らしく、分権時代の河川行政を武庫川で先鞭をつける姿勢が欲しいという注文をつけております。

(3) 今後の基本方針の見直しについて。

超長期に及ぶ河川整備の基本的な方針を示す河川整備基本方針は、策定時点で入手できる範囲内の資料やデータをもとに整備の目標や対策を定めたもので、当然のこととして将来的に確実に固定されるものではなく、前提条件が変わってくれば将来において見直すことは当然の帰結になる。県も序文において、「社会的影響を考えると安易に変更するものではありませんが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合、あるいは新たな科学的・技術的知見が得られた場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対応していく」と記載している。

また、本文のモニタリング（河川の維持管理・流域連携）の項では、「良好な河川環境や河川景観、多様な水利用を踏まえ、河川の土砂堆積、植生、瀬・淵、水質等の適切なモニタリングを行うとともに水位、流量等の水文資料を蓄積し、河川整備や維持管理に反映させる」と記載し、このことは、今後の状況の変化やデータの蓄積、モニタリングの結果、流量配分の数値等についても当然将来において見直しがあり得ることを意味していることを県は確認している。

今回の基本方針、整備計画に関する流域委員会の審議の中では、8月提言で選定した基本高水や個々の流量配分数値については、その審議過程で十二分に解明できない数値が少なからずあることが指摘された。このことは8月提言の中でも、流出解析の途上で前提にした幾つかの数値データなどについて異なる議論や考え方、意見が交錯する中で、その都度、治水計画ではより安全側の数値を採用するという考え方を取り入れることによって一定の合意をしてきたという経緯が記されている。

これらは、将来の状況の変化やデータの蓄積、モニタリングの結果によっては、今次基本方針で採用した数値に少なからず影響してくることは容易に予想されることを意味している。したがって、今後のデータの蓄積や調査結果を検証して、将来の見直しがあることを明記した意味は、単なる一般論を超えて現実味を持っているものと委員会は理解している。基本方針原案改訂版の中でも、この点を一層明確にするよう要請する。特に、基本方針本文及び治水に関する資料編で、そうした意味合いを明記しておくことは極めて重要である。

そのためにも、基本方針策定の経緯や基礎になった資料を遠い将来においても、住民等が閲覧、情報共有できるように県はどのような対応をとるのかについて明らかにするよう委員会は求めた。これに対して県は、担当課では一連の資料は未来永劫にわたって保存すると説明した。一方、委員会は、20～30年後等、次の整備計画を策定する際や将来に基本方針等を見直す必要が生じた際に、今次の基本方針策定の際に使ったデータや資料が確実に後世に伝えられ、だれでもいつでもその情報にアクセスできるように保存してもらいたい、計算の根拠となった最終バージョンの資料、データはパブリックコメントなどの際にも一般の人がわかりやすいように、資料編あるいは同等の保存と公開が行われる方法で記載してもらいたいと要請した。こうした資料の取り扱いについても具体的な反映方策の検討を求めるということでもあります。

（４）基本方針文書の取り扱いについて。

委員会と県の協働作業の成果として、当初案に比して改訂版はその構成も含めて大幅に改善された。しかしながら、基本方針文書の構成については、法定文書である本文とその資料編である4つの資料の取り扱いについては、法的な位置づけもかわり、一般住民には極めてわかりにくい。

これら4つの資料編は、単なる参考資料にとどまらず、基本方針本文の内容を補足し裏づける不可欠な資料である。とりわけ、治水に関する資料は、基本高水やその流量配分の算出にかかわる重要な要件を記載するものであって、さらなる内容の充実を求めると同時に、検討の経過で使ったすべての資料の確実な保管と情報共有の方法を担保することを提案する。

また、基本方針の特徴を一般住民にもわかりやすく示すためにも、委員会の提案によって基本方針の特徴や策定経緯等を記載した序文を冠することになった。今後のパブリックコメントの際の取り扱いに限らず、河川管理者はこの序文を含めた基本方針の本文、4つの資料編をセットにしたものを武庫川水系河川整備基本方針として取り扱うことを既に確認している。このことの確実な履行にも注意を払うように付言しておく。

こうしたことは、将来、委員会や今回の検討過程での業務資料一式が行政文書の保存期限等を超えた場合においても、どのような考え方に基づいて基本方針の本文記載内容が導き出されているのかを、後世の県民及び管理者が知ることの権利を担保するためでもあるというように、今後の取り扱い並びに今回の一連の資料の取り扱いについても確認をしてみました。

最後に、2年後に予定されている整備計画の原案の策定に向けた留意すべき課題を記載しました。

(1) 基本方針決定に至る過程での流域委員会の参画について。

本答申後、管理者は委員会が答申の中で求めたさらなる課題を検討し、パブリックコメントに供するというスケジュールを明らかにしている。原案について3カ月を超える緻密な協議を重ねてきた委員会の答申内容に対する取り扱いや、パブリックコメントを経て寄せられた県民からの意見への対応等について、委員会が何ら関知しないのは、参画と協働の理念からして極めて不自然である。答申さえ出せば、あとは管理者の裁量で進めるというのは、いかにも行政優位の旧来型の発想である。

したがって、委員会としては、答申に対する県の検討結果及びパブリックコメントを経て、県民から寄せられた意見にどのように対応したかということについても流域委員会に

報告し、理解を得る努力をするよう要請する。

既に先行して武庫川と同じような手順で兵庫県が基本方針を策定した千種川においては、委員会の最終的な提言に対して県が結論を出した最終的な案を委員会に報告するとともに、パブリックコメントを経た後の意見の取り扱い及び修正点等についても委員会に報告し意見を求めた経緯がある。千種川よりも数倍も濃密な協議を重ねてきた武庫川では、より一層その必要性があると委員会は考えるということで、この答申の後の基本方針策定に至る過程の問題をまず第 1 に掲げました。

(2) 整備計画原案の作成検討段階での情報の共有について。

県は今後、基本方針策定の後、2009 年 9 月ー 2 年後でありますーを目途に整備計画の原案を作成し、流域委員会に提示するスケジュールを説明している。

8 月提言の提出から 3 年もの長い整備計画作成の検討期間を要したのは、委員会の提言に反して、新規ダム計画にかかわる武庫川峡谷の環境調査を県独自の判断で行うということが主たる要因であることは明らかである。この環境調査が新規ダム建設を前提にしたものではなく、環境面から新規ダム建設の可否についての一定のデータを県としても用意しておかねば、管理者として整備計画原案の作成はできないという立場を認めるとしても、整備計画の原案を県が作成するまで、その過程で委員会に合意形成を大事にするための対応を行うことが不可欠であると委員会は考える。

委員会はさきに洪水調整施設の検討の優先順位の項で触れたように、8 月提言で以下のようなプロセスを提言している。

①新規ダム以外の治水対策を優先して検討する。

②新規ダム以外の治水対策を優先して、今次ーこれから策定する整備計画でできる限りの整備をする。

③新規ダムがもたらす環境への負荷低減方策の開発には長期間を要するので、②と並行して新規ダムに関する環境負荷低減方策の開発や環境影響の評価を行う。

④上記③の成果を踏まえて、次期の整備計画において社会的な合意形成を改めて図る。

このようなプロセスの提案は、2000 年に県が旧来計画を白紙にし、ゼロベースから再検討する決断を下し、流域委員会にその検討を諮問した精神に合致しており、多様な流域住民の意見を踏まえた上で、なお同時に氾濫域の安全度を可及的速やかに引き上げていく最も現実的なプロセスとして提案したものである。

しかしながら、今回の基本方針原案の協議の中では、県はこの合意形成のプロセス提案

を採用しないと明言している。具体的には、新規ダム以外の治水対策を優先して検討するのではなく、今次整備計画では新規ダム以外の治水対策を優先してできる限りの整備を実施することを想定せずに、並列的に検討するとしながら、新規ダムの環境調査費を優先的に支出している。

少なくとも、表面的にあらわれている状況は、新規ダム優先の印象を委員会にも流域住民にも与えていることは明白である。

したがって、県は、整備計画原案の作成過程で検討している問題や関係機関との協議の状況について、可能な限り委員会に報告し、委員会の疑問に答えながら作成作業を進めていくことが重要である。

今回の基本方針原案の審議の中で、最後まで意見が対立した問題点を引きずりながら、県が委員会の 8 月提言を無視したまま整備計画原案の作成に至るのであれば、この答申書で高く評価した基本方針が水泡に帰し、県は武庫川の総合治水を進めていく上で、流域委員会を設置する以前よりも、さらに一層困難な状況に直面することは容易に想定できる。

そうしたことを招来しないためにも、県は整備計画の作成過程を委員会と情報共有しながら、意見の違いを抱えた中でも何らかの合意形成を図っていくよう役立てていくことが必要であるということで、向こう 2 年間の整備計画作成過程のプロセスについて要請をしております。

(3) 各種調査や協議の進行状況を流域委員会へ報告することについて。

上記の観点からすると、今後の整備計画策定過程で取り込まれる各種の調査や、流域自治体や既存ダムの治水活用にかかわる利水事業者との協議会の動き、流域対策の具体的な検討や関係機関と事業者等との協議あるいは県河川審議会の専門部会との協議等について、流域委員会に適宜報告し、意見交換していくことが必須と思われる。

また、治水対策等における比較検討結果や検討資料等についても報告や説明の対象になる。

こうしたことは、委員会が提言をまとめる過程で時間不足から具体的な検討、検証は提言後の県の課題としてゆだねた問題が少なからずあったことに起因する。したがって、県はゆだねられた課題に対して逐次委員会に報告する義務があると考えている。これらを踏まえて今後は、氾濫域における浸水想定シミュレーションの検討や各市の防災計画との整合性の検討や、河川整備の具体的方策等に関する具体的検討経過を共有するなど、委員会との意思疎通を豊かにしておくことこそが、その後の整備計画のスムーズな審議に向けた

手法であることを明言しておくということで、(2)の具体的な展開の面について触れました。

そして、そのための委員会の開催であります。

(4) 整備計画の原案提示までの流域委員会の開催等について。

したがって、基本方針が策定された後も、県は流域委員会の運営委員会を定期的を開催して、上記のような報告や意思疎通の機会とするほか、運営委員会との協議の中で必要があると認められるときには、全体委員会である流域委員会も段階を経て適宜開催することを提案するというふうに、基本方針答申以降も整備計画策定段階で委員会の開催について具体的な要請をしております。

最後に、(5) 並行した活動を目指す流域連携への支援について。

総合治水を推進していくためには、武庫川における流域連携が多様に形成され、住民や自治体の活動が息づいていくことが大切である。

委員会は8月提言で、そうした流域連携の展開について幾つかの提案をしており、流域における自発的な連携活動が広がるのが、総合治水を進めようとする県にとっても大きな援軍を得ることになる。そのことは、流域連携で先行した千種川における経験から、県も深く学んでいるはずである。

これらの活動にかかわる始動時期については早期に基礎を築いておく必要があり、そのタイミングが非常に重要となる。既に委員会はそのタイミングをはかり、この6月に流域連携の旗上げとなる武庫川シンポジウムを開催した。さらに、その後、有志委員が中心となり住民活動団体武庫川づくりと流域連携を進める会を発足させ、流域の一般市民とともにミニシンポジウムの開催や、参加者を拡大し、流域の事業者とも連携の輪を広げようとしている。今後さらに県に提案していた武庫川ガイドブックの編集・発行にも取り組み、整備計画の策定作業と並行して流域連携の盛り上がりを図ろうとしている。

今のところ、阪神北県民局が地域団体活動パワーアップ事業の助成対象事業として支援しているが、武庫川づくりに不可欠な流域連携の推進に、河川行政をつかさどる県土整備部の関心と支援が極めて少ないのが気にかかることである。住民の川づくりの活動やイベントに対しての補助金や共催、後援、広報などの支援についても、アドプト制度にとどまらず、積極的に取り組むべきである。千種川のように土木事務所など河川行政担当部局が事務局を担うところまでは求めないとしても、いま少し積極的な関心と支援が求められることである。

流域委員会の委員が、委員の立場を離れて、みずからが提案した流域連携にボランティアで取り組んでいるという意気込みを評価し、県としても何らかのかかわりや支援策を期待したいということで、既に並行して進めている流域連携についても記載をしております。以上が答申案です。

何回も申し上げますように、継続協議の課題については、本日協議をした上、ここにさらに文書化して盛り込むということでもあります。それから、冒頭に議題についてご説明をした中で、今後の流域委員会の活動、対応について、最後に議題として上げると申し上げましたが、実は、この答申案の中には既に文書として提案をしております。したがって、今後の対応について、この文書でもって提案をされたものとして取り扱って、この後の議論をしていただければいかがかと思えます。

では、審議に入る前に、これまでの修正内容、答申案について、事実関係でご質問、確認があれば、それだけいただきまして、その後、この修正、修正は裏返せば答申案そのものの審議になろうかと思えますがーについて、ご意見を順次伺っていきたいと思えます。

まず、事実関係、あるいは記載されている内容等についての質問があれば、お出してください。

○畑委員 2点ばかりお聞きしたいんですけれども、前書きのところを今回挙げられておりました、これは資料編を含めてセットで、今後基本方針の全構成となるということでございましたけれども、前書きの2ページの今後のスケジュールというところを拝見しますと、今後河川整備基本方針案としてまとめたいと考えていますということで、もう一つ位置づけが明確ではありません。私は、基本方針の流域の概要の前にこういう前書きがつくのかなと思っておりましたが、国交省、また住民に対して示される基本方針として、前書きというものについてもう少しご説明いただければありがたいと思えます。

もう1点は、治水に関する資料で、今回、今後の施設の計画について、2年後の整備計画の策定までにこの選択を行うんだという記述を削除されました。削除前の文章が資料3-4では挙げられているかと思いますが、第79回運営委員会の資料を拝見しておりますと、この検討を次期整備計画までに行うということを県として明確に宣言をされた。一方、今回この記述に関しては削除するということになりまして、方針がかえってみんなにわかりづらくなります。650m³/sをベースにして、今後の施設計画をされるのか、あるいは650m³/sをさらに削った流量をもとにされるのか、そういうこともわかりませんので、そのあたりもこの場ではっきりさせておいていただきたいと思います。

○松本 武庫川企画調整課長の松本です。

まず、前書きと申しますか、序文の件は、運営委員会の協議の中でそういう話になったわけでございます。基本方針の中の目次の前に記述するという話も確かにあったんですけども、そうではなくて、基本方針及び附属資料を含めたトータルの前書きという位置づけで、これまでの経緯、あるいは作成の背景なり特徴といったものを記述すればどうかという話がございます、検討した中で、トータルとしての前書きにしましょうという話になった経緯がございます。

○畑委員 今後のスケジュールのところの記述方式は、段階に応じて変わっていくわけですか。現在は、基本方針を作成する前の説明文書となっておりますけれども。

○松本 一番最後の部分については、パブコメに出す時点、あるいは河川審議会に出す時点で、文言が若干時点修正される可能性はあります。

○畑委員 前書きを基本方針の中に入れますと、本当に画期的なと申しますか、今後の河川行政に大きく影響を与える基本方針になるかと期待をしておりましたけれども。

○松本 基本方針の本文の中に書いてしまうと、変更しづらい。今後のスケジュールとかその辺を考えた場合には、時点、時点での修正が困難になってくるという話もございますので、全体としての前書きといった位置づけで作成しております。

○畑委員 最終的に決定したのには、この前文が一体として入ってきて、それが全部表に出ていくという解釈でよろしいんですね。

○松本 そうです。

○松本委員長 今質問の中で、国へ提出する文書での取り扱いはどうかというのがあったと思うけれども、それは。

○松本 国の方に提出する資料、パブコメに出す資料も含めて、序文と申しますか、前書きをあわせて添付する予定です。

○法西委員 今の文章の 11 ページにもありますように、基本高水ピークとか配分、それから、資料 4 のまだ私が開陳していない文章もあります。資料 3 - 4、整備基本方針に関する資料の 12 ページに、甲武橋の計画高水流量 3,700 とありまして、前回岡田委員もこのことに触れて、図を示して、いろいろ議論されたんですけども、私も、資料 4 の 35 ページから……

○松本委員長 法西委員、済みません。ご意見は後からにして、事実関係の確認だけしてください。

○法西委員 きょうこれを説明せずに終わってしまうと、将来、2年後に行われる整備計画に対してどのようにこの意見が反映されるかが心配なので、後でまた述べさせていただきます。

○佐々木委員 そのことに関しましては、私も意見書を出しておりますけれども、岡田委員もきょう新たに出した当日配付資料に出されていますので、そこの辺でまとめた方がいいかと思います。腰を折りまして申しわけございません。

○松本委員長 先ほどから申し上げているように、今提案されました修正内容と答申案について、その中に記載されていることについて、事実関係の不明な点だけ質問してください。

○法西委員 答申案に対しては、今のは大変詳しく書かれていて、大体これでいいと私は思っております。

○松本委員長 先ほどの畑委員のご質問の2点目、要するに、2行を取っ払ったけれども、県の方は、そうすると言っている。そのところはかえっておかしいのと違うかという質問で、今の段階では、取っ払ったということに対する確認で、その是非を議論していません。是非は、論点のところと一緒にやりますから、おかしいんじゃないですかという矛盾点をつかれた質問に対してお答えください。

○渡邊 武庫川企画調整課の渡邊です。

本日の資料3-4、治水に関する資料の11ページの最後の2行を削除されたことについての畑委員のご質問だったと理解しているんですけども。

○畑委員 650の数値の問題、数値がこのとおり、これをベースにしてこの選択が行われるのかどうかということです。

○渡邊 2行を削除されたことの原因をお聞きになっている。

○畑委員 第1点はそういうことです。

○渡邊 運営委員会の中で、委員会側からこの文言についての疑問が出されました。策定時までに定めるということで、委員会の意見を聞かずに県は決めてしまうんだというふうに解釈されることへの疑問であったと理解しておりまして、県としては、この削除についてそれに同意したということでございます。

○松本委員長 運営委員会での補足説明をしますと、ここを削除することになったのは、1つは、ここにこういう記載をすること自身が矛盾しているのではないか。基本方針として、先ほど畑委員もご指摘された洪水調節施設の既存施設を除いた残り 650m³ / s の配

分は、超長期の課題である。超長期の方針であるのに、今つくる整備計画を策定するまでに先に取り込むというのはいかなるものか、おかしいのではないかという点が議論になったわけです。それは将来、次の整備計画の段階で考えることじゃないですか。流域委員会の提言はそういうことなのです。

ところが、これに対して県の方は、全体計画をどうするのかということを決めた上で、そのうちの一部を整備計画で今回やるんだ。だから、基本方針の立て方がかなり違ってくる。超長期の目標を出したもので、それとは別に、その方針の中で、20年間、30年間で行う整備目標数値を上げて、その目標数値に対する対応策をつくるのが整備計画でしょう。それを、超長期の $650\text{m}^3/\text{s}$ も、この整備計画までに決めてしまうのはどだいおかしいんじゃないかということが議論になったわけです。県の方は、全体計画の枠組みを決めた上でやらないと、先に部分だけやっておいたら、将来手戻りになるとぐあいが悪いから、先に全体計画を決めるんだ。それなら、河道はどうするんだとか、いろんな議論がありましたけれども、そういうような中から、そんなに誤解を生むんだったら削ってもよろしいわという話になって、では削りなさいという話になったわけです。

要するに、整備計画の策定時までに県が $650\text{m}^3/\text{s}$ を対象にした貯留施設をどうするのかということとは明確になっていないけれども、全体計画からやらないと手戻りになるから、そういうふうにする。基本的には、ここに書いてあることと同じ考えを持っているのは事実だろう。だけど、そのことを認めて、基本方針でそのことを明記してしまうとやはりぐあいが悪いだろうということで、基本方針ではそういうことを公認するような表現は避けて、整備計画の段階で県がそのようにしてきたら、そのときに議論したらいいじゃないかというところで、残すよりも外しておくべきであるというふうな委員会の意向だったんですね。

○畑委員 それはわかるんですけども、今の渡邊さんのご説明で、委員会の意向を酌んだ形だということですが、650がベースになるのかどうかは大事なところで、基本方針の超長期の時間スケールは入れてはいけないのに、わざわざ前に書かれたということ自体が、県民への大きな情報提供であったわけです。それが消えてしまうと、またもやもやとしてくるところがありまして、そこのところの流量、数値関係は示しておいていただきたいということです。

○松本委員長 その件は、後ほどの議論の中でしたいと思います。

ほかにご質問ございますか。

○伊藤委員 今回の基本方針で見直しをするということで、モニタリングの項目を入れていただいたのは画期的ではないかと思っております。モニタリングをやるということは書いてあるんですけども、実際モニタリングはいつなされるんですか。定期的にされるんですか。それとも、異常洪水があったときにされるんですか。確認させていただきたいと思っております。

○松本 まず、河川の土砂堆積と記載しておりますけれども、こういったものについては、要は異常な土砂堆積というふうに理解しておりますして、大きな洪水の後なんかには異常堆積が生じた場合については、その河川の縦横断測量をして、堆積土砂の状況を把握するという話になってくると思います。

植生、瀬・淵、水質等で、基本方針の段階でどこまで具体的に述べるのかという話がありますけれども、水質などは、基本的には定期的にする。植生などは、県の定期的な調査、あるいは具体的に河川整備を行う際に植生の実態調査、環境の調査をするというふうに考えております。

それから、水位、流量でございますけれども、いわゆる洪水が発生すると予測される場合に、基準点において流速を計測する、あるいは水位を計測するといったことで対応していく予定でございます。

○伊藤委員 わかりました。

○長峯委員 ちょっと確認させていただきたいんですけども、今議論しているのは、基本方針の中身についての意見があればということですか。それとも、先ほど委員長が読まれた答申書の方がもう議題になっているんでしょうか。

○松本委員長 両方で、事実関係に対する質問があれば。両方やったら、たくさんあって、ぐあいが悪いですか。

○長峯委員 どっちかにした方がいいかなというのと、質問と意見というのはやはり一体になっているので、質問だけというのも……。

○松本委員長 事実関係の確認だけではなくて、意見と一体となる質問でしたら、後ほど一緒にやってもらいます。

○川谷委員 答申案のことが話題になっているのだったら、事実確認という意味がよくわからないんですが、答申案のあり方がこれでいいかどうか、これはこの場で一度も議論していないことですから、その位置づけから始めていただくべきだと思いますが。

○松本委員長 それは後に回しましょうか。

○池淵委員 質問というよりも、とらえ方のところで、兵庫県さんの武庫川水系河川整備基本方針（原案）の策定にあたっての前書きのところで、全体の整備基本方針の策定にあたってのとらえ方ということであるならば、この内容は、後段の利水とか環境とかに対して、どちらかという治水優先というか、焦点をそういう形に絞った前文になっておりはしないか。それは意識した形でそうなのか。整備基本方針の策定、全体としての前書きという流域委員会のとらえ方からすれば、そういうとらえ方も前文の中で若干入り込ます努力は必要じゃないかというのが 1 点です。

それと、抽象的な文章で、計画を策定するにおいては重要な事項とか、県民が等しく安全を享受できるようとか、全体に治水一辺倒の前文策定のスタンスになっておりはしないか。総合治水も含めて、それは武庫川流域委員会のかなめであるということで、策定の上においても特記する形で書くというのであればいいんだけど、整備基本方針をいろいろバランスを持った形で作ってきて、ほかのパーツに対する配慮とか、見え隠れして見えないものだから、印象としてそう思っている次第です。これは印象という形で結構でございます。

○松本 策定にあたっての 1 枚目のところでは、どうしても治水が表に出がちではあるんですけども、前書きの部分の上から 6 行目のところで、「あわせて 365 日の川づくりも意識し」と記載しております。要は、異常渇水、洪水というのは、年間数日あるかないかでございますけれども、そういった数日の対応だけではなくて、それ以外も含めて 365 日の川づくり、つまり利水とか環境についても十分に意識しながら魅力的な武庫川を次代に継承していきましょうということで、治水はもちろんですけれども、利水なり環境についても、ここでは記載しているつもりでございます。

○松本委員長 ほかになれば、一たんここで休憩したいと思います。

○植田 武庫川企画調整課植田でございます。

本日の資料 2 に関しまして、事実の確認をさせていただこうと思います。9 ページでございます。

流域対策についてお書きいただいているんですけども、9 ページの 1 行目の下、①、②、③と書いておられる部分について 2 点、これ以外にもう 2 点ほど指摘させていただこうと思います。

まず、一番上の段落の部分で、流域対策を高水処理計画に位置づける際の難点として県が挙げた理由を 3 点書いておられるわけですが、これ以下 3 点、特に②、③に関しまして、

県の方からこういうことで、治水計画に位置づけは無理だということをご説明した事実はございません。②、③に関しまして、流域委員会の方でこういうふうを受け取られたということであればよろしいかと思うんですが、県が挙げた理由ということで書かれるのであれば、事実ではないと思われます。

なお、県は、学校、公園だけでなく、各戸貯留、水田貯留も含めて、流域対策として推進していくこととしております。ただ、さまざまな対策のうち、流出抑制効果を治水計画に見込むための条件を、本日の資料 3 - 4、治水に関する資料の 10 ページに 3 つの条件というふうに挙げさせていただいているというのが事実でございます。

残る 2 点については、さらにその下のパラグラフで、「流域対策の中でも水田の一時貯留については、8 月の提言でも詳細な提案を行っている」として、それ以下、「県が一部の農会長等へのアンケートを実施したが、アンケート結果では約 8 割が、水田への一時貯留による治水活用について条件付きで賛成しているとも分析できる」というふうにお書きになっておられますが、これは、細かいようですが、第 51 回流域委員会資料 2 - 4 によりまして、こういう旨を県から説明させていただいたものと認識しております。同じ内容を委員会としても考えておられたということであれば理解できるんですけども、我々がこういう旨を説明していないというふうにとられるのはちょっとどうかということでございます。

残る 1 点は、さらにその下のパラグラフ、最後の段落の 3 行目、「放棄された水田も武庫川流域で次第に目立つようになっている」と。要するに、放棄田が昔に比べるとふえてきているということを書いておられるんだと思いますが、こういった事実はないと思っております。放棄水田が一部にあるのは存じておりますけれども、ふえてきているというような事実はないと考えております。

以上でございます。

○松本委員長 わかりました。1 番目の話は、また議論の中でやります。2 番目の話は、そのような理解をするのなら、勝手に理解していただいたらいい話だと思います。3 番目の話は、放棄水田のデータを出してください。

以上で終わります。

休憩後の進め方ですが、冒頭に議題の最後に、武庫川の峡谷の環境調査に関する位置づけについての見解を上げましたが、これは継続協議中の論点の協議と重なる話になってくるのは必定でありますので、その提案を先にさせてもらいます。提案をして、どのような位置づけにしているかということを見ておいてもらった上で審議をして、後ほど一括して

確認をするというふうにしたいと思いますので、休憩後の冒頭にはその提案をさせていただきます。それから順次ご意見をいただくようにします。

それでは、10分間休憩します。

(休憩)

○松本委員長 再開します。

休憩前に申しあげましたように、武庫川峡谷の環境調査についての位置づけについて、委員会としての見解案をまとめましたので、そのことをまずご提案、ご報告した上で審議に入りたいと思います。審議の進め方に関しましては、いろんな進め方があると思いますが、全部突っ込みでという話があちこちに行きますので、このようにしたいと思います。

まず、継続協議課題となっております基本高水、配分流量の記述及び洪水調節施設の優先順位にかかわる論点についてであります。もう1つの議題は、それ以外の部分の修正されたこと、あるいは修正されないことがもしあるとすれば、それについてのご意見をお出し願いたい。いずれの点に関しても、答申案で委員会として既に整理しておりますので、その整理に沿ってのお考え、ご意見の場合にはできるだけ省略していただければと思います。今後の論点の議論の中でそこに波及する場合には、当然必要かと思いますが、できるだけ審議の促進にご協力願いたいということで、その2つを議論する上で、答申案そのものを念頭に置いてご協議願いたい。

3つ目は、答申案そのものの中身の問題です。先ほど川谷委員からありましたように、答申案の構成というか、書き方というか、ねらいというか、そういうものと、個々の中身の話と2つになろうかと思います。

この3つ、答申案といわゆる残る論点とそれ以外の修正点とを分けて議論したいと思います。できれば、論点以外のところをできるだけ絞り込んで整理をしておいた上で論点の議論をしたいと思いますが、それでよろしいですか。逆かな。

○中川委員 時間も限られていることですし、論点の残っている2点について、先の方がよろしいのではないかと思います。

○松本委員長 ほかにご意見ございますかー。

では、そのようにします。それ以外のところがどのくらいあるのか、よくわかりませんが、論点については、きょうここで、委員会の主張どおり全部をやるのだったら、あと1カ月ぐらい徹夜をしないといかぬことになるかもわかりませんので、一定のところ締め

くくることにしますが、残る論点のところをまずやって、それ以外の話で、全体的に総括して答申案のまとめ方という形で進めたいと思います。

では、峡谷の調査に関する見解であります。資料 5 に記載されております。これは第 78 回、第 79 回、2 回の運営委員会で協議させていただきました。

1 ページ半ですから、ざっと読み上げてみます。

兵庫県が実施する武庫川峡谷の環境調査について、流域委員会の見解を以下のとおり確認する。

1. 経緯

流域委員会が 2006 年 8 月に知事に提出した提言書では、新規ダム計画に伴う武庫川峡谷に係わる環境調査については、次期整備計画のために今後長期間をかけて行うものとして提言した。その理由として、ダムに関する環境負荷低減方策の開発には長期間を要することを指摘した。長期間を要するこれらの調査に基づき、次期整備計画に向けて環境影響の評価を行うことを提言し、委員会は実質的に休会に入った。

上記提言書を提出したその日に県は、県の施策として新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査を総額約 1 億 6,000 万円、調査期間 3 年をかけて実施することが知事から発表された。

委員会は基本方針原案の提示まで流域委員会の開催予定がないことから、休会中の協議を委員会から一任されている運営委員会において、環境調査実施の理由や内容等について県に説明を求めた。県は運営委員会において、環境調査の目的、調査内容等を説明した。

基本方針原案提示のめどがついたため、再開された第 50 回武庫川流域委員会において環境調査に関する報告を行うことを、運営委員会は議題として提案した。議題に取り上げる目的は、委員会として環境調査をどのように位置づけるかを審議するためであり、内容の審議には立ち入らないこととした。

第 50 回流域委員会において、環境調査に関する報告を議題とすることが承認され、同委員会において県は環境調査の目的や内容等の説明を行った。

第 51 回武庫川流域委員会において委員から複数の意見書が提出され、調査の位置づけにかかわる質疑応答及び意見交換が、県と委員の間で行われた。委員からは、この調査を委員会が議題として審議する位置づけに関して共通認識を確認しておく必要性が指摘され、運営委員会で見解を取りまとめることになった。

運営委員会は第 78、79 回委員会において環境調査の位置づけを委員会として整理する協議を行い、見解を取りまとめたという経緯でございます。

2. 本件環境調査の位置づけについて

流域委員会は、環境調査はあくまでも県が整備計画立案のための情報収集を目的に、県の責任において実施されているものとして位置づける。したがって、その内容の適否や過不足については、第一義的に県が責任を負うものである。

この環境調査が「環境影響評価に関する条例に基づく調査ではない」こと、及び「戦略的環境アセスメントの手續に相当するものではない」ことは、既に第 50 回、51 回流域委員会で県から回答のあったとおり、委員会も理解している。

なお、県は環境調査を実施目的を次のように説明している。

「提言では判断材料が不足することから新規ダムの可否を判断できないとされたため、委員会の提言を受けて、県は判断材料を委員会に供するとともに、今次の整備計画において新規ダムの採否を河川管理者みずから判断するために実施するものである」。

しかしながら、この説明は冒頭に記したような提言内容を正しく理解していない。委員会の要望に沿った調査であるかのような説明は全くの誤りであり、誤解を生じることから今後一切そのような調査をしないように申し入れる。既に当該の説明を行っている場合には、その訂正を求める。

3. 調査計画の内容について

委員会として、長期にわたる環境調査として必要と思われる観点は、既に 8 月提言書において提言済みである。したがって、委員会では環境調査の内容説明に対して内容の妥当性にかかわる審議は行わず、報告に対して各委員が個別に感じた意見等を出すにとどめた。

4. 整備計画の策定にあたって

委員及び多くの流域住民が、県の突然の環境調査実施に大きな驚きと不信感を持った。委員会の 8 月提言において「整備計画原案提示までに調査すべき」と取り上げられた既存ダムその他の調査とのバランスを考えると、この環境調査に充てられる事業費を初めその力の入れ方が突出しているという印象を受けたからである。このことは、委員会に寄せられた多くの意見書に記されている。県は、これらの意見の根底にある不信感を真摯に受けとめ、これまでの参画と協働のプロセスを無に帰することのないよう、社会的な合意形成を目指すために、慎重かつ誠実な対応によって、今後の整備計画の策定及びその説明にあたるよう、強く要請する。

その方策の一環として、今次整備計画検討のために不可欠な調査にも注力することが必要である。例えば、堤防強化に関する技術検討、潮どめ堰を含めた河川構造物の機能の再

検討、アユを主たる指標魚とした場合の水系一貫の調査など、峡谷の環境調査に比して余り費用をかけないでできる調査もたくさんある。既存ダムの治水活用を行うために利水事業者を説得するために必要な調査や対策、流域対策の実効性を高めるための調査や対策など、新規ダム計画を優先して検討していないというなら、並行してやらねばならない調査を確実に実行することであろう。

以上です。

この件は、今から議論する論点に直接かかわることですので、その中でご意見があればお出しいただきたいと思っております。

まず、洪水調節施設の優先順位、並びに基本高水あるいは配分流量の記述に関してご意見を求めますが、これまで運営委員会でかなり論点を絞ってきておりますので、そのあたりを少し報告をしておきます。

基本的には、県は、洪水調節施設の優先順位に関しては、先ほどの答申書の中で少し触れましたように、検討の優先順位はつけずに並列して位置づけているんだということを言っておられます。並列して位置づけているから、ダムだけ外したり、ダムを下位に位置づけることはできない。同列に扱う。委員会は同列ではないということをする申し上げました。提言に書いたとおりであります。ここが決定的に違う点であります。県はさらに、そのどれを優先して採用するかを整備計画の策定の中で考えるんだというふうに言っておられます。整備計画を策定するに際しても、優先順位が重要であり、これは提言に書いたとおりであるというのが委員会の主張であります。こここのところが一向に縮まっておりません。

基本高水の記載に関しては、いろんな意見が委員からも出ておりますが、基本方針の中で県が書いてある、あるいは委員会が提言した基本高水並びに配分流量を現時点で変更するような要求並びに議論をしているのではないということは、運営委員会もおおむね確認をしているつもりです。問題は、委員会がそのような数値を出すに至った経緯の中で、明らかになっていない課題がいっぱいある。そういう中で、安全側の配慮をとるといったことを重ねた上で、このような数値を現在設定した。したがって、そうした経緯を明確にして、将来の見直しの可能性について基本方針の中に明記すべきであるということでありませぬ。先ほど答申案の後段のところでも触れたとおりであります。その関連で、幾つかの文書修正が行われましたけれども、先ほどの意見にありましたように、県はこの問題についてどう考えているのかというところがなお不分明であります。

議論がそこまで絞られているんだということを念頭に置いて、審議を進めていただければいかがかと思います。

では、ご意見を求めます。

○奥西委員 優先順位に関して、当日配付資料の私の 2 番目に少しだけ触れております。3 ページの 2. 7 という項目で、ほかのものも含めて書いておりますが、最後にイタリックで優先順位を定めるべき理由を私の意見として書いております。

読み上げますと、「優先順位の記載は、河川整備基本方針による施策を、治水、利水、環境に配慮しつつ実施するという観点から不可欠である。これを欠くと、治水の論理だけから基本方針の具体策を決めたことになってしまう」と。なぜ治水の論理だけになってしまうかについては、特に説明を要しないと思います。

○松本委員長 県の方に説明を求められているんですか。

○奥西委員 ちょっとつけ足しますが、先ほどからも議論されております 650m³ / s という対策すべき流量がひとり歩きしているという問題とも関連します。一言つけ加えると、文章的にはいろんな未確定の問題をこれから調べて、必要ならば修正していくという文言がありながら、それをやってもなおこの 650m³ / s は変わらないんだという趣旨の説明が、第 79 回運営委員会でしたか、10 月 5 日にされて、そのとき出席した委員の者は啞然としたわけですが、そういうこととも関連していると思います。

○佐々木委員 奥西委員のここに挙げられているのは、修正の提案になるんですか。

○奥西委員 提案は、その前に書いているところで、太字で書いた流域対策というのを順番の 1 に入れるということも含めて、1、2、3 の順番を明記するという提案です。

○佐々木委員 ただ、ここは洪水調節施設の項になりますので、流域対策というのはちょっと種類が違ってくると思うんです。これの外枠というか、洪水調節施設の整備の状況というタイトルの中での話になりますので、この冒頭で、1 番の流域対策を入れるとすれば、文言の中で入れるという形でないと難しいのかなと感じたんですけども。

私の提案としましては、8 月の提言でもございましたように、新規ダムについては、ただし、最終手段とするということがいろんなところで出てきたかと思います。もう一度河川管理者さんの方に、なぜそういったことが書き込めないのかという理由を端的に確認したいんです。

○松本委員長 県の方、お願いします。

○松本 今の佐々木委員のご意見は、洪水調節施設に選択肢がある。その選択肢の中で、

新規ダムというふうには書いておりませんが、新規ダムについては一番最後の手段とするということを書き込めないかどうかということでしょうか。

○佐々木委員 そうです。8月の委員会の提言で、整備計画の方でもそういうお話になっていたと思うんですけれども、そういったことはただし書きというふうな形では書き込めないんですか。

○松本 基本方針では、以前にもご説明しましたように、長期的な視点に立って河川整備の基本的な方針を記述する。したがって、個別具体の施設名については記述しないという大前提がございます。その上で、治水に関する資料の中では、これまでの流域委員会における議論を踏まえて、利水ダムの治水活用といった提言がございましたから、選択肢として、既設利水施設の治水活用とか新規洪水調節施設の建設、こういった選択肢を挙げているわけです。したがって、この中でも新規ダムという表現はしていないし、できないというふうに考えております。

それと、新規ダムについて、最後の選択肢云々という表現でございますけれども、これは先ほど来出ております洪水調節施設間の優先順位をどうするかという話にかかわってくる話でございますが、県の方としては、例えば神戸から東京に鉄道で行く場合に、北陸本線経由で行くのか、中央本線経由で行くのか、あるいは東海道本線経由で行くのか、そういったことを考えた場合に、当然のことながらトータルとしてどのルートで行けばいいのかということを考えないといけない。中央本線経由で行くルートを詳細に検討しても、じゃあこれでもって中央本線経由で行きましょうという話にはなっていない。北陸本線経由、東海道本線経由で行った場合にどうなのかといったことをトータルで比較した上で、総合評価として、じゃあ中央本線経由で行きましょうという話になるのであって、複数の選択肢があるのであれば、それらの選択肢を総合的に評価した上で、どのルートが妥当かというふうなことを決めるべきだと。

したがって、検討に際して、これをまず優先的に検討しようというのではなくて、選択肢については、同時並行で検討していくべきだと考えております。

○佐々木委員 それに対しまして反論になるかもわからないんですが、資料編ということで、こちらの方は、武庫川らしさというものを出すという意味で、合意という言い方は違うかもわかりませんが、県さんの方も非常に努力していただいて、いろいろスタイルを変更していただいた。そういうことは答申書に盛り込まれていたかと思います。優先順位として、どれどれというふうなことで申し上げているのではなくて、新規洪水調節施

設という一くくりで、将来的に、今関東では、春日部とかでは大深度地下利用が展開されておりまして、そういった新しい可能性も、超長期の基本方針ですので、含まれてくる。そういう意味合いでは、新規洪水調節施設というふうな一くくりの表現は必要なことだと思います。

その中で、新規ダムについては、ただし峡谷は武庫川にとって非常に重要な資産だということで、流域委員会では、これまでいろいろと議論してきたかと思います。そういう意味合いで、優先順位ということではなくて、ほかは、可能性を考えて、その時代、時代、社会情勢によって優先順位も変わってこようかと思えますけれども、新規ダムについてのみ、そのような中で、峡谷は資産であるというふうな判断のもとで、環境的な面においても、ただし書きをつけられたらつけてもらいたいという意味合いで申し上げているわけです。

○松本委員長 関連したご意見はございますか。

○奥西委員 先ほど池淵委員が、序文のところと言及されたことがここにも当てはまるわけですし、今の議論につながる $650\text{m}^3/\text{s}$ が出てくる表の中には治水の問題しかないわけです。例えば、環境の問題を考えて何 m^3/s になるという数字を出すことができないということがあるわけですが、そういうのも踏まえて考えるべきで、今松本課長がおっしゃった、すべてを考えるということは当然のことではありますが、治水の問題だけを考えて出した数字で、その範囲内ですべてを考えて、例えば3つのルート例を出されましたが、同じように考えるのは、すべてを総合的に考えるということにはならないわけです。もちろん我々は、総合的に考えなくてもいいということを行っているわけではなくて、そういう議論をした上で、こういう優先順位を提案しているということです。

○畑委員 最初に質問しておりました $650\text{m}^3/\text{s}$ のことで、奥西委員のお話では、整備計画の段階で、 $650\text{m}^3/\text{s}$ をベースにするという県の宣言であったと。そういうことだったんですね。

○奥西委員 説明が不足でしたけれども、 $650\text{m}^3/\text{s}$ で整備計画をやるというのではなくて、整備計画の中でどういう方法をとるかという選択をするときに、 $650\text{m}^3/\text{s}$ ということが前提になると。それと齟齬するような選択肢の選び方はできないという説明でした。

○畑委員 県から直接お聞きすればよかったんですけども、そういうことであるならば、 650 のベースになっております流量——基本高水になってくるんですけども、これについては、情報としてきちんと提供しておかれないと、河川のご担当の方としても、将来的

に非常に困られるのではないかと私は心配して、資料 4 の 13 ページのような意見書を出させていただいております。

ここでも述べておりますが、治水に関する資料の図 2.4 が非常に大事な図として出てきまして、最近の一級河川の整備計画においても、こういう図面が検討材料としてほとんどすべてに上がっております。

そういうことで、この図の解釈は、単に今回行われた比較の問題として取り上げるだけではなくて、實際上貴重なデータとして上がっている流量に関するデータでありまして、引き伸ばし率で、単なる想定雨量をもとにした計算結果ではないんですね。全国の河川においても、こういう図をもとにして、1 / 100 なり 1 / 200 なりの超過確率の流量というのは明確になってくるかと思えます。

そういう状況の中で、今回は最大値付近の 4,700 という流量がとられているんですけども、全国の多くの河川においても幅がありまして、真ん中付近をとっている河川もありますし、最大値付近をとっている河川も多いんですけども、そういうところについては、データが集積するに従って、計画規模に対して安全側の流量をとり過ぎたというようなことで、実際には 1 / 100 ではなくて、1 / 200、1 / 300、1 / 500 の流量に相当していたんだということが明らかになってくるかと思えます。

そういう状況の中で、現在、県として、650m³/s のベースになっている 4,690 という流量だけを出しておかれたら、将来的に困ると思うんです。これは非常に重要な判断のベースになるわけです。ダムをつくるという設定になる判断と、それと逆の判断、何とかして武庫川の峡谷を守りながら下流の安全を確保できる方法もあるんだということで、両選択をする場合に、同じだけの情報提供をしておかれないと、高い流量をベースにして、これを確保するためにはどうしてもダムをとというような話になっていきましても、それは県民を欺くことになってくる。資料編として、今回少し説明を加えておられるんですけども、こういうデータをもとに判断される現在の基準は 4,000m³ / s 程度の流量が出てくるといふようなこともきちんと述べながら、対等の情報は提供しておかれないと、将来困られるのではないかという心配をしております。

○池淵委員 蒸し返しになるのはできるだけ避けたいということで、畑委員の基本方針の文案の中にすり込ませる内容の不十分さというご指摘と、資料で十分説明したものを一体としてとる形で、条文の中にはそういうものを入れないという判断を河川管理者さんがしたことについては、1つの見解であり、また考え方であるというふうに私としては理解し

ます。

それから、しきりに流量確率のお話が出てくるんですけども、それにかわる抜本的ないい方法が現在生み出されていないという限界を十分に踏まえた上での発言になりますけれども、従前のやり方の踏襲型をここでもやってきた経緯があるかと思えます。引き伸ばし、流出解析、その中で、多くの降雨の出水波形でもってピーク流量を出して、その安全側ということで最大値をとったという判断、納得するか否かは別問題ですけども、委員会としてはおおむねそういう形になってきた。流量確率については、あくまで国等がやっている実績流量データでの押さえ方ではないということを少し考えておかなければならない。これはあくまで計算値、全部計算値ですよ。その計算値のプロットでもって確率処理したものを、いろいろな方法で分布を出して、その幅がこれだけであると。既往最大とか歴史洪水とかを含めた実績の流量、氾濫戻し、あるいはダム戻し、そういった流量実績のデータでプロットした流量確率の算定になっていない。ほかでいろいろ出されている流量確率の内容といささか違う。あくまですべて流量モデルで計算したあれで、実績の流量確率のあれを出していないということが、ほかと比べたときには少し問題がある。

それはデータがないということで、あくまでピーク流量のそういう形で出した値が、ここにおいては、雨の確率評価だけしかしていないので、流量確率で出したときにもおおむねその範囲に入っている、検証というよりも確認という言葉が出ておりますけれども、そういう扱いの内容で、ここに出されている流量確率のプロットが出ている。少なくともそういったことを明記した形でとらえておく必要があるだろうと思っています。そっちの方から定まるというような論点の持っていくような整理については、今までやってきた内容なり、流域委員会で議論してきた経緯からすれば、またゼロベースに戻る形になりはしないかということで、流量確率についてのとらえ方のあれについて言わせていただきました。○畑委員 池淵委員からご指摘があって、ゼロベースの議論をするつもりは全くないんですけども、解釈に少し誤解があるかと思えます。

流量データが整っていないといいますか、武庫川の場合はまだ少ないから、計算による流量をベースにして、今回の図が出ているということなんですが、一級河川においても、計算流量をもとにしてプロットしている図が用いられておりますし、長期にわたって流量データがあるところでは、生のデータを使っているんですけども、むしろ生の流量データを使う方が、今回行われているように、計画の土地利用、武庫川では 10 年後ぐらいですか、即ち将来の土地利用をもとにして計算されたデータに統一されていないわけです。生

のデータの場合は、未開発といいますか、ここまで都市化が進んでいないような状態の流量も含まれて、それが年最大の流量であるというふうにプロットされているわけです。今回のような計算でやりますのは、土地利用状態はある一定の土地利用状態のベースに置きかえて、そういう流量を並べているわけですから、むしろそちらの方が確率流量を求めるには適しているデータかと思います。

そういうこともありまして、流量ベースの話については、いつも誤解があるところかと思えます。

○法西委員 きょうの資料 4 の 35 ページから終わりまでですけれども、その前に、前の会で岡田委員が出された、18 ページにある県の資料、このプロットは実績値なんです。ただし、これは低水路だけ流れたデータであって、私の 42 ページの県から与えられた平成 14 年 3 月のこの図で、低水路は 4.1m なんです。この図で正確にはかかれていたのは 4.1m までで、あとは引き伸ばしてグラフをつくっているのが 18 ページの岡田委員の出された図なんです。

きょう資料を持ってきていますので、私の計算データ、3 人の水理学の専門の先生から言わせると、大変悩ましいというか、怪しいというか、いかがわしいといったデータなんですけれども、あえて説明させていただきます。向こうで、図で説明させていただいて、よろしいですか。

○川谷委員 ちょっと整理してほしいです。

○法西委員 そしたら、簡単に整理いたします。

○川谷委員 基本的には、この話題は整理をして済んでいるはずのことであって、甲武橋だけの流量を話題にして、我々は、河川で処理する量を決めたり、余った量として洪水調節施設で処理する量を決めてきたわけではない。甲武橋だけの話題ではないんですよ。

○法西委員 ではありません。下流もあります。上流もあります。基点としては甲武橋です。それで、どこまでが正しいかというと、まず低水路のデータはまず正しいと私は理解します。

○佐々木委員 今川谷委員がおっしゃったことをもう少し補足させていただきたいという意味で、きょう私、当日配付資料一覧という、資料の番号はついていませんけれども、その 14 ページに意見書を出しております。甲武橋に限った $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ というのが、本当はもっと流れるんだということを中心にして、粗度係数の話とかいろんなところに及んで、まだまだ流量は流下能力があるのというふうなお話がいつまでたっても蒸し返されてい

る嫌いがあります。

そこで、提案なんですけれども、本文の方はあり得ない話ですので、治水編の資料編の説明といいますか、専門家にとってはこういうふうなことを治水編に記載することはあり得ない話かも知れないんですけれども、住民に対してわかりやすい基本方針にするといった意味で、 $3,700\text{m}^3/\text{s}$ がどういう意味合いなのか、その他の河道狭窄部等も含めて安全に流せる流量としての $3,700\text{m}^3/\text{s}$ という意味合いのもとになる、ネックとなる部分の現況流下能力を表に表現してはどうか。そういう意味で、今回ここに提案させていただいております。

これは、前々回の運営委員会でお話をして、前回のときは消えてしまって、また今回消えてしまっていたので、再度提案させていただいたことです。11ページの河道計画の2つ目の段落の最後、「これらの結果を踏まえ、河道によって処理可能な流量は甲武橋地点で $3,700\text{m}^3/\text{s}$ とする」というところの後に、「ただし、ここでいう $3,700\text{m}^3/\text{s}$ とは、以下の表に示す流下能力の低い地点の河道において安全に洪水が流れるよう算定された数値である」ということを加筆した上でということなのです。

下に例の表をかいています。時間がなかったので、おかしなワードが入っていますが、最後の計画流量というのは、河道の計画配分流量のことです。甲武橋地点をここに1つ挙げてきて、もともとある表ともリンクするんですが、比較することで、例えば阪神橋梁とか幾つかネックとなる部分の現況の流下能力を挙げておいてはいかがかということで、提案させていただきたいと思います。

○法西委員 今、川谷さんが言われましたけれども、時間がありませんので、詳しくは説明いたしません、私の資料を十分読んでいただければと思います。

○松本委員長 流下能力の問題については、さんざん議論してきた中で、県が説明された数値そのものについても、いろんな見方があるし、考え方もある。違う計算ができるじゃないかということもある。果たして実際にどうなのかということはいろんな議論がある。しかし、そのデータがないというところから、安全側をとってというところに落ちついてきた経緯があるわけです。

流下能力の流量そのものについては、いろんな意見があるということが前提ですから、こんな意見があるということで、その数字の正当性を議論するのは、この場ではもうやらないということを前提にしてほしいんです。問題は、そういうふうなことがあるんだということをどのように基本方針の中に反映させるかだと思います。佐々木委員の提案もその

方法の 1 つであり、79 回運営委員会でも、具体的に本文並びに資料のところに現況流下能力をちゃんと記載しなさいという意見が出ています。県はその必要はないということで、なぜかという話で、確実な数字でないということも、途中経過としてはぼろっと出たわけですけれども、だったら余計に算定根拠として記載する必要があるのではないかというのが委員会の意見で、そこでとまっているんです。

だから、経過をどのようにきちんと書くかというところが焦点だということです。これは、現況流下能力だけではなくて、基本方針に掲げた重要事項の数値が、どのような前提のもとに、どのような理由で、どのように出てきたのかという経緯をちゃんと書きなさいというのが、多分畑委員の提案であり、その他の委員の、詰めたところ、現時点でぎりぎり出されていることだと思うんです。だから、それ以上のどの数値が正しいかという議論は完全に後戻りになりますから、それはもう控えていただきたいと要請します。

問題は、いろんな表記の仕方はあるけれども、そのような表記の仕方はどうなのかという話に絞るということで、県の意見も聞きたいんですけれども、ほかにご意見はございますか。

○中川委員 審議を効率的に進めたいという思いがありましたので、きょう、大分ページがありますが、意見書を出させていただいております。きょう議論しないといけない論点についてかなり書いておりますので、今の論点についてだけ申し上げます。

当日配付資料の 29 ページをごらんいただければと思います。先ほどから議論されている 2 つの相違点についての 1 つ目について、その前の 28 ページから、私自身の意見と提案をまとめております。今の文脈に則して申し上げれば、たしか、前々回、10 月 3 日の運営委員会だったかと思うんですが、先ほど具体的に佐々木委員から再度ご提案がありましたけれども、要するに、あのとき整理したのは、現行流下能力を初めとする現況の評価が必ずしも正しく住民に説明されていない懸念があると。そのことについて管理者の方は十分にわかるように丁寧な説明に努める必要があるんじゃないかということ整理させていただいたつもりでした。

それにかかわるモニタリングに関しては、先ほども少しご意見が出ましたが、28 ページに私なりに整理しました。28 ページの上の D にー D が何かというのは後で時間があればご説明したいんですが、モニタリングの項に対して委員会として提言すべきと私自身が考える内容を 4 行ぐらい書いております。

モニタリング対象となり得るデータは、私は 2 種類あるというふうに整理しております。

比較的短期間で蓄積が図られるもの、蓄積に長期を要するもの、例えば大出水が来ないとそもそも蓄積できないというたぐいの性質のものですが、この 2 種類と、さらにデータが直接的に河川計画の見直し、精度向上に直結するとは限られないというたぐいのものも含まれるかと思いますが、重要なデータを精査して、住民への説明に活用するというのを念頭にデータの蓄積に努めるというのが、私は答申の方に含めていく話ではないかと思っております。

その下は、私自身の考え方を書いておりますので、時間の関係で省略して結論だけ申し上げますと、先ほど来のさまざまなご意見を踏まえて、委員会としてきょうどう取り扱うのがいいかという提案を（４）に 5 点挙げております。

1 点は、方針には、算出根拠とその考え方を明記すること、これは、今までの議論を踏まえれば、附属の資料の方でも構わないのではないかと思います。

2 点目が、今回の算出に用いた資料は、だれでもいつでも参照可能な状態において保管すること。長期保管です。

3 点目は、先ほど言いましたモニタリングの成果を用いて適宜見直しを行うこと。

4 点目は、前回の 5 日の運営委員会のとときに少し県から出された問題点だったんですが、見直しをするとしたら、どういう契機で見直しをしていくべきなのかがわからないというお話がございましたので、それに対する提案です。具体的な整備レベルに変更を及ぼす可能性がある場合を目安の一つとしてはいかがかと思っております。具体的には、これまで検討途中で、遊水地 $50\text{m}^3 / \text{s}$ というような数字が上がっていたかと思っておりますので、50 あたりが変わってくるような場合に見直しをかけるのが、一つの尺度の提案としては使えるのではないかと。

5 点目は、総合的な治水ともかかわるんですけれども、制度整備に伴い進展するものがありますので、今回の高水処理で参考とした処理量を必ずしも上限とはせずに、制度整備の進展に応じて適宜見直しを行うこと。

このように答申してはいかがかと思っております。もちろん、ここには書きませんでした、先ほどご提案があった現況能力に対する評価の丁寧な説明は言うまでもない、あえて言うなら、それを 6 点目の答申の項目として入れたらいかがかというのが私のきょうの提案です。

○長峯委員 優先順位の話に戻して、きょうの私の意見書と関連させてお話ししたいんですけれども。

○松本委員長 済みません。流れの都合で……

○長峯委員 全部は話しません。優先順位に限って。

○松本委員長 先ほどから配分流量の定義の明記の話になっていきますので、ちょっとここに集中して……。重なりますか。

○長峯委員 両方話す時間をいただけるのであれば話しますが、その件に関しては、中川委員が言ってくださったことで、私は賛成です。

○松本委員長 その部分だけ詰めたいと思いますので、優先順位の話はちょっと後に回します。

優先順位と基本高水、配分流量等を算出してきた経緯をどのようにきちんと記載するかということで、具体的な提案が出ています。過去に畑委員から出されている提案、本文並びに参考資料への記載、あるいは今佐々木委員が新たに出されている点、中川委員から出された点がありますが、このあたりに絞って、ほかにご意見ございますか。

○岡田委員 意見書の 15 ページに私の意見書があります。既に佐々木委員や多くの方から指摘されましたように、甲武橋地点より現況流下能力が低い地点とその流量ということで、16 ページの上から 8 行目ぐらいのところに、2 番、高水処理計画の記述表現についてということを書いておまして、これは別に基本高水がどうということを書いているのではありません。そこに、武庫川水系河川整備基本方針治水に関する資料と書いてありますが、基本方針そのものでも同じように書かれております。

その下に、基本高水のピーク流量は計画基準点である甲武橋地点において $4,610\text{m}^3/\text{s}$ とすると書いてあるわけです。その次に、河道によって処理可能な流量は甲武橋地点で $3,700\text{m}^3/\text{s}$ とするというふうに書いてあります。この間からいろいろ説明をお聞きしますと、基本高水のピーク流量は甲武橋地点における数値であると。河道によって処理可能な流量は、甲武橋地点を含む下流の河道の目標値であるというご説明だったと思います。この同一名称に関する記述を読んだ住民は、何の説明もないのに、同じ甲武橋地点について、そうした読み分けとか理解とかはとても考えられないと思います。これは技術的な用語の問題ではなくて、日本語の表現能力の問題であります。

したがって、これらの文書が流域住民の理解と納得を得るという目的で作成されているのであれば、後者は正確に、甲武橋に至る下流流域での処理可能な流量と書くべきであって、こんなところまで国交省の書式であるとか、文例であるとか、そういうことを踏襲する必要は全くないと思います。要するに、住民に理解が得られるような文章をつくるとい

うことであります。

3番目も、関連するところですが、甲武橋基準点下流における現行河道流下能力の説明についてと書いてあります。これは、佐々木委員の意見書の14ページの下の例に書いてあることと同じことで、こういう問題点のあるところは、ここが問題であるということ治水編の中にはつきり書き込むべきであると思います。それでなかったら、どこがどういうふうになっているから、流下能力が問題なのかということが全くわからない。そういうことを言っております。

○松本委員長 現況流下能力との比較、あるいは甲武橋地点の数値、最狭窄部での数値、そのあたりをわかるようにきちんと記載しないと、どの数字がどれに当たるものかがこれではわからぬじゃないかというご指摘で、その方策として今幾つか出されているんですね。ほかにございますかー。

なければ、幾つかの案が出されましたことについて、県の方からお答えください。

○松本 まず、佐々木委員の方から、峡谷が重要な資産であるから云々というご意見がございましたけれども、当然我々も武庫川峡谷の環境に対する重要性は十分認識しております。その環境に対する保全対策、あるいは影響、それらも含めて総合的に比較検討して判断していこうと考えておりますから、そういう意味で選択肢について並行して検討していきたいというふうにお答えしているわけでございます。

奥西委員から、650m³/sの処理流量について、治水のみでもって出しているのではないかという話がございましたけれども、治水以外のこういった要素を踏まえて出していけばいいのか、その辺については我々考えが及んでいない部分があるので、もし具体にご提案があるのであればご教示願いたい。

それから、流下能力図を記述すべきというご意見がございましたが、確かに高水を算定する過程については十分に説明していく必要があると考えております。ただ、基本方針か資料の方かという話につきましては、基本方針につきましては、いわゆる目標値を記述する、資料については、その算定過程なりを記述するという役割分担を考えておりますから、そういった意味では資料編の方に記述するのかなと考えております。そういったわかりやすい記述で資料編に算出過程等を記述するという点につきましては、確かにそうでございますけれども、流下能力図を記述する場合に逆算粗度と推定粗度といった2つの方法がございます。その両方を記述するというふうにした場合、かえって混乱を招くおそれがあるので、その辺はきちっと整理した書きぶりをしていく必要があるのではないかと。

そうなってくると、かなり詳細にというか、経緯とかをあわせて記述していく必要があります。そういった意味で、過去の運営委員会の中で、基本方針なり資料編に記載されている数値を後々たどっていけるように、トレースしていけるように、対応を考えていく必要があるというふうなご意見をいただいております。それにつきましては、ある程度は資料編に記載しますけれども、それ以上の点については、現在県のホームページで、流域委員会に提出している資料等、かなり大量にアップしておりますから、そういった資料をわかりやすく整理し直して、そのホームページのところを見れば、算出過程等、ほとんどのことが理解できるようにしたいと考えております。

○松本委員長 今のことで、私、先ほど答えてほしいと言ったのは、優先順位の話は後に回しまして、今、中川委員、佐々木委員、あるいは畑委員、岡田委員から、具体的にこのような形のやり方があるんじゃないかということを極めて簡潔に出されていますので、そのことの可否についてお答えください。やれぬことを言っているのではなくて、やれる範囲のことを言っているんですが、その話は横においたご説明が今あったような気がするので、4人の方からの具体案、一つ一つについて答えてください。

○佐々木委員 今、資料編の方には書いていただくと私聞き取ったんです。逆算粗度とかの関連については、細かいことになるので、ホームページ等から検索というふうに聞き取ったんですけれども、違うんですか。

○松本委員長 ホームページなどはいつまでも残っているわけではないけれども、今、資料編だったら、何らかの形で書こうというかなり前進した答えが得られたんです。書く中身について、どの程度かということ具体的に4人の委員が提案をしているので、それをこちらで1つにまとめる作業よりも、それぞれについて、県がどうなのか。それほど細かい、気の遠くなるような内容を書けと言っている委員はだれもいないんです。極めて簡潔に1行で入る提案もあるわけですが、その可否についてお答えください。

○松本 流下能力図を資料に記載するという話につきましては、先ほど申しましたように、流下能力図の基本になっているのが、逆算粗度で推定した数値と推定粗度で出した数値と両方ございますから、そのどちらを記載するのか、我々としては、逆算粗度は1回きりのデータから求めた数値、推定粗度は河床材料から推定している数値ということで記載しておりますけれども、両方並列して出した場合にかえって混乱が起きるのではないかとということで、それについて資料編に記載するのは好ましくないというふうに考えています。

○法西委員 資料4の18ページに武庫川のH-Q関係の図があります。プロットがたくさ

んありますから、例えばこの図で逆算粗度が出るように私は思うんですが、県の方、いかがでしょうか。

○松本委員長 ちょっと待ってください。逆算粗度がいいか推定粗度がいいかという話の議論はもうやめます。今の松本課長の話でいくと、どっちを書くんですか、両方書いたらややこしいでしょうということですが、こういう数値があったけれども、県はこのような理由からこちらをとったということを書けば済む話で、何ページも要する話じゃないでしょう。それでいいんだったら、それで書きますということですか。

○松本 そうです。そういった経緯といいますか、過程を十分に説明するという前提であれば。ただ、そういったものについては、かなり詳細なデータを示さないといけませんから、現在ホームページで、過去の流域委員会の資料を相当出していますから、我々としては、その整理をすれば、そこでもって十分理解できるのではないかと考えております。

○松本委員長 確認しますが、流下能力等の算定根拠の記載に関しては、甲武橋地点並びに最狭窄部についての数値を記載して、その中からどのようなものをどういう理由で採用したかということに記載するということについて、一応その方向で考えるということでしょうか。

○松本 今言われた話を資料編に記載するのか、あるいは県のホームページで記載するのか、両方含めて考えたいと思います。

○松本委員長 基本方針としてですよ。ホームページの参考資料じゃないですよ。それが 1 つです。

もう 1 つは、岡田委員から具体的に出ている、資料編の 11 ページ、河道計画の最後、 $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ とするということ後に、甲武橋に至る下流域での流下能力を $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ とする。これは、甲武橋地点じゃなくて、そこに至る流下能力という幅を持った数字であるということを誤解のないように書くことと、流下能力という表現をつけることで補足することとはどうなのですか。これはもう前から出ている話です。

○松本 要は、基準点を甲武橋に設定しておりますけれども、甲武橋地点において $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ の流量配分をするという話で、そこから下流についてはどんなふうになるのかというと、基本的に支川流入はありませんけれども、下流の方では中継ポンプ場からの放流がございますから、それを加えると、 $3,800$ か 900 かという数字になってきます。ですから、単純に甲武橋地点下流について $3,700$ ですよといった表現はできない。あくまでも甲武橋地点でもって $3,700$ という表現になってきます。

○松本委員長 今のとおり書いても3行ほどじゃないですか。

もう1つ、中川委員が、このように記載すべきじゃないかという具体の提案をされています。このような方向で県の方が処理されれば、その分はめでたしめでたしになるんですが、それはどうですか。

○松本 1から5まであったかと思えますけれども、方針には算出根拠とその考え方を明記するという記載につきましては、補足で、資料でもオーケーという話がございました。我々としては、先ほど申しましたような役割分担がございますから、算出根拠につきましては、資料編もしくは県のホームページに詳細に記載したい。

2番目のいつでもだれでも参照可能な状態において長期保管ということにつきましては、担当課、あるいは先ほど申しましたホームページでもって、いつでもだれでも参照できるような状況にしたいと考えております。

モニタリングの成果を用いて適宜見直しというのは、適宜というのがどういう頻度なのかよくわかりませんが、基本的にはそういったモニタリングの成果を踏まえて、大きな変動があった場合については見直しをしていく必要があると考えております。

4番目の具体の整備レベルに変更を及ぼす可能性がある場合の目安はどれぐらいかというのは、流量を意識したことのようなのですが、50m³/sがいいのか、100m³/sオーダーなのか、その辺は判断しづらい部分がございますけれども、50m³/sから100m³/sぐらいのオーダーというふうに認識しております。

5番目は、制度整備の内容によって、いわゆる高水処理計画で参考とした処理量を上限とせずというふうな記載がございます。流域対策のことを言っておられるのかもしれませんが、流域対策の処理量は80m³/sとしています。我々としても、これを上限としているのではなくて、これが最低限の数値だと。最低限80m³/s以上確保しないと基本高水が処理できないわけですから、80m³/sを最低として今後考えていきたいと考えております。制度整備の進展に応じて適宜見直しをするというのは、そのように理解しております。

○奥西委員 関連すると思いますので、先ほど松本課長から私に質問がありました件をお答えしたいと思います。

若干蒸し返しになりますが、流下能力が、県の算定された方法、あるいは等価粗度の見直しによる方法、先ほど少し出ていましたH-Qカーブによる方法、それぞれそれなりの合理性があることはお互いに認めているところです。その中で、何を基本方針の中に記載

するかというときに、我々が合意したのは、安全性のマージンを考えて、こちらの方をとるのが妥当であろうということで、将来の見直しも含んで、 $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ に結びつく数値をとったということは既に皆さん承知のところですよ。

環境とか利水を考えたら、この数字がどうなるのかという質問だったと思うんですけども、残念ながら環境リスクのマージンを考えると、この数字がどうなるかという議論をできる段階になっていないわけです。どの流域委員会でもそういう議論はしていない。利水についても同様です。例えば、淀川流域委員会の答申では、新規ダムは原則として建設しないという形で、この問題を表現しているわけです。我々の表現の仕方は、優先順位という形で表現しています。

○伊藤委員 中川委員のご提案、大変適切なお提案だと思います。ただ、県のご回答から聞き取りますと、私の考えは、モニタリングをする以上、モニタリングができる項目、モニタリングでチェックする項目については、資料編に載せていただきたいと思っています。 $3,700$ が推定粗度でおやりになったんだったら、推定粗度でこれだけやったという根拠というのか、それだけは明確にされた方がいいと思います。

ホームページは、先ほど委員長がおっしゃったように、永久に残るものではないわけですから、もしホームページで資料があるんだったら、何か永久に残る方法でバックアップしていただきたいと思っております。

○佐々木委員 聞き漏らしたのかもわかりませんが、先ほど提案しました流下能力の図表は別にしまして、その前のただし書きという加筆の部分についてはご返答をいただいていないので、処理可能な流量は甲武橋地点で $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ とする。ただし、ここでいう $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ とは、以下に示す流下能力の低い地点の河道において安全に流れるよう算定された数字であると。ポンプ場等があるというふうなほかの要素も入ってくるので、こういう書き方にしていたんですけども、それについてはお返事をいただいているように思いましたので。

○松本委員長 今の佐々木委員の指摘、11 ページのところの加筆ですよ。岡田委員が言っておられるのと、表現は違うけれども、実質的には一緒だと思いますが。

○松本 若干疑問点があるんですけども、意見書の中で、追記事項というのが真ん中より若干上にありまして、そこから 6 行目、最後の方で、23 号台風の際に甲武橋地点で実際に $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ 以上流れていたのになぜ云々と。23 号台風時に $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ 以上が流れていたということは、我々も言っていない。我々が言っているのは、H-Q から $2,900$

m³ / s というふうに説明しておりますから、これは 2,900 の間違いではないのでしょうか。

○佐々木委員 ここら辺はちょっとろ覚えで、表現の仕方はちょっとおかしいんですけども、23号台風のときの痕跡からいったら、3,700m³ / s 以上は流れるはずなのにと、岡田委員のこの間のご意見もそういうふうなことがうたわれていたかと思うんですけども、傍聴者等も含めて、甲武橋地点の流下能力は結構あるということに対して、こういうふうな表現で書いております。

○松本委員長 その辺の揚げ足をとらずに、いろんな議論があるから、下の最後の2行の加筆をしておくことが必要ではないかということで、先ほど現況流下能力を位置の話とかで書くことは必要だと認められたんですから、参考資料の文章の中に、この2行ほどを加筆をすることについての可否を確認しているわけです。

○松本 3,700m³ / s については、狭窄部においてもそうですし、それ以外のところでもそうですけれども、河床掘削なり、あるいは高水敷の切り下げ等によって河積の拡大を図り、その上で 3,700m³ / s を流すようにするといった趣旨の補足説明については記載したいと思います。

○松本委員長 そうすると、懸案になっていた流下能力をきちんと記載する。それと、甲武橋地点と狭窄部との関係の数字もわかるような形を入れるということ、それから、本文のここの補足もこのような趣旨を生かした形で書き加えるということまでは一応確認できたということで、よろしいですね。書き加える方向で検討するという事です。

○松本 私が申し上げましたのは、資料編ということなんです。

○松本委員長 11 ページというのは、資料編の話でしょう。

○松本 そうです。

○松本委員長 それでよろしいですね。

では、先ほどから各委員から出る出ていた点については、きちんと反映する形にする。ただ、この方針の資料編にきちんと書くということと、そのかわりにホームページに書きますということは全く意味合いが違うということです。そのことをホームページでも載せるのは、それでいいんですけども、ホームページに書くことで、基本方針だということにいかないということだけのご理解をいただきたいと思いますが、それでよろしいですね。

では、この件に関しては、そのような修正が行われることが確認できましたが、具体的な文章は出ていませんから、委員会の答申には、そのような趣旨のことを確認する意味で、

再要請として入れておくという取り扱いをしたいと思いますが、そういう方向でよろしいですかー。

ここの部分で、畑委員から、本文の記載の部分が以前から出されていましたが、今の参考資料の記載のことで、流下能力との関係はそれでいいですか。

○畑委員 中川委員から今回幅を持たすという提案がありますので、同じ意味で結構かと思えます。

○松本 今の畑委員のご意見で、幅を持たすという話がございましたけれども、幅を持たすような説明はしておりません。

○畑委員 中川委員から出ておきまして、私なりに解釈して申し上げている点は、今後の技術革新によって、流量配分について一定範囲の幅も考慮するというような趣旨の説明を追加すると。わずかな文字ですけれども。

○伊藤委員 今松本課長がおっしゃった、畑委員もおっしゃっている幅というのは、 $80\text{m}^3/\text{s}$ を最低限としてとおっしゃったんでしょう。その最低限としてというのは、私は、非常に重要な意味だと思って伺っていたんですけれども。

○松本委員長 上限ではないということですね。

○松本 $80\text{m}^3/\text{s}$ というのは、目標値として最低これだけは確保しないとイケない。でなければ、基本高水といいますか、洪水のピーク流量を処理できませんから。ただ、 $80\text{m}^3/\text{s}$ 以上確保される時点がいつの話かよくわかりませんが、オーバーするようになれば、ほかのところを安易に減らすという意味では決してございません。基本的に洪水のピーク流量を、ある意味目標量ですけれども、目標量を設定して、それを流域対策なり河道対策、洪水調節施設に分担して今後処理していきましよう、そういった目標を設定をしているわけです。

流域対策についても、 $80\text{m}^3/\text{s}$ 以上確保できればいいわけですから、最低限の目標数値として $80\text{m}^3/\text{s}$ を挙げていますけれども、 $80\text{m}^3/\text{s}$ 以上確保される時点がいつなのかよくわかりませんが、安易に $80\text{m}^3/\text{s}$ が短期間でもって確保できるとは考えていませんし、それによって他の分担量を即見直すということは考えておりません。

○畑委員 堤防強化も、今後技術革新とともに考慮するということを述べられたわけですから、それによって河道の分担量も変わってくるということから、 $650\text{m}^3/\text{s}$ をこのまま固定的に考えられたら、何回も繰り返しているように、ダムしか出てこないだろうということで、こういう分担量をほかの分担にかえることも、検討の余地を残しておかないと、

県はみずからの首を絞めるようなことになってきます。超長期ですから、その辺の技術革新を考慮していただければということで挙げております。

○松本委員長 今出されている意見は、それを文章にまとめれば、答申案の 12 ページで、基本方針の今後の見直しについてという記載がありました。既に県の方で前文であったりモニタリングのところ、データの蓄積によって将来変更があり得るんだということを記載されている。それは、基本高水あるいは配分流量にも場合によっては影響してくることもあり得るということを含めたものであることを記載したつもりなのです。

言いかえれば、今出されている高水、配分量はこういうふうな経過でなされたんだという算定経過をきちんと資料編に載せなさいというのが当初からの話でしたね。その分と将来のデータ蓄積とかによって変更があり得るといふのと、両方できちんとなれば、直しますとか直しませんというような話はなくても、それはそれでいいのではないか。こういうふうなことを意味していると思うんですけども、畑委員の方はそれでよろしいですか。

○畑委員 はい。

○松本委員長 だから、将来の見直しという部分について、答申案で県に対する要請として書いておりますけれども、ここで言っている趣旨はそういうことである。この辺はちゃんと了解するということがいいですか。

○松本 結構です。

○松本委員長 では、12 ページの今後の基本方針の見直しについての考え方について、県は本委員会で確認をしたということにします。

あと、流下能力の関係は、先ほどお話をしましたけれども、配分流量等々の算出に至る経緯について、資料の方にできるだけ簡潔に記載すべきであるということで、流域対策 80 m³ / s の算定根拠についても、何らかの形で記載すべきであるということをおねがひから要請をしておりますが、その件についても、何らかの形で資料編に反映させるということで、よろしいですか。

○松本 簡潔に記載するという話であれば、結構です。流域対策ですね。

○松本委員長 流域対策と基本高水並びに配分流量の算定の経緯について、その数字が意味しているもの、このようなどころから出てきたということが前から言われていました。20 ページ、30 ページ書けと言っているんじゃないかと、わかるように簡潔に書けばそれでいいということです。詳細なバックデータをすべてここに載せよということにはだれも要求していなくて、保存資料を未来永劫保存して提供しますということですから、そのところ

はそれでいいだろう。そこは了解しているので、基本方針の資料編を見れば、こういうデータを前提にして出したものというのわかるような形の記載ということです。

○松本 まず、洪水のピーク流量は、現在資料編で記載しております。あと、その配分でございますけれども、流域対策については記述できます。ただ、洪水調節施設については、具体の施設を明らかにしないという話になっているので、それを記述するわけにいかない。そういう事情がございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○土谷委員 流域対策の $80\text{m}^3 / \text{s}$ の根拠について、簡潔に記載すると言われましたけれども、私はそれについて意見書を出しているの、それをちょっと言ってもよろしいですか。

○松本委員長 どうぞ。

○土谷委員 本日の資料の意見書の 9 ページです。簡潔と言っても、どこまで簡潔に書かれるかというところで、私は、やはり県民にわかりやすく書いてほしいと思ひまして、3 点書いてほしいというふうにここに書いています。

治水の資料編では、今の段階では、水深何 cm で、オリフィスをつけると、それぐらいしか書いていないんですが、それだけでは不十分だと思いますので、対象箇所条件を詳しく書いてほしい。その下にため池の例を出していますけれども、こういう条件に見合ったため池を対象箇所にして 90 カ所選んで、計算して、それぞれの施設を合計したら $80\text{m}^3 / \text{s}$ になったわけですから、これぐらいのことは書いてほしいと思います。ミスが 1 個ありまして、私、ため池の満水面積 $5,000\text{m}^2$ 以上というところに、毎秒というのをつけてしまっていますので、これは取っておいてください。

それから、対象箇所数についても書いていただかないと根拠がよくわからないので、ため池の場合は 90 カ所、学校の場合は何カ所というふうに、対象箇所数を書いてほしい。ため池は、実際には何千カ所も流域にある中で、90 カ所なんです。全体の数を書くことによって、もっと条件を広げれば、もっとふやせるんだということが県民にわかりやすくなりますので、全体の施設の数と対象箇所数を書いてほしいと思います。

3 つ目は、流域対策全体で $80\text{m}^3 / \text{s}$ としか書いていないんですけれども、学校とか公園とかそれぞれの施設の効果量がこれですというふうに書いていただきたいと思ひます。

それから、流域対策の特性として、行政主導で行うものばかりではなくて、県民が自発的に、自分たちの住んでいる地域の学校とか公園に雨水貯留施設をつけてほしいという要望が出てくるのがこれからは望ましいと思ひます。そういうときに、この地域の公園は

条件の面積よりも狭いからだめですというふうに言われたら困ると思うんですね。県民の自発的な活動を阻害しないで、できるところから小さな対策を積み上げていくために、対象箇所の内容はあくまでも目安で、必要に応じて例外も認めるというような内容を資料編に書いておいていただきたいと思います。

最後に、私の意見書の右ページの図を見ていただきたいと思いますけれども、水田に関しては、流域対策の効果量に入っていないんですが、これだけ詳しく検討した結果、全面積 3,500ha 中の対象箇所 1,539ha になった理由が、こういう図を見ると県民にわかりやすいので、こういうものも資料編に入れていただきたいと思います。

○松本 まず、意見書の 3 番目、80m³ / s だけでなく、個々の施設の効果量を示すと。これは、個々の施設単位に効果量を出しているわけではございませんので、個々の施設単位の効果量を出すことはできません。

それから、具体的に何カ所中何カ所という話の場合に、ため池については、条例ため池は把握できていますけれども、いわゆるため池の総数という意味では把握できておりませんから、総数幾らという記載はできません。

それと、なるべく具体の条件設定なり箇所を明示するよというお話がございましたけれども、以前の運営委員会でも説明しましたように、特にため池等につきましては、いわゆる権原を持っている市とはこれまで説明なり協議をしておりますけれども、実質的な所有者である水利権者とはそういった協議をしておりますから、記載につきましては、関係市の方と再度協議する必要があると考えております。

それから、一番下のところ、対象箇所の条件は目安として、例外も認めることを追記すると。これは、我々は以前、計画に位置づける際の条件設定をしておりますけれども、それに該当するものがあるのであれば、追記するにやぶさかではございません。

以上でございます。

○松本委員長 ということは、流域対策に 80m³ / s を算出した経緯等については、具体的にどの程度のことを記載するということですか。

○松本 どの程度まで記述できるのかということについて、関係市の方と協議してから決めたいと考えております。

○松本委員長 その辺のところをきょうこの委員会の場で詰めるわけにはいきませんので、委員会の側として、出すべきものをまとめて、答申に盛り込むということにしたいと思います。

これで、基本高水あるいはその配分流量にかかわる記述の補足あるいは修正等に関しては一たんおいてよろしいですかー。

洪水調節施設の優先順位とかかわる部分があれば、その部分はもう一度戻りますけれども、そうでない部分はいったんこれでおきます。

先ほどから確認された件については、県には対応をお願いして、答申書にはその確認の意味で、本日時点でいろいろ意見を出された部分については、総括して記載するというようにしたいと思います。その件は、答申書のまとめ方で、後ほどご議論いただきたいと思っています。

もう 1 点の洪水調節施設の優先順位のことで、かなり議論が出ています。これについてご意見を出してください。

○長峯委員 当日配付資料の 11 ページです。先ほど奥西委員から、治水に偏っているんじゃないかという発言がありました。その前に、池淵委員の方から、前文に対して、治水のことしか書いていないんじゃないかという発言もありました。そのあたりの発言を踏まえて、優先順位との関係でお話をします。

11 ページからいろいろ書いてありますので、それはまた見ていただきたいんですが、タイトルだけちょっと読ませていただきますと、結局だれのための河川計画、基本方針だったのかということ、2 番目に、これは後でお話ししますが、治水に偏重した県の態度、3 番目、対策検討の優先順位こそが基本方針である、4 番目、今後、河川整備計画までの 2 年間でブラックボックス化される危険性。この点がきょう私が一番訴えたかったことです。5 番目、参画と協働の意味、流域委員会の意味というのは何なのか、6 番目、繰り返しになりますというのは、前々からの議論の繰り返しですけれども、流域委員会が、県がこれから計画をつくっていくアライバづくりの委員会ではないということの担保は一体どこにあるのかということで、意見をそこに書いております。

2 番目、3 番目をちょっと説明したいと思いますが、2 番目のところで、これまでの県との長いやりとりの中で、今回の運営委員会の中でもそういう発言があったんですが、県からは、治水をあずかるものという発言が何度となく出てきております。それに対して、私自身は個人的に違和感を覚えてきたわけですが、このことは、基本的なところに戻ると、河川法には治水、利水、環境保全という 3 つの目的が書いてある中で、治水だけを言うのは、そもそも河川法の趣旨に抵触するのではないか。したがって、治水、利水、環境保全をあずかるものというふうに言い直すべきであるということです。もちろん、言い方だけ

でなくて、河川計画の中身、先ほどの前文もその1つですけれども、治水、利水、環境保全をあずかるものという視点から書いていただきたいし、計画全体もそういう意識で書いてほしいということです。

結局、優先順位の話も、そこのあたりに関係するんじゃないかと私は思っていますが、県の担当部局の方が、これまでの長いやりとりの中で、治水、利水、環境保全をあずかるものという視点を全面的に出していただいていたら、我々としては安心して県の方にあずかってもらう。具体的に言えば、基本方針なり今後出てくる整備計画をあずかってもらう、ゆだねることができるわけですけれども、どうもそこのところが信用できないわけです。本当に治水だけでなく、利水、環境保全のことを考えてくれるのかどうか、その辺の県の態度が明確ではないということで、流域委員会の提言では、対策の優先順位というのを盛り込んだと思います。

具体的に今の論点で言えば、洪水調節施設のところの対策の検討をする際の優先順位、検討の優先順位というのを、ぜひ基本方針の一文として入れてほしいということを書いてきたわけです。県の方は、先ほど来何度も回答が出ていますけれども、基本方針では個別具体的な対策については書かないことになっているという通り一遍の回答をずっとしてきているわけですけれども、私自身は今の段になっても、河川法に照らしてなぜ検討に載せる対策の優先順位を基本方針に書けないのかについて、理解できません。そこで、対策を検討する際の優先順位をぜひ明記してほしいと改めてお願いしたいということです。

その下、4番目のところは、今後議論されるのかもしれませんが、基本方針が出されて、2年後に県の方から河川整備計画が出されてくるわけですが、この2年間で我々にとっては非常に危険な期間になる可能性がある。県にとっては、その2年間で全部決めてしまおうということです。いろんな問題、ほかで言っていることも関連してきますけれども、我々が、参画と協働ということを言われて流域委員会に参加して、一緒に議論してきたことの意味が、この2年間に問われるわけです。

後でまた整理して言わせていただきたいと思います。今現在はそういうことで、なぜ書けないのかということをもう一度言ってほしいということ、我々は、個別具体的な箇所づけされたものまで書いてほしい、ここのところにこういうダムをつくらなくともか、ここに遊水地をつくらなくともかまで書いてほしいなどと言っているわけではなくて、あくまで検討する際の優先順位として書いてほしいと言っているわけですから、それは書けるんじゃないかと思っています。そのことをまずお聞きしたいと思います。

○松本 対策検討の優先順位がなぜ記述できないかということでございますけれども、前回の流域委員会でしょうかーで説明しましたように、例えば選択肢として A 案、B 案、C 案があった場合に、A 案だけを詳細に検討した結果として、じゃあ A 案でいきましょうという結論にはなり得ないはずです。当然のことながら、A 案、B 案、C 案をそれぞれ検討して、もちろん A、B、C の組み合わせという案もあるでしょうけれども、総合的に評価した上で、案を絞り込んで、その中で、当面の整備計画ではどういった対応をしようかというのを決めていくべきですから、対策検討の優先順位を決めてどれほどの意味があるのか、私には理解できません。

○長峯委員 言い方をかえますけれども、それだったら、治水、利水、環境保全すべてを考慮して検討するというを前面に出してください。どちらかをしてもらわないと困ります。A、B、C の 3 つの案から、治水という点からだけ考慮して決めるというふうにもとれるわけです。

治水に関する資料の 11 ページの一番下の 2 行が、いろんな意味で解釈されるので削除されたということですが、もともとあったこの文章にしても、技術面、環境面、経済面等の検討を行いとあります。これは、あくまで治水から見て、もろもろ検討して、具体的な施設の計画を定めるということなんですね。もしそれが間違いでしたら、そこに治水、利水、環境保全 3 つの目的を達成するためという一文を入れて残してもらおうということでも私は納得します。そのどちらかをしてくださいということです。

○松本 今長峯委員が言われた、治水に関する資料の 11 ページ、下から 2 行目、既に削除されておりますけれども、ここで記載した環境面というのは、別に治水から見た環境面とかいう意味ではなくて、仮にある対策を講じる場合に、その対策によって環境に対する影響があるのであれば、どれぐらいの影響があるのか、そしてその影響を回避するための方策としてどういったものが考えられるのか、その辺を十分に検討した上で比較の中に入れていくといった趣旨でございます。

そこでは、技術面、環境面、経済面等と書いておりますけれども、「等」の中には、社会的な影響とかそういったものも入ってこようかと思えます。要は、総合的に比較検討して案を絞り込んでいくというふうに考えております。

○長峯委員 それでは、今おっしゃったように具体的に書いていただければ結構かと思えます。

補足しますと、対策をとる場合の環境への影響ということしか言わないわけですよ。

そもそも環境を守るために何をするのかということは全然言わない。治水というのは、皆さん何度もおっしゃっているように、生命と財産を守るために具体的な対策をとるわけですよ。環境保全というのは、環境を守るために対策をとらなければならないわけです。そこを両方考慮してもらわないと困るということです。

時間がないと思いますので、以上で私は結構です。

○松本委員長 先ほど畑委員から、今長峯委員も出された資料編の11ページの最後の2行、整備計画策定時まで具体的な施設計画を定めるということ、県の方としては、誤解を生じるんだったら削るという形で、きょう削る提案をされたんですが、削っても、考え方が変わらないんだったら、むしろそれはおかしいのではないかという意見もありました。長峯委員からは、今松本課長が説明したように、もう少し言葉を補足して書くのだったらいいというふうな意見もありました。このあたり、いかがですか。

○畑委員 今の松本課長のとらえ方と長峯委員のとらえ方は、かなりずれがあるように思いました。長峯委員が言っておられるのは、対策の前提として、環境面、経済面を考慮するという説明にならざるを得ない。課長の言葉にもそういうことが出ておりますので、もし長峯委員の言われるところを認められるなら、かなり書き方を変えていただかないといけないと思います。

○松本委員長 それはどうなのですか。玉虫色のところで終わっていますけれども、どのようなとらえ方ですか。ほかにご意見ございますか。

○佐々木委員 この間の運営委員会で、ここを削除してほしいと初めに言ったのは私ですので、そのときのお話をここでしておきたいと思います。

今武庫川峡谷の環境調査がされている中で、まず1点確認させていただいたのが、この2行に入っている環境面、経済面等の検討を行いという文面がその調査に当たるんですかということです。そのときに、はい当たりますということをお聞きした上で、そうすると、この後ろの具体的な施設というのは新規ダムというふうにとらえられても仕方ないですねということで、それであれば、誤解を招くかもわからないのでということで、削除された。

もう1点は、超長期の基本方針であるところに、二、三十年先の整備計画の具体の施設計画を定めることとするという文言が入ってくるのは少しずれているような気がします、この点で削除をしていただきたいというふうなことを提案いたしました。

○伊藤委員 戦略的環境アセスメントのガイドラインというのが出ていますけれども、こ

これは、計画段階で環境アセスをして、実施段階の方策をそこから絞っていくというプロセスをとるんだと思います。提言書でも、戦略的環境アセスメントを採用して検討すべきではないかと。これによると、社会的側面、あるいは経済的側面、環境的側面から評価をして、案を絞っていくというガイドラインなんですけれども、そういう手続をこの整備計画を作成する中で織り込んでいくことが必要ではないかと思っています。

ただ、兵庫県として、戦略的環境アセスメントをどうするかについては、提言書には方向づけが書いてありますけれども、具体的にどうされているかというのは、中川委員、詳しくご存じかと思っているんですけれども、いかがですか。

○中川委員 その話を今ここで続けていってよろしいのでしょうか。ちなみに、その話にかかわる点については、51回と、52回でしたか、少しやりとりも含めて確認させていただいた経緯がございますので、その当時の議事録でもって、今伊藤委員のお答えになっていると私は理解しています。

ちなみに、もう一遍繰り返すと、条例に基づくアセスの調査ではない。戦略的アセスの調査に位置づくものではないということだったと思います。

○松本委員長 今回の県が既に始めている環境調査は、今中川委員が指摘したとおり、先ほど提案している見解の中で明記しておりますが、それはS E A—戦略的環境アセスメントではない。もし実際に新規ダムを計画するんだったら、当然その時点で課題になるだろう。県は、そういうことが必要になり、そのような制度があるなら、当然それに従うということを言明しておられます。基本方針の中で、それも書き込むか書き込まぬか、書き込むことによって姿勢としては明確になるんですけれども、ずっと嫌がっておられるんですから、それは出てきたときに判断するというだけでも差し支えないのかなということで、今の段階では、それを具体的に入れなさいという要求をしていないということが経過だと思います。

話を戻しまして、11ページの件に関しましては、先ほど佐々木委員から、これまでの議論のご紹介がありましたように、いかに環境面とかその辺のところの言葉を継いでも、650 m³ / s の配分を、具体的施設名で、超長期の方針の数値を満足させるための対応として、整備計画をつくるまでにつくるということを委員会としては認めるわけにいかないだろう。結果的に県はそう考えていても、それは出てきたら出てきたときの話として、整備計画の段階、あるいはそこへ至るプロセスの中で、委員会としては判断、検討するしかないであろう。そういうところから、この基本方針でそれをうたい上げることはまずいのではない

かというふうな判断から、削除してはどうかという提案をして、県もそれを受け入れたということですから、そのところをご理解いただけると、削除に関しては、これでいいのではないかというのが、運営委員会での一応の考え方なのですけれども、いかがですか。

いわば、整備計画段階で、基本方針の超長期の課題を先取りをすることはまずいのではないか。ただ、県が整備計画段階でそのようにされるとということについては、それは仕方がないので、その段階で議論すべきであろうと、委員会としてはこういうふうな立場ですね。

○奥西委員 今の件については、了解いたしました。

先ほどの優先順位をつけるのか、あるいは環境、利水を含めた総合的な検討を行うのかという件についてですけれども、そういう総合的な検討ができるのであれば、それに対して文句を言う筋合いは全くないのですけれども、我々の認識は少し違うと思います。

例えば、利水に関して、すべての利水者が完全に満足できる状態にないことは確かですから、それをどうするのかということが直ちに出てくるでしょうし、環境についてはもっと深刻で、既に失われた環境をどうやるのかということが直ちに出てきますね。そういうことを考えた総合的な検討の青写真があるのかは非常に疑問だと思います。言葉の上で、総合的な検討を行いますと言われても、直ちには乗れないというところがあります。

○伊藤委員 この過程がブラックボックスになってしまったら問題で、ブラックボックスにならないようにしながら検討を進めるという保証がない限り、この辺は明確にしておかないといけないと思うんですけれども。

○中川委員 その点に関してなんですが、私は、それは答申すべき内容だと思っております。前回の委員会でも、そのように発言したかと思いますが、本日の意見書でも、29 ページから 30 ページ、31 ページのところに、私自身の意見は整理させていただきました。このもとになっているのは 10 月 3 日の運営委員会で既に出しておりますので、河川管理者さんの方のコメントをできればお聞きしたかったんですが、多分時間がなかろうかと思いません。

私自身の意見はもう飛ばします。31 ページの上の 1 行目、2 行目、答申に書くべき内容として、これを提案したいと思います。要するに、提言書で提案した合意形成のプロセス、それは何かというと、1 ページ戻っていただきまして、29 ページのところ、きょうの答申案の中にもこの文章をそのまま採用していただいているんですが、この 4 つのプロセス、29 ページの真ん中あたり、①、②、③、④というふうにした、要するに、ダム以

外のものを先にやって、その上で次期整備計画においてダム採否について改めて判断というプロセス、この合意形成のプロセスというものを委員会としては提言していたわけですので、改めてもう一度それを委員会としては答申することが委員会が示す回答ではないかと思えます。

ちなみに、この合意形成のプロセスを、私自身は、意見書の 29 ページにも書きましたように、最もリーズナブル、かつ可及的速やかに下流域の安全度を上げる最も現実的な方法だというふうに理解しておりますが、この点につきましては、委員の方々によって意見が分かれるところで、実際そのように運営委員会でも出ておりますので、その理由を答申に書く必要はなかろうと思えます。それを合意するだけの時間はないと思っています。

○松本委員長 この件に関しましては、3 カ月間の議論を通じて一貫して県の方は、先ほど松本課長が説明されたように、基本方針の段階でどの施設を優先するかを判断するのは妥当ではない。並列して検討するのが筋だということを変えておられません。きょうもそのことを繰り返し出されているわけで、この件に関しては、もはやこの協議の中で、玉虫色の表現でごまかしても意味のないことなので、委員会としてはきちんとした考え方を提起して、再考を促すというふうな形しかないのではないかというのが、多分中川委員のご提案の趣旨だと思いますので、この件に関しては、そのような方向で、委員会としてはあくまでも提言で提起した検討順位で検討していく。きょう中川委員の意見書に整理されておりますが、そのような考え方でやるべきである。そうでなければ、じゃあどうするんだということについて言及するような答申案として、県に再考を促すということで、この件についてはここまでということにさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○川谷委員 前回私は、優先順位についての私なりの考えは述べさせていただきましたから、繰り返しは避けたいと思えますが、本来この優先順位のことについては、ここで中川委員が書かれている提言に基づいたことというのはそうだと思いますが、それ以外に、きょうの議論で出てきた優先順位の考え方は、流域委員会で議論はしていないと思っております。それを答申の中で、その形で受け入れられなかったということをやうたうのは、私としてはちょっと疑問を持っています。それだけ申し上げておきたい。

それから、ここで議論している優先順位は、ここに書いてあるように、河川対策の優先順位と洪水調節施設の検討の優先順位の話であると理解しています。それも分けて考えるべきだと思っておりますのは、河川対策の優先順位と洪水調節施設の検討の優先順位は話題が違うのであろうと。河川対策で何をやるかということ自身は、それこそ並行してやら

なければならないことがたくさんあって、そのメニューの中の重みづけの話題である。重みづけをどういう基準でやるかというところまで詳細に我々が立ち入って議論はできないと思っています。洪水調節施設の検討の優先順位ということについては、考えられる施設について、逆に最初から検討の対象にしないということの危険性を取り除けば、検討の順位が実質的な意味を持たないだろうということは前回申し上げたとおりです。

○松本委員長 先ほど私が集約したのは、提言に基づくプロセスという中川委員の提案のことです。それから、少し確認を怠りましたけれども、優先順位の問題は2つある。今川谷委員が説明されたように、河川対策における優先順位と洪水調節施設の優先順位だ。河川対策における優先順位は、既に当初案が修正をされているんですね。それは本文の8ページ、(1)の①の河川対策の中で、4行目あたり、当初は洪水調節施設の整備が一番最初にあって、後に河道とか堤防とかがついていて、これについては、県は、必ずしも優先順位の順番に並べたものではないという説明をされましたが、いかにもまず洪水調節施設というふうな印象を与えるのでよろしくないのではないかとということで、洪水調節施設が一番後ろに並べかえるという修正がされております。このことでもって県は、優先順位を決めたわけではないという説明をされておりますが、いかにも洪水調節施設が優先だという印象を与えることはよくないという形で、このような修正をした。

委員会としても、今川谷委員の説明があったように、この河川対策の優先順位は、明確にこれをまず優先ということ順位づけることは難しい。しかし、洪水調節施設をまず第1にやるんだというのは筋が違う話だという理解のもとに、この表現でとりあえずは洪水調節施設を優先してというふうな印象を是正したということで、この件についてはこれで了解したという評価をしております。

それから、洪水調節施設の中での優先順位というのが、治水に関する資料の11ページの3.3の中の650m³/sの分ということです。ここについて、県は、先ほどから何回も言われているように、その優先をつけて検討するわけではない、並列的だということ言われて、そこで一定の壁になっていて、これ以上の議論は難しい。さすれば、委員会はこういうふうな見解かというのは、先ほどからるる説明をされているように、提言のベースでの考え方を踏襲すべきであるという要請をすることを中心とした答申書にまとめる。その点については、川谷委員、それでいいんでしょうー。

では、そういうことで、この件は確認させてもらってよろしいですか。

○長峯委員 1つだけ県の方に確認してほしいんですけども、要するに治水をあくまで

ものという発言は本意なのか、言葉足らずだったのか、どちらなのかということ、ちょっと言質をとりたいので、明確に発言しておいてください。

○松本 河川法の中に、治水、利水、環境保全という 3 つの柱がございますけれども、その 3 つの柱にかかわっていくいき方というのがそれぞれ違って来るわけです。治水については、河川管理者が住民の生命あるいは財産を守るために洪水に対する安全性を高めていきたいと思います、これは河川管理者がやっていく話です。ところが、利水については、河川の水を独占的に使用して、例えば農業用水に使うとか、水道用水に使いたいとかいうのは、河川管理者の仕事ではなくて、農業を営む方あるいは団体が河川から取水する、あるいは水道事業者が取水する。それに対して河川管理者は、他の河川使用に影響がないかどうかを十分に審査した上で、特段問題がなければ許可をする。河川の水というのは公のものでありますから、基本的には排他独占的に使うことはだめですけれども、一定の要件さえクリアすれば使用してもいい、取水してもいいですよという、いわゆる許可権者という立場があるわけです。それから、環境保全に対しては、治水なり利水の事業を進めていく上で、当然環境に対する負荷が考えられますから、それについては十分にその保全を考えていきたいと思います。

その 3 つの柱について、それぞれ河川管理者のかかわっていく方が違う。ですから、治水をあずかるものとしてという表現は、そのときどきによってどういったシチュエーションで言ったのか詳細には把握しておりませんが、その場、その場で適切な表現をしているのかというふうに考えております。

○松本委員長 では、これにて、残る論点に関しての審議を終わらせていただきます。

ちょっと休憩して、答申案の審議に入ります。既に本日の予定した時間を 1 時間ほどオーバーしておりますが、もうしばらく時間を延長して、答申案についての確認までいきたいと思っております。あわせて、環境調査に関する見解についてもご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(休 憩)

○松本委員長 再開します。

冒頭にお断りします。本日はかなり時間が押しておりますが、当委員会は傍聴者の方にも発言をしていただける時間をとっております。いつもは全部の審議が終了した段階でお願いしておりますが、きょうは最終結論を出すということですので、全部結論を出してしまってからではというご不満も出るかと思っておりますので、この委員会の委員の答申案の審議

があらかた終わって、最終的な決定をする前に、こういう状況ですから、時間はかなり厳格に制限をさせていただきますが、その段階でご発言の時間をとりたいと思います。時間的に何時になるかというのは私にはわかりませんが、ここは会場の都合で、冒頭にあったように、幾ら遅くても 8 時ぐらいには終わらなければいけないという条件がありますので、そのような運営をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、休憩前に話しましたように、答申案並びに関連しますので環境調査の見解書も含めて議論しますが、まず答申案についてのご意見を承りたいと思います。

答申案につきましては、既に提案をさせていただきました。そこでは詳細に、現在出た改訂版に対する意見、評価、並びにそこにまだ受け入れられていない意見の取り扱いについて入れております。それから、先ほど議論しました 2 つの論点についても、先ほど集約しましたような観点からなお検討を求める、あるいは特に基本高水、流量配分に関しては、県は一定の修正を行うということもきょう既に確認しましたので、そのことも含めた上で、なお委員会の意見をきちんと取りまとめるということにしたいと思いますが、全体を通してご意見を伺います。できれば、論点の取りまとめよりも、それ以外のところを中心にしたしたいと思います。最初の提案の後、答申書の取りまとめの構成、位置づけ等についてのご意見がありましたので、まずそこから入りたいと思います。

○川谷委員 ここに書いていただいている答申案を踏まえてのことですが、まず答申の位置づけですが、これについては、この文章の 1 ページ目の 1 のところの 2 番目の段落、「したがって」というところが、でき上がった基本方針の改訂版と言われているものに対しての答申であると理解しています。ですから、ここに書かれているように、この改訂版のところは、県は県なりの考え方、流域委員会は流域委員会なりの考え方を踏まえて、その意味では、どちらも少しでもいいものをつくろうとして意見を闘わせたし、なかなか相互理解に行き着かなかった点はあると思いますが、答申として求められているものは、その協議の成果として位置づけられるべきものと私は考えています。

その意味で、この答申案のところに、流域委員会が県の出してきた原案に対して交渉して、その交渉の結果として、このような成果に行き着いたととらえられかねない表現については、私は、極めて注意すべき問題だと思っております。繰り返しになりますが、交渉の結果ですよということを強調すると、せっかく協働の作業をしてきたということの意味合いが薄れてしまうとむしろ懸念しております。

それから、答申の目的が、私が考えているような、ここでいう改訂版に対する評価とい

うことであれば、この案の中の 11 ページ、今後の課題についての幾つかの要請と留意点ということについては、答申ということではなくて、これは同じ重みを持っていいと思いますが、流域委員会のそれこそ意見書として、同時に提出することを検討してみたいかと思っています。

それから、ちょっとさきの点に戻りますが、ここの文章の中で、「当初案では」というのと、それに対比して「改訂版では」という言葉が各項目にかなりあります。修正の結果として書き加えられた短い文章の持つ意味を明確にするということで、必要不可欠な場合は、この対比が必要とは思いますが、そうでない限りは、我々はやはり改訂版に対して意見を述べるということに力点を置くべきであると考えています。それは、3 度目の繰り返しになりますが、交渉の成果であるということを強調しているのととられないように、むしろ配慮が必要だと思っています。

○松本委員長 具体的には、要するに、改訂版の結果だけに対する評価に絞れというふうなご意見であり、今後の課題にかかわることは別途の意見書というふうなご意見です。

念のために、この案は、これが諮問されたことに対して返すものとしては答申書というふうになっていますが、表題としては、基本方針原案についての意見書というふうに記載しております。

○中川委員 今、川谷委員からご指摘があった点は、5 日の運営委員会のときに議論した結果として、きょう委員長に取りまとめていただいたこのドキュメントとして出ているんですが、運営委員会からの延長というか、そこから続いている話題だと私自身も認識しております。

先ほどの川谷委員のご指摘の修正の結果としての部分を評価の対象とすべきだという点に関してですが、運営委員会でも申しあげましたように、私自身もそのようにとらえております。

幾つかの思いもありまして、きょうかなり長い意見書を出させていただいておりますが、私自身は、修正版――きょうまたさらに修正されていますが――にいろいろ議論してきたプロセスというものがすべて反映されていると見ております。もちろん、先ほど来議論がありましたように、それは修正できないという部分につきましては、最終的に答申するという形でしか私どもは申しあげられないと思うんですけれども、私自身も、交渉の成果であるということを強調しているのととられかねないということについては、非常に懸念しているところでもあります。むしろ、これがこうなった、それは何ゆえにこうなったかという

のはこういう理由であるということが明確にわかることによって、運営委員会でしてきた議論、あるいは流域委員会をしていてもなかなか伝わらないような意見が外部の方にきちっと評価していただけるような対象に挙がってくるのではないかと思うからです。その意味で、先ほどご指摘があった点は、私自身も同じように考えております。

とはいうものの、運営委員会のときに議論になったのは、交渉という言葉が適切なのか、やりとりの過程というものが非常に重要だったというご意見が多数でございまして、そのあたりの皆さんのとらえ方の違いがこういう形で出ているのだらうと思います。

その点につきましては、きょうの委員長の答申書案の 1 ページに、改訂版の位置づけということで書いていただいている文章は、前々回の運営委員会に私が自分自身の意見として出させていただいた意見書を一部採用して書いていただいているんですが、まず 1 点目としまして、先ほど読み上げられた 2 つ目のパラグラフ、「したがって、この改訂案は、よりよい方針づくりを目指そうとする共通の思いによって」以下云々というとらえ方は、あくまでも私自身の認識でございまして、これが答申のここに入ってくることに皆さん共通理解をされているかということは、まず 1 点確認される必要があろうかと思っております。

その上で、先ほどの修正版に対する評価という点でございまして、これがそういう形になるかどうかはともかくとしまして、きょう私が出させていただきました意見書の 18 ページから 28 ページまでは、何を整理したかといいますと、7 月 6 日から 10 月 5 日までの過程で何が変わり、それは何ゆえに変わったのか、もし足りない点があるとすればそれは何だったのかということ整理したものです。25 点ございまして、さらにきょうもう 1 点追加されましたので、結果として 26 点になろうかと思っておりますけれども、それぞれを対比するような形で、これはもちろん私なりの整理でございまして、整理をしてみました。きょうの議論にも参考になるか、あるいは皆様方が方針の修正版をごらんになる際にも、この情報提供というのは私は委員会として必要ではないかと自分自身で判断したので、このような作業をさせていただいたものがこの十何ページの部分でございまして。

私自身がこの評価をどういうふうと考えているかということは、少し戻っていただきまして、18 ページの一番上のところに書かせていただいております。それぞれ評価する方によって、関心によって、恐らく評価のされ方というのは変わってくるのだらうと思います。少なくとも委員会として提供すべきことは、何がどう変わって、それに対してどうであるのかという情報提供をきちっとしていくことが求められるのだらうと思います。なぜそう思うかというのは、最初に戻りまして、やはりこの改訂版の位置づけ、つまりよりよい方針

づくりを目指そうとする共通の思いによって議論をしてきたということの共通認識が何よりも大切なことだと評価しております。中身の話に立ち入る前に、このプロセスがまず一番最初に位置づけとしてきっちりされることだろうと思っています。

私自身がなぜそのように思うかということは、きょうの意見書の 32 ページから後ろに書いておりますが、これは説明の時間を節約するために書かせていただきましたので、また後ほどお読みいただければと思います。

ほかにこの答申案についてまだもう少しあるんですが、とりあえず今川谷委員からのご指摘に関係した部分だけ申し上げました。

○松本委員長 答申案の位置づけをどのような観点から、あるいはどこまで、どのように評価をするのかということについてのご提起がございました。

○中川委員 委員長、済みません。もう 1 つございました。

今言いそびれてしまったんですが、私の 18 ページから後ろの整理したところに、それぞれの項目に A B C D というふうに書いております。これは何を書いているかといいますと、18 ページを見ていただければと思いますが、A というのは 7 月 9 日時点での記述でございます。これは、あくまでも評価するための基準点ぐらいだと思います。B が 10 月 5 日付の修正版です。C がなぜそれが修正されたのかという理由です。D は、さらに残される課題等があるものは、その内容について書いております。私自身は、D で書いたもの、これが十何項目あるんですが、これが答申書に書かれていく、答申していく内容ということになるのではないかと評価しております。

プロセスの中で、いろいろ認識について違いがあった、具体的に申し上げますと、本日の委員長の答申書の案の 2 ページに、当初原案についての委員会の評価ということで、積極性に欠けていたという評価が書かれているわけですが、1 つだけ例を挙げますと、私自身は、このことを書くよりも、この裏側にある問題の本質を改善していただきたいということで答申する方がよいのではないかと考えています。

といいますのは、書きたくても書けないことが恐らくたくさんあつたらうと思っています。その書けない理由というのは、例えば議論の中で出てきたのは、他部署と連携して、あるいは他部署が主体的に行う事業内容を書き込む場合には、他部署と完全に調整した後でなければ書き込めないという、言ってみれば行政文化のようなものが背景にあつたのだろうと思います。実際そのようなご説明がありました。だとするならば、消極的だと受けとめたというよりも、むしろ今後の方策としては、そのような行政文化を改めることが、結局

は県民のためになるんだということを答申する方が答申としてなじむのではないかと考えております。これは、16 点ある答申のポイントの 1 つだけを例に取り上げたものですが、私自身はそのように考えております。

○佐々木委員 前回の運営委員会の結果を経て、この答申書の案が出てきたということで、少しそのあたりを説明したいと思います。あわせて、自分の意見も含まれておりますので、お聞きください。

まず、先ほど川谷委員と中川委員から、プロセスというよりは結果を書く、改訂版というものを中心に書くというふうなことでしたけれども、前回の運営委員会の場では、プロセスを経てこの結果になったということが結果の評点が変わるという部分にかかわってくるということと、この答申書は一体だれが読むのかということをも第 1 に考えて、一般の人から見てわかるような結果ということを考えなければならないというふうな意味合い、それから武庫川流域委員会という委員会のこれまで歩んできた経緯と、とことん議論するというところで合意形成を得てきましたけれども、非常にプロセスを大事にしてきたという性格からしましても、プロセスを経て、結果として改訂版に至るということを大切にするという意味合いから、そういうことに賛同された委員の方がほとんどだったかと認識しております。

私の意見は変わっておりませんが、全部が全部そうとは限らないところもあるかもわかりませんが、やはりプロセスを経て出たこの結果の評点を重視していただきたい、読む人に理解していただきたいという観点から、このスタイルでいいのではないかと。答申案というものに対して改訂版という言葉はちょっとどうかなと首をかしげる部分があるんですけども、最終案ということで評価するという案に私としては賛成したいと思います。

○奥西委員 全般的なことに関しましては、私の意見は佐々木委員の意見に近いんですが、私として言いたいことを十分書いていただいているという気がいたします。

私自身は、個人的に委員長に対して、5 番目の意見が反映されなかった問題の (2) 基本高水のピーク流量と配分の将来見直しについてという部分について案を書いたんですが、その内容は、私の当日配付の意見書に書いたこととダブっております。その内容は、私自身の意見というよりも、流域委員会としての意見を書いたつもりですが、一言で言うと、流域委員会で県から出された資料に間違いがあったとは思わない。それを使っての流域委員会の提言内容に間違っている点があるとは思えない。ですから、我々から見ると、流域

委員会の提言と違う内容を含んだ県の原案はおかしいということに必然的になるわけですが、これまでの審議を通じて、原案が随分改訂されました。

治水の基本的な姿勢に関しては、先ほど議論が出ています治水、利水、環境を総合的に考えるという立場からの修文が行われて、かなり満足すべき状態になったと思いますが、最後の基本高水とそれをどうするかという点に関しては、全く文書上変更がされていないし、その考え方について、例えば $80\text{m}^3 / \text{s}$ という流域対策が将来の見直しで変わっても、 $650\text{m}^3 / \text{s}$ という数値は変わらないというような、我々がひとり歩きという批判をしたのに対して、まさにひとり歩きでしかないようなお答えが返ってくるとか、一言で言うと、前半と最後の部分とで矛盾した内容になっていると考えざるを得ないと思います。その辺はやはりきちんと指摘しておかざるを得ないと考えます。

○松本委員長 ほかに、意見書と題した答申書の位置づけあるいは書き方、あり方について、そこのところをはっきりしてほしいです。要するに、今からかなり大がかりな再修正をする必要があるのかないのかということにつながる話ですから、各委員の意見をお願いします。

○佐々木委員 言うのを忘れていたことがあるんですけども、もう1点、前回の運営委員会で言っていたことのひとつなんですけれども、従来型のものは、最終案に対してのみのスマートな答申ということになるんですが、今回のこの委員会はスタイルも違うということで、こういった形での答申のスタイルになるということを追加で申し上げておきます。

○川谷委員 佐々木委員には私が申し上げたことが十分に伝わっていないと思いますので、もう一度申し上げますが、プロセスを書かないと言っているわけではなくて、ここでいう改訂版に書かれている文言が挿入された意義あるいは意味を正確に伝えるために、原案ではこういう状態でした、ここに行き着いたのはこういう議論の結果ですということは、客観的には述べる必要があると思っています。しかし、そこのところ、お互いの考え方が違うことを「なぜわからないのですか」というようなやりとりをしたことまで含めてプロセスであるとは私は考えていないということですから、そこら辺は個々の文章について線引きが必要だと思っています。

○酒井委員 この答申は、私たちの思いが十分届いていると思います。前にも言いましたように、基本方針というものを分解すれば、基本とはまさに大もとであり、根本であり、方針ということになれば、私たちの思いがそれにどう反映されるかということで、武庫川の基本方針をどう決めるかということについて、私はこれまでいささかこだわってまいり

ましたし、議事進行にも迷惑をかけたと思いますけれども、雨が降るといふ自然現象はそもそも数値化になじまないものである。しかし、あえてそうしないと方針が立てられないという行政の考え方は、それはそれなりに河川課を預かる人の考え方としてはやむを得ないと思いますけれども、雨が降るといふ自然現象は、我々の力量、人間の知恵の及ぶところでどう受けとめるかということについては、受けとめ方はまた別のものがあると思います。

そういった意味で、自然現象に対して、現場でそれをどういうふうに見受け、治水にどう生かすかという話については、また別の観点があると思います。答申の 9 ページには、私たちの思いが十分込められていると思いますので、感謝したいと思いますことと、県のきょうの治水編にありますものとはかなり乖離があるように思います。

○長峯委員 前回の運営委員会で話したことの繰り返しになりますけれども、一般の参加者もおりますので……。

私は、委員長がおっしゃったように、初版というんでしょうか、最初の原案が出てから最終版になるまで 3 カ月間、主として運営委員会の中で議論というか、交渉という言葉は私は余り適切ではないと思いますが、参画まではいっていないと思いますけれども、意見交換してきたわけです。この 3 カ月間のやりとりがまさに流域委員会そのものだと思うんです。これは、運営委員会という名前ではありますけれども、実質的な議論だったわけです。流域委員会の個々のメンバーと県の河川部局との意見がどう共通していて、どこが異なるのかという意見交換というか、意見のぶつかり合いの場だったと思うんです。これは、本来この流域委員会の趣旨から言えば、やはり情報公開されるべき内容だったのではないかと考えております。少なくとも議事録は公開される必要があったとは思っております。ただ、一つ一つの文の修文を相当の時間をかけて話し合うということを公開の場ですることは物理的に不可能ということがあって、そういう思いがありながらやってきたわけですから、この 3 カ月間のプロセスというものを明記するということが、我々に与えられた使命だと思います。

この答申書はだれが読むのかというお話も先ほどありましたけれども、河川管理者である知事に意見を申すと同時に、これは県民に向けて我々が一つの回答を出すということですから、ガバナンスという点では、知事ではなくて、知事を通して最終的には県民に向けて書くということだと思いますので、やはりプロセスを明記するということが非常に重要だと思います。

それで、答申の原案については、最初は運営委員会の中では、表現がきつ過ぎるのではないとか、感情的ではないかというようなことで再構成されて、私自身としては、この内容でほぼ全体としては納得しているところです。

ただ、少しコメントというか、意見を申せば、1つは、経緯というか、プロセスをきちんと書いて県民に知らせる。もう1つは、3カ月間のやりとりで、最初の版と最終の版で、これは中川委員からうまくまとめてもらっておりますけれども、どこがどう変わったのかということは、中川委員の意見と同じなんですけれども、淡々と報告すべきだと。最終版に対して最終的なこの流域委員会としての評価を下して、我々として納得ができない部分については、意見書の形で意見を整理するというような形でいいのではないかと思います。個別の表現等については、また一度運営委員会で議論ができればありがたいと思います。

それと、5番のところに反映されなかった大きな問題として、(1)(2)をきょう議論して、ある程度納得できた部分と、県の方に認めてもらった部分と認めてもらえなかった部分とがあるわけですが、その書き方もまた話し合う必要があるかもしれませんが、それ以外に、問題としては小さいかもしれませんが、個人的に皆さん反映されなかった問題がそれぞれあるかと思います。そのあたりも、それを盛り込むのか盛り込まないのかということについて、また議論する時間が持てればありがたいなど。個人的に言えば、例えば政策評価の仕組みを入れてほしいと前回意見書を出したんですけれども、残念ながら、きょうはそれは認められませんでした。県の方の回答の中では、一番私がお願いしたかったところはうまく削られてしまっていますので、そういう個人的にまだ言い足りないところが入る余地も残していただければと思います。

○中川委員 何遍も繰り返しは避けたいと思いますので、1つだけ、先ほどからのお話の中で、プロセスを記すことこそが非常に重要だというご意見がありました。私自身、プロセスが大事だと認識しています。そのあたりはきょうの意見書に書かせていただいたとおりになんですけれども、ポイントは、プロセスは私自身も記すべきだと思っているんですけれども、恐らく記述の仕方の問題ではないかと理解しております。その点で、どのように書くのかという点が委員会のスタンスあるいは改訂版の位置づけというようにところに戻ってくるのではないかととらえております。

この7月に出されてから3カ月間の集中的なやりとりということで、きょうのような修正版という形にはなっているわけですが、その前提には、8月に出した提言書があり、その前には委員会という場を設置した、さらにその前には委員会を設置するための

準備会を設置した、さらにその前には大きな方針転換があったという長いプロセスの中で、この意義をとらえる必要もあるのではないかと思います。そのような意味で、これ以上繰り返しません、客観的な事実がプロセスをあらわすというのは、私自身もそのようにとらえております。

○畑委員 委員長の原案の形で、基本方針の原案に対する意見書ということで、プロセスがわかりますし、県もいろいろお考えの上で原案を提出されておりますので、それをもとにして、変えていった表現に関しては、いろいろご意見をいただいているような形で検討していただいて、基本的にはこういう流れで結構かと思っております。

○伊藤委員 この間の運営委員会は、私、途中で帰ってしまって申しわけありませんでした。

私は、この答申書は知事へ出すものだと思っておりますので、知事には最終案について書いていただいた方がいいんじゃないかと思います。ただ、ほとんどは運営委員会の論議になっていきますので、運営委員会が非公開ということでありましたので、そのプロセスは残すべきだと思います。ですから、それは、これを2つに分けると委員長に申しわけないんですけども、そういうプロセスを記録したものと答申書と2つに分けて出すのがいいんじゃないかと思っております。後半の方はそのまま残すわけですけども、そのやりとりの結果については、最終のものについて書いた方がいいのではないかと私は思っております。

○松本委員長 2つに分けるという案は、私は、さっき申し上げたように、諮問されたことに対して返事を出す文書のことを答申書と言っているのもであって、そのスタイルにそれこそ国交省の指示があるわけではなし、どんな決まりもないんです。その委員会の考え方に基づいて出せばいい。例えば、1枚ぺらで出す答申書だってあるわけですし、連綿といろんなことをきちんと書いて補足していくということもある。そここのところは、答申書はこうでなければならぬというのは基本的にはないと思っております。

だから、この文書は、別に答申書ということを書かなくてもいいんですけども、基本方針の原案についての流域委員会の意見書であって、諮問されたことに対して、これが答申ですよということを書くために「答申書」と入れてあるわけです。だから、答申書はこうであるから、意見書と別に分けるというのは、余り適切な議論ではない感じがします。分ける必要は何らなくて、原案に対して委員会はこのように判断しますということを出す分ですから、委員会の意見書でいいのではないかと私は思っております。だから、分けるということは全く理解できないと思っております。

○川谷委員 この意見書ですが、答申と呼ぶかどうかは全く問題ないと思いますが、基本方針原案についての意見書ですね。先ほど申しあげましたように、11 ページより後ろの内容については、必ずしもそうであるかどうか。特に、14 ページ以後の整備計画の原案策定に向けた留意すべき課題というのは、基本方針の我々が流域委員会の視点で評価する内容とはかなり違っていると思うんです。それも含めての意見書というのは、私は今のところは納得できないところがあります。

○松本委員長 原案というのは、要するに提示されたのは当初案ですね。その間、途中経過で暫定的に、会議を開くたびに、前回の会議を確認するための修正案が出されたわけであって、審議が終わる直前のところで出されたのがいわば修正版だった。ただ、途中経過でいっぱい修正版が出ていますから、ややこしいから改訂版と言ったけれども、改訂版は別の呼び方をしても何ら差し支えないんですが、さらに修正を求めているんですから、最終案でないことは事実ですね。だから、原案に対しての意見書というのは、当初案も原案であるし、今手にしている、ここでいう改訂版も原案である。その審議全体についての委員会の意見を出すのが委員会の返事ではないかと思います。

その原案の方針を今度どのようにプロセスとしてやっていくのか。しかも、方針は中で整備計画とオーバーラップして議論されてきたわけですから、整備計画の策定過程についても意見を言う。しかも、委員会はあと 2 年間役割を果たさなければいけないわけですから、当然これまでのことだけではなくて、これからどうするのか。現実には、来月また全体委員会が開かれるという保証はされていないんですから、今後どうするのかということを書いて、きちんと返事を知事に対して出しておかなければいけないのではないかというふうな意味合いで、原案に対する意見と今後の取り扱いについての意見はそんなに分けられないのではないかと申し上げたいと思います。

○佐々木委員 同じようなことになるかと思うんですけれども、基本方針原案がこういう形で最終的に煮詰まっていくにつれて、今後に向けての課題が出てきたところが、先ほど後半はちょっと意見書としては違うんじゃないかということでしたが、煮詰まっていくにつれて発生した今後に向けた課題ということですので、基本方針原案の中での意見書ということで処理していいのではないかと私は思います。

○松本委員長 ほかの方ご意見ございませんか。ここのところをはっきりしておかないと、本日採択できませんが。

○村岡委員 私は、単純に、この意見書をこのように書かれて、非常にわかりやすいと思

います。これを読みますと、これまでいろいろ意見を交換してきた過程がよくわかる。これは知事に出すんでしょうけれども、流域の皆さんに見てもらうものでもあるし、そういった人たちにもこれは非常にわかりやすいと思います。もちろん、意見を交換してきた中で、一致して、合意に達して、それが最終の改訂版に改訂された形で載るということもありましたし、そうでなくて載らなかったと。委員会側からすれば、委員会の意向を十分に踏まえた文章にならなかったという点もあるわけです。どういうところにそういうのがあるかということについて、この意見書は非常によくわかると思うんです。だから、この形で出して何ら諮問に対する答申のスタイルとしておかしくないと思っております。

○法西委員 11 ページの 5. 意見が反映されなかった問題として 2 つありますけれども、これに対してはまた加筆したりするんでしょうね。そうしないと、僕はちょっと納得しないです。それは運営委員会によってですか。

○松本委員長 この 2 点については、先ほど論点協議した中で、県の方に対してさらに手直しをすることは確認しました。あるいはしないことも確認しました。それを踏まえた上で、委員会として、これについての意見をまとめるわけですが、ついでにやっけてしまっても、優先順位の話については、2 つのうち 1 つはあのよう修正されました。洪水調節施設については、県はこのように答えているけれども、委員会としては、提言の趣旨に沿った考え方でやるべきであるということが骨子になるのではないかと考えています。高水流量のピーク流量と配分の将来見直しに関しては、既にこの中で、基本方針の将来見直しというところでも明確に出していると同時に、きょうは幾つかの確認をしました。そのことがまだ具体的な文書となって出てきていないわけですから、きょうの議論の中で、委員会の方から要請した内容をもう一度ここにきちんと記載しておくことが必要ではないかということ先ほど確認しました。

文言については、その内容で起案して、運営委員会で最終確認を行うという手続をとりたいということでもあります。だから、全体の委員会としては、本日がこの答申案についての最終決定の場だというふうにご理解いただきたい。部分的な、要するに内容の本論にかかわらない表現の問題であるとか、間違いであるとかいうところについては、あるいは冒頭に県の方から幾つか指摘されましたが、その辺について修正の必要があるかどうかは、運営委員会に一任するというふうな取り扱いにしたいということは、冒頭にご提案したとおりであります。

○草薙委員 ただいまいろいろとご説明いただきましたこの意見書については、私も十分

に満足しております。といいますのは、以前からも私の提案で出しておりますけれども、例の既存ダムの治水活用ということを再三申し上げているんですが、それも十分この内容には表現されておりますので、あとは県の方でこの意見書、すなわち答申書をどういう形で本文に挿入されたり、具体化されるかということが一つの課題だと思いますけれども、結論としましては、この意見書は十分満足しております。

○谷田委員 私も、この意見書は大変わかりやすく書いていただいて、これでいいと思っております。

11 ページの意見が反映されなかった問題についても、もう少しわかりやすく書いていただいたら、それでいいと思っております。といいますのは、基本高水の数字そのものがひとり歩きするような格好になっておりますので、それについてもうちよっと書いてもらったら、それでいいと思っております。

○山仲委員 私は、しばらくこの会議に出ておりませんが、きょう出席させていただきまして、皆さんの非常なご努力の結果、この答申書ができたということがよくわかりました。答申書も、委員長が読まれまして、ある程度の理解はできました。多少の疑問はありますけれども、全般的には非常にいいんじゃないかと考えております。

○浅見委員 私も、運営委員会はずっと参加しておりませんので、背景がよくわからなかったんですが、おおむね合意形成を得るためにこの委員会が頑張っている、あるいは検討、やりとりさせていただいたものとして了解させていただきました。

細部になるので、若干恐縮なのですが、1つだけこの答申書について確認させていただきたいと思っております。

14 ページのところで、プロセスの提言としまして、新規ダム以外の治水対策を優先して検討するということが書かれておりまして、これは、治水対策として、新規ダムだけを突出して扱うものじゃない、合意形成を図ってくださいというふうな意味で理解させていただきました。

その理解のもとに、1点だけ確認なんですけど、例えば新規ダムにつきまして、資料5の方で、本件環境調査の位置づけとしまして、県の責任において実施されているものとして位置づけると書かれております。一方で、答申の方では、15 ページに、各種調査や協議の進行状況を流域委員会に報告することということを提言されております。これは、両者がどういうふうに関係しているのかというのが私の中で理解しにくいところで、新規ダムに関しましても、他の治水対策と同様に、専門部会との協議などについて流域委員会に報告

を受ける。そして、その調査項目の妥当性とか、あるいは専門部会でどのような協議が具体的、技術的に検討されているのかといったことについて検討していくというプロセスも、もしこのプロセスというのが県の方に受け入れられればですが、可能性としてあるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○松本委員長 今のご質問は、環境調査については県の方の責任でやることだということを見解で明記しました。それと同時に、その途中経過については、委員会に報告をすべしというふうに要請をしています。ここの矛盾点というのがあるのかないのかですが、環境調査を現在やることの是非について委員会が関知するわけではありませんが、この間、整備計画へ向けての過程で、どのような調査や協議が進んでいるのかということを経営共有していくことは重要であるという認識をどこかに書いていました。その観点から言うと、それは環境調査も対象になるのではないかということでもあります。

もう一步言いますと、県は新規ダムとこの環境調査の件について、新規ダムをやるということを前提に環境調査をやるんだというふうな言い方は一言もしていないんです。整備計画にどのような対策を盛り込むかということを経営判断するのに、委員会は今次整備計画では新規ダムの検討の必要はない、したがって環境調査は次の整備計画へ向けてでいいと書いてあるけれども、河川管理者としてはそれを最初から外すわけにはいかないという委員会と違う考え方を言明されているんです。しかし、新規ダムをやる前提ではなくて、新規ダムをやれるのかやれないのかということを経営判断するために、あるいは委員会に対しても、あるいはその他に対しても説得力を持つためには、県も責任をもって調査データがないからどうこうということでは言えないので、それをやらせてもらいますとおっしゃっているわけです。そのことは間違いありません。

したがって、そのことは非常に重要なポイントで、県はダムを前提ではなくて、ダムの計画を考えられるのかどうかという材料として、県なりの判断でやるとおっしゃっているということですから、当然県なりの判断でやる経過については、委員会と合意しようという気はないとしても、報告はしてもらおうという意味合いで出している。こういうご理解があります。

○浅見委員 もしかすると、検討課題の優先性とか、あるいは洪水調節施設の優先性とかいう話にかかわるのか、その辺の背景がわからないんですが、例えば治水の 11 ページで削除された 2 行、「河川整備計画策定時までに技術面、環境面、経済面等の検討を行い」というのは、私の頭の中では、河川管理者が単独で検討を行うのではなくて、合意形成をする

ために検討を行ってくれるんだというふうに認識しています。答申書の 15 ページに、報告を受けて意見交換をしていくと書いておられるように、新規ダムにつきましても、聞きおくよではなくて、政策決定ではなくて、技術的にちゃんと検討されているかどうかというのは、もし合意形成の場が設けられるのであれば、続けていきたいなどは考えております。

○松本委員長 その 2 行を削った分は、運営委員会の議論の中では、今おっしゃったような意味合いではなくて、整備計画の策定段階までに基本方針で上げている 650m³ / s をどのように施設配分するかを決めるというのが県のそこに記載した意図であるということでしたから、整備計画の段階までに基本方針を先取りして施設配分を決めるということはおかしいのではないかということから、それは削除したという話であって、いろんな検討をしていくということについては、新規ダムの技術的な検討も環境的な検討も、委員会の意向にかかわらずやるとおっしゃっているんですから、それはご勝手におやりくださいということしかないのではないかというのが先ほどからの議論だと思います。

○浅見委員 もう 1 回だけ確認させてください。先ほどの 11 ページの 2 行というのは具体例として妥当でなかったので取り下げまして、やるんだったら勝手にやってくださいということは、報告は受けても議論しませんよということでしょうか。それとも、議論はあり得ると判断しておいてよろしいのでしょうか。

○松本委員長 それはよくわかりませんね。今の時点で議論するのか聞くだけかというのはわからないんじゃないですか。これからどういうふうな動きになってくるのかということもあるだろうし、あるいは現時点では県はダムをつくることを前提ではないとおっしゃっているけれども、協議を進めてくる過程で、ダムをつくるということが固まってきて、その前提での調査の話になってきたときにどんな議論になるかは、今決めておくというわけにはいかないのではないかと私は思います。

○浅見委員 資料 5 の本件の位置づけについては、ここの文面に書いてあるように、一応の理解として、県の責任において実施されている。この文面以上、以下ではない。その折々、時々に応じて議論もあり得る――議論もあり得るはさておきまして、この文面どおりということ。

○松本委員長 7 月からのこの委員会の中でそれをなぜ取り上げたのかということに対する見解ですから、きょうまでの委員会の中でこのことを取り上げた意味づけということであって、将来のことはどうなるかはわかりません。だから、決してそれは調査を委員会が認めたとかいう話ではないということを確認にした文章です。それでいいんですね。

時間がかかり切迫してきましたが、1つは答申のスタイルの問題です。今のところ、原案どおりでいいという意見が多数なのですが、なおご議論が必要でしょうか。

もう1つは、もう時間がないので、あわせて、個々の内容について、文章表現上のところは後からにしてもらって、基本的なところで修正等の必要があるというご意見があれば、具体的に今ご指摘ください。

○伊藤委員 きょうの資料6、今後のスケジュールというのがありますね。この1番のところで、流域委員会から河川整備基本方針（原案）についての答申をしますよね。それが今の案ですね。これが出たら県はどうされるんですか。もう1つ、基本方針をこれで作られるわけですか。

○松本 これまで3カ月にわたって十分に議論させていただいて、詰まるところは詰まっていますけれども、詰まっていないところについては、きょうの時点ではこれ以上の合意形成は無理だろうという話ですから、仮に答申なり意見書をいただいても、短期間で県の意見が変わるものではありませんから、検討はさせていただきますけれども、今回提示した基本方針について、きょうの中で若干の修正はあるにしても、それ以上の修正はないと考えております。

○伊藤委員 そういう可能性もあるということですね。普通の場合は、河川整備方針原案が出たら、最初の案に対する答申を出して、それで県がそれを受けると受けないかということをするわけですね。我々みたいに合意形成をしながらやるということは、すごく希有なことなんでしょうね。5回と10回にわたって検討、協議をしてきたということは、すごく新しい動き方じゃないかなと思ったんですが、それは違うんですか。

○松本 私の場合、基本的に武庫川方式は経験ございませんが、聞くところによりますと、ここまでの意見交換をして基本方針をブラッシュアップしていくようなことはやっていないのではないかと理解しております。

○伊藤委員 私、さっき理解が不足していて、今出るのが原案かと思っていました。申しわけありません。それであれば、委員長がつくられた、今回提示されたのものでいいのではないかと理解をいたします。

○中川委員 あり方の話ではなくて、中身の話を簡潔に申し上げておきたいと思えます。

すべてのことはきょう意見書の方に書かせていただいておりますので、箇所だけ指摘させていただきたいと思えます。

きょうの資料2に基づいて申し上げますが、まず1のところの、この認識が共通理解か

どうかを確認する必要があるというのは先ほど申し上げたとおりです。

それから、3 ページ、評価にかかわるところに、1 番として、従来の河川整備の考え方を転換する政策目標の明記ということで書いていただいているんですが、これも実は3 日の日に運営委員会に出させていただいた私自身の意見書からかなりの部分を取り込んでいただいているんですが、言うまでもなく、私自身の意見として3 日の日には書いておりますので、この認識あるいはこの評価が答申のこの場所に書かれるのが適切なかどうか、皆さんの共通認識の確認は必要かと思えます。若干違うのではないかというようなご意見も出ているのは認識しております。

15 ページの冒頭、これは先ほど浅見委員がご質問になったところとかかわってくるんですが、このプロセスの理解について、最もリーズナブルで、可及的速やかに引き上げていく最も現実的なプロセスとして提案したものであるというのも、私自身が3 日の日に書かせていただいた意見書の私自身の認識でございますので、それをそのままここに挿入するのが皆さんの合意として適切なかどうかというご議論はあろうかと思えます。

これに関係しまして、きょうの当日配付資料を少し見ていただきたいと思います。先ほど今後の進め方についてという議論があったんですが、31 ページに書いておりますが、今後の審議の進め方について、2 年間何も議論せずに原案が出てくるというやり方、そういうことを県の方から想定しているというご説明もあったんですが、なぜそれが問題があるのかというのを3 点、(a) (b) (c) 整理をしております。それに対して、私自身の具体的な提案を31 ページの下の(2)のところで書いております。基本的な考え方は、この場所が合意形成の場として設定されているのだということにすべて私の意見は基づいておりますので、そのようなところから考えると、先ほどの浅見委員の疑問のあたりも少し整理されてくるのかなというふうにも思います。

意見の詳細は割愛しますが、とりあえずポイントだけ申し上げておきます。

○松本委員長 今中川委員から、確認の必要なこととして4 点ほど出されましたが、1 つは、基本的にはこれはだれの意見であるということは問わない、少なくともこれを起案するにあたって、運営委員会で各委員から意見が出されて、それを協議の上、取り入れたということであるから、その段階ではだれの意見かということはほとんど意味を持たない話ではないかと私は思います。

それと、先ほどから大体この案で結構だというご意見が大半でございますが、それは、今中川委員がご指摘になったような幾つかの確認が必要だという協働作業の成果であると

か、政策目標の明記の評価であるとか、この辺も重要なポイントでありますから、当然それらも読まれた上でのオーケーで、ご異論が出ていない限り、それは原案に賛成だというふうに理解をしております。そうでない意見があるらしたらお出してください。それから、ご発言のない方も、この原案に対して賛同だというふうに解釈させていただきます。そのような受けとめ方で、この議論を一定ここで集約したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○池淵委員 さっき川谷委員がおっしゃった交渉とかいう、文案が誤解されるという部分が少しわからない。合意文書とかいうのがそこらへんに相当することなんですかね。

それと、さっき中川委員がおっしゃった、例えば、政策目標の明記の第 2 のところで、これは従来の河川整備の考え方を 180 度大きく転換する意義を持つものであると。超過洪水に対する成果を目標にする形については、ハザードマップ等々、詰めた内容が既に語られているいろいろなやっているとこのとは違う、上の目標の宣言の 180 度大きく転換する意義を持つという部分が少し理解できなかったんですが、それ以外は、さっきプロセスの内容を多く見せていただいたので、そういったものが意見書という形で、そのプロセスもかなり織り込まれた形で書かれているので、基本的には意見書として成り立つというふうに理解させていただきました。

○川谷委員 「交渉」ですが、言葉を明確にするために、ちょっと刺激的な言葉を使いましたが、本来の意図は、先ほどから何度も言われていますように、県と流域委員会が意見を闘わせて、最終的にそれを県が納得して加筆・修正に応じられたということも事実です。ですから、そういうプロセスが大事だと思っていますから、これこれの要求を押しつけたというニュアンスに最終的にとられないようなスタイルを十分注意すべきだろうという意味で、その対極の言葉として、ちょっと刺激的ですが、交渉という言葉を使わせていただいたということです。

○中川委員 1 つだけ、何度も済みません。

先ほどの池淵委員のご指摘のところなんですけれども、3 ページの 180 度転換云々というのは、少なくとも私自身の認識は、武庫川においてというふうに理解しております。もう少し丁寧に言えば、それは、10 年前に河川法が改正された、その精神、趣旨を今回武庫川で具現化したというふうにとらえております。そういう意味で、ここの文章はもう少し修文するのがより適切だろうというふうには思っております。先ほどのご質問については、私自身はそのようにとらえております。

○松本委員長 そのあたりは、もう少し細かいところの修文として、運営委員会で検討する一つの課題として残したいと思います。

それでは、ご意見の違いは、意見書のスタイルを分けるべきかどうかというところとか、いろいろありましたが、全体としてはこの方向性でいいというところで落ちついている。最終決定はちょっと待ちますけれども、そういうふうなところで、この議論は一たんここで終えたいと思います。特に具体的な記載の部分で、ここのところは基本的に変えるべきであるという強い意見は、先ほどの構成、あり方の話を別にすれば、なかったと思いますので、おおむねこういう流れ、記載でこの文章で基本的にはいいという意見になっているというところで一たん集約します。

冒頭に申し上げましたように、峡谷の環境調査の件に関しましても、あわせてご議論いただいたということで、今のところは特に修正の意見が出ていないと解釈したいと思いません。

では、再開後申し上げましたように、最終決定をする前に、いつもは最後にやっている傍聴者からの意見聴取をやりたいと思います。ただ、冒頭申し上げましたように、時間が大変タイトになってきております。8時ぐらいに終わらなければならない状態ですので、あと30分しかありません。したがって、傍聴者の意見も一定時間の制約のもとにやらせていただきたいと思いますが、発言されたい方、何人いらっしゃいますかー。

では、4人の方からご意見をいただきます。恐縮ですが、お1人の発言を三、四分に限らせていただいて、全体で十五、六分にしたいと思います。そうでなければ、その意見を踏まえて、さらに委員の意見をお伺いする時間がなくなりますので、時間の厳守をお願いします。

○荒井 荒井芳久といいます。尼崎の武庫之荘に住んでおります。大学の先生です。大学といっても、関西外大を主力に、甲南女子大、武庫川女子大、京都外大、兵庫、大阪、奈良、京都と、あちこちを担当しています。

54回もこの会議をやって、実によくまとまっていると思いますね。言葉じりをつかまえたらいろいろあるかもしれませんが、大方こういうことでいいんじゃないか。だから、余り重箱の隅をほじくって、がたがた言うのはどうかと思います。それから、女性の方が何回も何回も同じようなことをあれしていますけれども、まとまって質問すべきじゃないかと思いましたね。

それから、私は、流域7市それぞれといろいろな関係があります。三田、宝塚、伊丹、西

宮、尼崎、神戸、篠山、それから、兵庫県は、貝原元知事、今の井戸知事とはきょうだいのようにしております。斉藤副知事とも、仲よくしております。

いずれにしても、この答申案は非常によくできていると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、はっきり言いまして、武庫川、武庫川といいますけれども、丹波篠山で会議をやったときには、円山川、加古川は出てきても、武庫川は余り話にならないんですよ。しかし、神戸市も、三田市も、宝塚市も、西宮市も、武庫川から水を引いて、流水にしています。尼崎市は、どちらかという、淀川から水を得ているわけですね。それで、私の言いたいことは、今までもちょっと言ったことがあるんですけども、まず自然環境、淀川とかその他に比べて、鳥が非常に少ない。魚も少ない。どちらかという、西宮から尼崎のこの辺から下の方には魚がいますけれども、上の方には魚が比較的少ないというので、魚をふやすということも必要じゃないかと思ひます。

それから、花については、前にも言ひましたけれども、兵庫県が、日本海から太平洋まで桜の木を植えたいという意向がありまして、円山川、これは丹波篠山から日本海に流れている川ですけれども、その川と武庫川を結んで桜の木を植えたらどうかと。武庫川には桜の木があちこちにちょこちょこあります。もう 1 つは松の木。これは尼崎市にもあったんですけども、完全に取払ってしまつて、全然ありません。ところが、西宮市、宝塚市には松の木があつて、撮影なんかに使われたりしております。したがつて、松の木と桜の木をぜひ植えていただきたい。

もう 1 つ言ひたいのは、西宮市は非常によくできておりまして、武庫川に沿つてサイクルロードがあります。私も、武庫川女子大に教へに行くのに、電車に乗ると 45 分かかりますが、西宮のサイクルロードを使うと 20 分で武庫之荘から武庫川まで行けます。ところが、尼崎市側には、残念ながら、何回言つてもありません。これは尼崎市にも言ひているんですけども、県が管轄だとか国が管轄だとかいって……

○松本委員長 時間が来ましたから、絞つてください。

○荒井 ですから、ぜひサイクルロードをつくつていただきたい。これは事故があつたときに上から下まで走るのに、サイクルロードがあつたら、非常に短時間で行けるわけです。

それから、ダムについての話が出ていますけれども、私たちとしてはダムは必要でないと思ひています。ところが、県は非常によく考へておりまして、ダムが必要だということであれば、ダムを設定すれば私はいいと思ひます。

以上です。

○傍聴者 私は、このたび意見書を出しているんですけども、武庫川の川は完全に死滅状態なんです。それと、散歩やらの道路があるんですけども、これは碎石の処分ですというふうになっているわけですね。それと、僕、きのうまでよその県に行ってきたんですけども、ダムをつくったり道路をつくったために、河川に土砂が入るんですよ。これを知らなくて、全部の川が今つぶれております。泣いております。こういうことも考えないと、計画だけで言うより、川は自然の生命ですから、血液ですから、これを大きく間違えては大変なことになります。これは子孫代々に宝として残さないといけない。これを大人が、利権やそういう裏のことでやることはもう一回考えてみる必要があると思います。それだけです。

○つづき つづきです。全体として非常にユニークな画期的な答申だと思うんですけども、私、2点意見を述べたいと思います。

1つは、流出抑制です。意見書案でも触れられていますが、県の貯留施設の対策、あるいは河道対策の力点の置き方と比べると、流域対策に対する姿勢が非常に後ろ向きというのは、この間の議論でも明らかです。貯留や河道対策の関係は、いろんな困難があっても、それはやろうという姿勢が非常に明確なんです。流出抑制の関係では、今ある既存の施設をどう活用するかも非常に限定的ということで、新たな取り組みをやろうというものが全くないという点で、ここは非常に問題な県の姿勢だと思います。その点もできれば強調していただければと思います。

もう1つは、流下能力についての疑問です。意見が反映されなかった問題というところにこの点が入っているのかもわかりませんが、県の資料の中にその点についての比較資料を入れるだけではなくて、洪水実績から逆算した流下能力がこれだけになるということについての県と流域委員会との間の相違点といますか、疑問点といますか、解明されていないことについては、流域委員会としての意見書案の中にぜひ明記をして、こういうことが重大な問題で、700m³ / s分、ダム1個分にも相当する相違点だと思うんですが、こういうことが残ったままなのかということが、住民の方がこの武庫川流域委員会の意見書案を見ればわかるようにぜひしていただきたいと思います。(傍聴者「58名いる委員の中で……」)

○松本委員長 済みません。もう終わりです。(傍聴者「きょう出席しているのは28名ですよ。女子は全員出席していますけれども、男子が出席していないのはどういうことか。」)

私は、きょう 9 時からここへ来ているんですよ。)」議事の進行を妨害する方は出てください。(傍聴者「私は授業があるから早くから発言させてほしいと言ったけれども、委員が発言するまで待てということで、私は授業をカットして待っていたわけですよ)」次の方、発言をお願いします。(傍聴者「私はもう帰りますけどね」) どうぞお帰りください。(傍聴者「意見を言ったやつは必ず明記して意見を出すべきですよ。聞きおくにとどめたら承知しませんよ」)

○奥川 西宮の奥川です。

流域委員会の討議、審議会のあり方に一石を投じた。この民主主義的な運営というのは非常によかったとっております。心から敬意を表したいと思います。それから、超長期方針がいかにあるべきかというのを学びました。実際の流量のデータが不足していることなどはびっくりものですね。そういう点から、流量の修正を文明論の上ではあり得るといって、修正の問題なども議論になっておりましたけれども、期待しております。

○安留 21 世紀の武庫川を考える会の安留といいます。篠山に住んでおります。

きょうの意見書取りまとめの中で触れられていることなんですけれども、積み残された課題となっていますけれども、去年の 8 月に出された流域委員会の提言書から見ると、今度の県の基本方針、やはり大きな違いがあると言わざるを得ません。審議過程における 3 つの取り扱い原則、この提言書がどういうことを原則にされているのかを 3 つ挙げておられました。1 つは、治水対策の検討、2 つ目は、環境問題と治水対策、3 つ目が、超過洪水と危機管理ということです。

1 つ目については、文言を並べかえてということになったようですけれども、特に 2 つ目の環境問題と治水対策の中では、先ほど委員さんの中でも優先順位という話がありました。この辺については、県の方も頑迷にそれを受け入れないという態度に終始されていますけれども、提言書の中では、水環境を大切にされた総合治水を上位に置くということを明らかにされています。県の方はこの点を真摯に受けとめるべきだと思います。意見書を見ると、これは、意見が反映されなかった問題というふうにされています。いわゆる積み残しの問題だと思うんですけれども、きょう議題に上がった現況流下能力、それから、これまでも論議をされておりましたけれども、森林や田畑の保水・遊水能力については、今後の科学的な技術の発展、情勢の変化によって変わってくる。そういう研究が進んでくることもあり得ると思うんです。それを受けて、反映されなかった問題というところで、今後の基本高水の見直しなんかにもつながってくるのではないかと思います。

そうすると、整備計画ができるまで、ブラックボックスに入ってしまうという委員の意見もありましたけれども、そういうことにならないように、その間、いわゆる社会の進捗状況において、県が総合治水の立場に立って努力するように、その努力を監視するようなシステムがどうしても必要になってくる。それは流域委員会の仕事ではないかと思えます。今後、県の方が、2年後ですか、整備計画を明らかにしてくるときに、そこになって初めて、えっ、いつの間にそういうふうになっておったんだということがないように、その間にも総合治水に向けての努力をするように、必要に応じて報告も求めるというシステムづくりをぜひやってほしいとお願いしておきます。

それにしても、2年間、さらに提言が出されてからも、方針づくりのために努力された委員の皆さんには感謝したいと思います。ありがとうございました。

○松本委員長 ありがとうございました。では、傍聴者からのご意見の聴取はこれで終わらせていただきます。

基本的には、きょう、この委員会の中で審議してきて、各委員から出された議論と異なる範疇の話ではなかったかと思えます。ご意見に関しましては、おおむね審議を経たものであると思えますが、委員の皆さん方から、傍聴者からの発言に関して何かご意見はございますか。

○奥西委員 個別的なことですが、委員の欠席について意見がありましたけれども、私の認識では、事務局並びに運営委員会の皆さんが非常に努力された。もともと全員が出席する日を見つけることは至難のわざで、その中で、計画する側も出席する側も最善の努力をしたと私は思っております。

○松本委員長 ありがとうございました。

では、先ほど一たん中断しましたが、答申書案という形での基本方針原案についての意見書、いろいろ意見がございしますが、多数意見としては、大幅な組みかえについては必要ないだろうということに収れんされるのではないか。ただ、表現等の問題については、さらに15日に運営委員会を開きますから、本日の論点の部分を起草していくこととなります。その起草していく内容とあわせて審議をしますから、各委員から、部分、部分にわたる文言修正等があれば、修正箇所を事務局の方にお出しいただきたいと思えます。最終的には15日の運営委員会で確認をしたい。同時に、15日の運営委員会にお諮りする最終案につきましては、可能な限りそれまでに各委員にお届けするような努力をしたいと思っております。努力ぐらいにしておいていただきたいと思えますが、そのように取り扱いたいと思えます。

基本方針の原案について、大筋としてそのような前提つきでご確認していただくということで、ご異議ありませんかー。

なければ、あと、微調整がかなり残っておりますが、それも含めてご承認いただき、あとは運営委員会に一任することをご承認いただいたということで、確認をさせていただきます。ありがとうございます。

きょうの議題で、最後に、先ほど委員のどなたかから発言がございましたが、これからのスケジュール、取り扱いについて、県から文書が出ていますが、これについても、意見書の中でそれを前提にして意見を申し上げますので、改めて説明は不要かと思いますが、よろしいでしょうかー。

では、それは割愛させていただきます。この文章でもって県の説明があった。それに対して委員会の方は、意見書に記載したとおりに要請するという取り扱いにさせていただきます。

これで、本日のすべての議事は終了しました。

最後に、前回の委員会等で知事に出席を要請しまして、運営委員会で何回かそのことについて督促をしましたが、県議会等の日程でどうしても無理だという話で、きょうは出席されておりません。県土整備部長か局長あたりが来られるのかと思ったけれども、どなたも出席されておりません。部長代理が田中参事だということで、田中参事から最後にあいさつをしたいという申し出がございますので、お願いしたいと思います。

○田中 最初にお断りを申し上げておきますけれども、今委員長の方から報告がございましたように、委員会から知事の出席を求められておりましたけれども、今ご説明がありましたように、所用がございますので、本日出席できません。かわりまして、私の方からお礼を申し上げたいと思います。

本日は、基本方針原案の審議に関しましては一応最後の流域委員会ということでございます。3カ月前、7月6日の第50回流域委員会におきまして、私どもの方から基本方針原案を提示させていただきました。その後、本委員会を5回、運営委員会を10回という非常に精力的な意見交換等を踏まえまして、武庫川水系の河川整備基本方針原案の修正案をまとめることができました。まことにありがとうございます。

一昨年8月に流域委員会からご提言をいただきました内容を踏まえまして、基本方針原案の作成作業を進めまして、今申しましたように、流域委員会に原案を提示させていただきました。その後、委員の皆様方から非常にたくさんのご意見をいただきまして、長時

間の議論、また意見交換をしていただきまして、このたび修正案がまとまったということです。おかげをもちまして、当初提示させていただきました原案に比べまして、委員の皆さん方のお言葉を拝借しますと、いわゆる品格のある基本方針原案ができ上がったのではないかと感じております。

せっかく発言を許していただきましたので、一言だけ申し添えておきたいと思っておりますけれども、先ほど意見書案の中で、総合治水の推進にあたっての県の姿勢についての内容で、県の取り組み姿勢が消極的であるとか、基本方針の策定に及び腰になっているというふうな表現がございました。この点につきましては、私としては非常に残念でなりません。私ども河川管理者といたしましては、基本的にいいものをつくっていくという思いで、精いっぱい対応をさせていただいてまいりました。しかし、その対応の中でも、やはり河川管理者としての責任ある立場がございました。そういう責任が伴いますことによって、基本方針は、いわゆる超長期的な視点で作成するということではございますけれども、やはり将来何とかなるであろうとか、いずれこのように変わるはずだとかいう不確定な前提で作成するものではないと考えております。少なくとも現時点におきまして実現の可能性の見出せるもの、あるいは見出せなくても、実現に向かって何らかの動きがあるものでなければ、基本方針の中に記述するわけにはまいりません。この基本方針は、総合的な治水対策を主軸に作成しておりますため、関係機関との調整を行う必要もございました。

そういったことから、委員の皆様方からの意見に対して、場合によっては否定的ともとられるような回答をさせていただいた点がありますが、その後、関係機関との調整や内部での検討を重ねることによりまして、よりよい原案になるように修正した点もございます。我々としましては、できる限りの努力をしてきたことをこの場であえて申し上げさせていただきたいと思っております。

後日知事に提出されます意見書につきましては、真摯に受けとめさせていただきまして、今後の整備計画原案の作成につなげてまいりたいと考えております。

基本方針原案を年内を目標にまとめますとともに、引き続き整備計画の原案作成に取りかかっていきたいと考えております。原案が作成できた段階で、再度流域委員会の皆さんからご意見を賜りたいと考えておりますので、引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、後になりましたけれども、流域 7 市の皆さん方には、ご多忙の中、毎回ご同席いただきまして、本当にありがとうございました。加えて、総合的な治水対策を進めていく

中で、大変な協力をいただいておりますことを、あわせて厚くお礼を申し上げます。また、これから整備計画の原案づくりを進めていく段階で、流域市の皆さん方とはさらにしっかりとした連携でもって取り組んでいくことが必要であると思っておりますので、引き続きのご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりましたけれども、松本委員長、川谷委員長代理を初め委員の皆さん方には、3カ月にわたり大変な熱意とご尽力を賜りましたことを改めて心からお礼を申し上げます。これからもご健勝でご活躍いただきますよう祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

○松本委員長 ありがとうございます。あいさつなので、一々それにこだわるのは大人げないんですが、今の中で、今後の流域委員会の開催、あるいは県との協議の話について若干触れられました。先ほど松本課長が、きょうまとめた意見書に関して、きょう議論されたことは別にして、修正するところは多分ないというふうに言下に答えられまして、今後の委員会運営についても、今の田中参事の話の中では、2年後まではさようならというふうなお話をされたように私は受けとめました。きょうの意見書の中で、今後の取り扱い、委員会開催については、委員会としての決定であって、県に対して要請しているんですから、あいさつの中で言下にそれを否定するようなことはいかなものかと私は思ひます。知事に対してきちんと要請し、知事に出席を求めたにもかかわらず、田中参事の口から、それはできませんという返答をいただくのは、委員会としては承服できないということで、そのことだけは申し添えます。答えは要りません。私が申し上げたことについて、特にご異論はございませんねー。

では、それは委員会の意思だということで、きちんと検討していただきたいと最後に申し添えます。

では、本日の議事骨子の確認に入ります。

○平塚 事務局の平塚です。

議事骨子の朗読をさせていただきます。

第 54 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事骨子の確認

松本委員長と中川委員が、議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会報告

「第 76 回運営委員会」(9 月 18 日開催)、「第 77 回運営委員会」(9 月 26 日開催)、「第 78 回運営委員会」(10 月 3 日開催)、「第 79 回運営委員会」(10 月 5 日開催)の各協議状況について、松本委員長から説明があった。

3 武庫川水系河川整備基本方針(原案)・答申書(案)の審議

①河川管理者から、「武庫川水系河川整備基本方針(修正案)」及び基本方針に関する「序文」と「各資料編」について説明があった。

②松本委員長から、「武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書(答申書案)」について説明があった。

③「基本方針(修正案)」及び「意見書(答申書案)」について、残された論点「検討の優先順位」、「基本高水、配分流量の見直し」を中心に一括審議を行った。

④審議の結果、以下の修正等を行うこととし、「基本方針(修正案)」及び「意見書(答申書案)」の骨格が承認された。

【主な修正点等】

- ・現況流下能力に関しては、資料を再整理した上で改めて公開する。

- ・甲武橋及び阪神橋梁地点の現況流下能力と計画流量については、「資料編」に補足説明を簡潔に記載する。

- ・流域対策で受け持つ流量の算定経緯を「資料編」に簡潔に記載する。

洪水調節施設の優先順位について、検討の優先順位については、ダム以外の治水対策を優先して検討することを答申する。

- ・流域対策の対象となる施設の箇所数については、「資料編」に記載することを答申する。

- ・なお、本日の審議結果を踏まえた「意見書(答申書案)」に関する具体の修文については、運営委員会に一任する。

4 武庫川峡谷環境調査

松本委員長から、「新規ダムに係わる武庫川峡谷の環境調査について(運営委員会見解案)」について説明があり、流域委員会の見解として確認した。

5 その他

「武庫川水系河川整備基本方針策定の今後のスケジュール」について、河川管理者の説明があった。

以上でございます。

○松本委員長 主な修正点のところ、幾つか異議がありますね。

1つ目、「現況流下能力に関しては、資料を再整理した上で改めて公開する」ということではなかったはずですが。現況流下能力等に関しては、治水資料編に記載することを県は検討する。

○木本 再度読み上げます。「現況流下能力に関しては、「治水資料編」に記載することを河川管理者は検討する」で、よろしいですか。

○松本委員長 その下は、「甲武橋及び阪神橋梁地点の現況流下能力と計画流量については、一般に理解できるように数値等を資料編に補足説明し、記載する」です。

○木本 読み上げます。「甲武橋及び阪神橋梁地点の現況流下能力と計画流量については、一般に理解できるように数値等を「資料編」に補足説明し、記載する」。

○松本委員長 次は、基本高水流量配分及び流域対策による流出抑制量の算出に至った経緯、データ等を資料編に記載するということですね。

○松本 記載することを検討すると。

○松本委員長 じゃあ、検討する。

○木本 読み上げます。「基本高水流量配分及び流域対策による流量抑制量の算出に至った経緯、データ等を「資料編」に記載することを検討する」。

○奥西委員 質問ですけれども、最初の3項目は、委員会と県の合意事項としてメモったということでしょうか。

○松本委員長 きょうの協議で、あそこに書いてある範囲の、文言までは詰めていませんが、そういう趣旨を受けて、具体的な記載を資料編に行うところまでは確認したという意味合いだと思っています。

○奥西委員 あと、答申するというところが二、三カ所ありますが、これは……。

○松本委員長 優先順位の話は、話がつかなかったから、確認されたことがないということで、優先して検討するように意見書の中に入れるということだから、これはいいですね。

○奥西委員 言いたいことは、何々することを答申するというと、あたかも委員会がこうしますよと答申した感じで、内容は、河川管理者がこうしてくださいと。

○松本委員長 ダム以外の治水対策を優先して検討するよう答申書の中に盛り込む。そういうことですね。

○木本 「ダム以外の治水対策を優先して検討するよう答申書に盛り込む」。

○松本委員長 流域対策による流出抑制量の算出に至った経緯、データということが、あのことと一緒に、それはわざわざ入れぬでもいいんじゃないですか。それは、「記載する

ことを検討する」と言っているんですから。

○木本 再度読み上げます。「主な修正点等 現行流下能力に関しては、治水資料編に記載することを河川管理者は検討する。甲武橋及び阪神橋梁地点の現況流下能力と計画流量については、一般に理解できるように数値等を資料編に補足説明し、記載する、基本高水流量配分及び流域対策による流出抑制量の算出に至った経緯、データ等を資料編に記載することを検討する、洪水調節施設の検討の優先順位については、ダム以外の治水対策を優先して検討するよう答申書に盛り込む、なお、本日の審議結果を踏まえた意見書（答申書案）に関する具体の修文については、運営委員会に一任する」。

○伊藤委員 なおのところは、修正点じゃないから、⑤じゃないですか。

○木本 そうしたら、⑤ということで。

○松本委員長 ほかにご意見ございますかー。

では、これで確認いたします。ありがとうございました。

これにて、本日の審議をすべて終了いたしました。大変長時間にわたったことをおわびします。これで基本方針に対する審議を終えます。その後の対応については、答申意見書に記載したとおり、県に対して要請をしていきたいと思っていますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○木本 これをもちまして、第 54 回流域委員会を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。